宜転任左近衛権中将

藏人右少弁兼左衛門権佐藤原経理奉

縦三三・七糎

文書原寸

包紙原寸 縦四五・五糎

横三二・五糎

五一糎

職事

上卿

正親町大納言

清閑寺頭左中弁

縦一九·四糎

包紙原寸 縦

三二糎

文書原寸(折紙)

横四三・九糎

五二糎

蔵人頭左中弁藤原豊房奉

文書原寸

縦三七·七糎

二枚

包紙原寸(総括) 縦六五・一糎

横五一・九糎 横五七・七糎

100四/1 位記一巻 (付札)

宣奉

勅件人宜令転任

元治元年四月十一日上卿正親町大納言

宣旨

従四位下源久光朝臣 宜叙従四位上

(端裏書)

従二位行権中納言藤原朝臣光愛

左近衛権少将源朝臣久光

左近衛権中将者

元治元年四月十一日

大外記兼助教中原朝臣師身奉

横

文書原寸

縦三三·七糎

包紙原寸

縦四五糎 横三二糎

五一糎

「従四位上源朝臣久光島津大隅守」

付札原寸 縱一三糎 横二•四糎

付札原寸 縦四二種

横八・一糎

島津大隅守」

島津大隅守

正二位行権大納言兼太宰権帥臣

正二位行権大納言臣 正二位行権大納言臣

正二位行権大納言臣 正二位行権大納言臣

忠順

制可

<u>栄</u>級用旌寵章可依前件 精誠無懈夙夜在公宜申 中務表節兵欄宣動羽衛 (「天皇御璽」) 右可従四位上

主者施行

元治元年四月十一日

二品行中 務 卿 幟 仁

正五位下守中務大輔臣卜部朝臣教久

正五位上行中務少輔臣藤原朝臣資生

家信

行

宜

親 王

従二位行権中納言臣

従二位行権中納言臣

従二位行権中納言臣 従二位行権中納言臣

従二位行権中納言臣

従二位行権中納言臣

正二位行権大納言臣

正二位行権大納言兼右近衛大将臣

制書如右請奉 (「天皇御璽」)

公績

従二位行権中納言臣

制附外、施行謹言 元治元年四月十一日

俊克

実麗等言 定功

通富 光愛

679

正二位行権大納言臣

従四位下源朝臣久光

正二位行権大納言臣

権大納言正三位臣

従二位行権中納言臣 正二位行権中納言臣

従二位行権中納言臣

為理

重胤

有容

月日辰時正四位上行大外記兼助教中原朝臣師身

関白従一位行左大臣朝臣

太政大臣闕

右大臣正二位朝臣

内大臣正二位兼行左近衛大将朝臣

正四位下行兵部大輔紀季

兵部卿闕

参議正四位上行右大弁

告従四位上源朝臣久光奉

制書如右符到奉行

従四位下行兵部少輔兼出羽守貞彝

(天皇御璽二)

元治元年四月十一日

少録

卷子原寸 縦二六・六糎 横一四七・五糎

100四/三

包紙原寸(総括)

縦六四·四種

横五一糎

(本文書ハ一〇〇四ノ一号文書ト同文ニ付省略ス)

付札原寸 ①縦四三・一糎 横八・八糎

②縦一八・三糎 三糎

文書原寸(折紙) 縦一九・五糎

包紙原寸

縦

三二糎

横五二・三糎

横四四・二糎

横四四•四糎 二枚

包紙原寸 縦 四五糎

文書原寸 縦三二・四糎 文書原寸 縦三三・一糎

横三二・二糎

四五糎

包紙原寸(総括)

縦六六糎 横五二・四糎

(本文書ハ一〇〇四ノ二号文書ト同文ニ付省略ス)

付札原寸 縱四三糎 横八・八糎

文書原寸(折紙) 縦一九・五糎 横五二・三糎

680

執次	大御乳人	長橋御局	上﨟御局	禁 要 御 所	従四位上成	御礼物之事	従四位上左近衛権中将成	島津大隅守源久光朝臣		low 久光公官位昇進ニ対スル献上金明細書		包紙原寸(総括) 縦六五・八糎 横五二・五糎	文書原,一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	横四五•一種 付札原寸 经价	文書語原寸 縱一二•五種 包紙原寸縱	包紙原寸 縱三二種一機四四•二種
銀子二十目	右同断	右同断	銀子壱枚	黄金壱枚					三通(御系図唐櫃入)	ル献上金明細書		・五種	_	縦一三・一種横二・四種	四五糎 横三二•三糎	
中務省	三伝奏	中務少輔	中務大輔	御請印	位記	職事	上卿	内侍所	執次	於五百御方	於八百御方	准后御方	執次	御乳人	高松御局	親王御方
銀子壱枚	銀子六拾目宛	右同断	右同断	銀子六拾目	銀子五枚	右同断	銀子六拾目	御太刀代銀子五文日白銀四拾目	銀子十文目	右同断	銀子壱枚	白銀三枚	銀子十文目	右同断	銀子壱枚	白銀三枚

浅野主膳〇		銀子五両	執次
山科筑前守□		右同断	於五百御方
坊城大納言殿家		銀子五枚	於八百御方
市岡式部〇		黄金壱枚	准后御方
本多左京〇		銀子五両	執次
飛鳥井中納言殿家		右同断	御乳人
木下右兵衛少尉〇	· 7 7 7 7 2 2 9	銀子五枚	髙松御局
西池主水 〇	元台元子丰写手	御太刀馬代黄金一枚	親王御方
野宮中納言殿家		銀子壱枚	執次
右之通請取差上、銘々相渡申候、以上、	右之通請取差上、	右同断	大御乳人
銀子壱枚宛	雑掌六人	右同断	長橋御局
銀子壱枚	宣旨副使	銀子五枚	上﨟御局
銀子拾枚宛	三伝奏	御太刀馬代黃金二枚	禁裏御所
銀子五枚	宜旨		中将成
右同断	職事	銀子壱枚宛	雑掌六人
銀子六拾目	上卿	銀子壱枚	位記副使
御太刀馬代白銀二枚	内侍所	銀子壱枚宛	主鈴両人

宮備中守時道作一御鞍 一 手 紅**緲** 糸 一 御 聞 所 人 作 一押掛 紫守山 一御手綱 용 縦 三九種 将軍ョリ久光公へ下賜ノ鞍置馬覚書 川上式部殿 包紙原寸 縦 足 脊 疋分 掛 掛 筋 横三八・九糎 五二糎 (御系図唐櫃入) 一卷 十 十 文字 泥 熊障 右は 切附 将軍家より 候条、至後年紛敷無之様可記置者也、仍如件、 御拝領之御馬道具ニ而、御廐御讓御道具之内江被入置 思召、当子二月廿二日 御満足被 場合ニ至候段 中将様年来御国家之御為御励精御尽力被遊、当節之御 元治元年子六月朔日 間 刺 口 龍衛久齢 但馬久連 式部久美

一御板馬氈力革 一通	約之皮 一通 一通 小黒童 内白童	有海、从	一御鞍 一脊	「書附写」(包紙ウワ書①)(御系図唐櫃入)(包紙ウワ書①)	OM 朝廷ヨリ久光公へ下賜ノ鞍置馬覚書	横二一・三種の一般の一般のでは、「一・三種の一般のでは、「一・三種の一般を表現して、「一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	御馬預	摂津久高
右、当正月十七日	— 但 興 繁	1	- 一 を か を 戦引 - 一 雨 覆 御 鞍 蓋	但 但 紅糸打	世 (世 (五 (本 (大)) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	一 御乗轡 世 菱形	一御板泥障 工厂	但 靼 革
	— 本	- 一 新	ッ	掛掛	通	間	曲	

少将久光公御推任叙為

御礼

御参

内、於

小御所被為

拝

龍顏、且昨年異賊渡来之節、早速攘斥、不被為墜

御尽力之由被

神州之威名、格別

聞食、依

叡感御鞍置

寮御馬被遊

御拝領候、右之

後年紛敷無之樣可記置者也、仍如件、

御馬道具ニ而、御廐御譲御道具之内江被入置候条、至

元治元年子六月朔日

式部久美

文書原寸 縱三三•四種 包紙原寸

横二六七・六糎

①縦四六・八糎 横三二・七種 横三四•一糎

御馬預

摂津久高 龍衛久齡 但馬久連

②縦四五・七糎

久光公官位推任叙二付女房奉書

(御系図唐櫃入)

黄かね百両・御きぬ三十疋しん上おはしまし、ひろう申 しまつ少将より、今度官位御推任御推叙の御礼として、

よく!つたへ給候やう心へ候て申候へと、御こゝろへ て候へはおもしろく思しめし候よし、さつまの少将より、

候てつたへさせ給候へく候、かしく、

御伊万の

文書原 ,一縱四七•二種一横六一•三種一二枚

久光公官位昇進ニ付女房奉書(御系図唐櫃入)

島津中将より、今度官位御推任御推叙の御礼として、黄

伏見・天龍寺等之人数、別段相替候挙動ハ無之候得共

其後之形行左ニ申上候'

慶奉存候、当所之形行ハ去ル四日岩下便より申上候通、 入恐悦奉存候、於爰許両公子御安康被遊御座恐悦御同

かね百両・御きぬ三十疋しん上おはしまし、ひろう申て

候へはおもしろく思めし候よし、よく心得候て申せとて

候、御こゝろへ候てつたへさせ給候へく候、かしく、

御局へまいらせ候、御伊万の

包紙原寸 縱四七・三糎

横六一・三糎 二枚 縦四七·二糎

横六一・四糎

줖 小松帯刀書翰 宛名ナシ

京都及江戸ノ状況

(雑三十八番巻物)

於其御地

上々様御揃遊され

各藩よりも説得いたし候様

小監察相達ニ相成候後、未為何事も不申出、又々昨日 亀山へ幕張等ニ而勢ヲ張候形ニ御座候、さて先日、大 示し候向ニ御座候、天龍寺より太秦辺迄も出張いたし、 例之虚謁ヲ以諸所江人数分配いたし、多人数之模様ヲ

御沙汰相発、此方江も所司代より御達ニ相成候得共、

何分不筋之事ニ茂有之、吟味之上御断申出候、御達并

ニ御断之書面は、御家老座之方より差廻候付、別段差

越不申候、明後十一日迄ニ説得いたし候様と之達ニ有

之候、若其内不承服候ハ、何様之御所置ニ相成可申哉、

追討之義候ニ而も被仰出事欤と相考申候

朝廷之所も孰れも様例之因循相初、御自分之御身かま

御機兼克被為

御所江は大島と昼夜尽力いたし候得共、何分御身のお ヘニ而至公至平之御所置も出来不申、両宮・内府公之

朝威之衰へ候ニ至り候義、切歯之至何共難申上候、

そろしさ何事も不被行、実ニ

ニ御座候、一橋公之御考ハ各藩之説得ヲいたし、其上 橋公ニも初之程とは少シ寛ニ相成、旁不審も起候事共

成度抔被申上候由御座候、此方之趣意

不承知ならハ一橋より追討相願候間、其上ニ御免ニ相

福原より謹而歎願いたし候様、 朝命を以歎願之趣意ならハ穏ニ可申出之処、兵革ヲ携 出候次第、 御不平ニ被 思召候間、早々人数引取、 断然御沙汰ニ相成度、

其上ニも不承知ならハ、違

勅ニ相成申候間、 其節は被成様も無之、是非至当之御

朝威相立候様申立置候得共、

所置ニ而

例之御身かまへ御推察可被成候、しかし十一日 何分其義被行兼候勢ニ御

方ニは何とか相分可申候

江戸表へも水人四千人計金ヶ原ニ押出し、当分水府公 江随従之結城等之人数ヲ打破、当君ヲ押立、攘夷之筋 ヲ立度と之趣意之由、大平山とハ又別ニ而矢張大平山

ハ出張居候よし、閣老も酒井・板倉等も退役、松平大

候よし、右辺之事ニ而一橋も大心配ニ被聞申候 弥再職ニ相成候事ハ承リ不申、白川・阿部閣老被仰付 和守も退役ニ相成、既ニ久世等再勤之模様ニ而候得共、

朝廷江も申上ニ相成候付、 別紙之通

乱と被存申候、去ル四日、 御沙汰ニ相成候よし、誠ニ紛乱ニ御座候、日本中之大 益満休之助·坂元彦左衛門

両人、当所江差越其段申出申候

候よし、夫丈相分申候間、 定而長崎江乗廻之都合ニ可 横浜ニ而御取入之軍艦ハ、岩下働ニ而御代払等も相済

前文之通、江戸表も紛乱之形勢、 役等江相掛候曳合事、 且非常之事も難計候付、御やし 且軍艦壱条其外、幕

相成と被存申候

きも皆々岩下滞府相願居候よし、入塾等被仰付置候人 687

数も岩下主宰ニ而居合も相付候間、此節下りニ相成候

而は甚込入候間、 御用之御模様次第ニは暫ク滞府有之

| 之ならハ今暫クハ間も有之事、勿論差掛変事ニ而も起 度と之趣、嘉藤二抔より申越候得共、何分其御許より 被仰越候御用筋ニ而何共難申候、併孰レ市来出府之上

考之上可然御勘弁相付候ハ、、 済模様次第罷下候様被仰付候而は如何御座候哉、御勘 候ハ丶、打捨罷下候義も難相叶御座候付、江戸表御用 御伺 御沙汰次第、

も宜敷御取計有之度候、実ニ仕懸り之御用打捨も不相 江戸表江御懸合被下ニ而も、又此方迄御問合被下ニ而

六ヶ敷意味も可有之と被察申候 成、軍艦御取入等之様成事ニ相成候而は、余人ニ而は

江夏蘇助義ハ、海江田抔交代之旨被仰越候得共、格別 其御地勤場差支と申義ニ而も無之よし候付、当分之処 被召置度申談候折柄、岩下正左衛門内々無拠御暇申出

師吉衛寄役被仰付候、右土師跡物主江夏江被仰付候ハ、、 趣有之候付被差下候方ニ吟味いたし、右跡役之処江土

> 仰付候、是非江夏ハ罷下候様無之而不相済候ハ、、 之上取扱いたし可申候得共、差かゝり之事ニ而直ニ 何

言上可被成候

分御問合可被成候、右之形行可然様

土師義も御作事奉行辺ニも御召使相成候ハ、、はまり

勘考之上可然と之事ならハ御伺、其上ニ

可申候間、御作事奉行勤被仰付、

如何可有御座哉、

御

思召寄不為 在候ハ、、宜相計候様有之度奉存候、

松平越前守様、去ル五日ニ御国元御立ニ而、十日ニ御

京着之由ニ御座候

右之外差掛申上候義無御座候、 考出しニ任せ次第不同

ケ条ヲ以相認差越候条、 被達

貴聞候義は可然御取計被成度候、已上、

七月九日

小松帯刀

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三巻第三四九号

文書ト同文ナリ)

組中引立方ニも可宜吟味之上、其通ニ取計置申候、

之、一日滯坂ニ而去ル二日ニ京着安堵仕候、直様当地之

廿七日ニ出船、廿九日昼時分浪花江着、当所御用向も有

形行共細々承候処、先尾老公も御振はまりニ相成、

征長

二〇 小松帯刀ヨリ(桂右衛門へ?)

長州征伐ノ件(雑三十八番巻物)

.々、於盛様御縁辺之義も当分吟味中ニ御座候間[.]

尚

は何様共命次第と申事ニ而、本姓西郷名字相名乗候追而之便ニ申上候、大島本姓ニ復せられ候義、当人

様被仰付段被仰渡哉、此段も何分上言ニ可被成候!

一筆致啓達候、

掛候処、器械相損運動不出来、無拠其日滞船、修甫相加、後帶積入候而直様出船之賦御座候処、風并不宜、廿五日炭等積入候而直様出船之賦御座候処、風并不宜、廿五日炭等積入候而直様出船之賦御座候処、風并不宜、廿五日炭 (種) とる御堅勝被成御勤奉珍重候、然は下拙も出船後二二貴公も御堅勝被成御勤奉珍重候、然は下拙も出船後二、大々様御揃御機兼克被遊御座候御事と恐悦御儀奉存候、上々様御揃御機兼克被遊御座候御事と恐悦御儀奉存候、

公も弥御請ニ相成、不日浪花江御下りニ而軍議決定之由ニ早目出軍ニ相成度旨、惣督江も尽力有之、一昨日尾老も無御座候、越前も当公出京ニ而副将之御請も有之、頻条相迫居、何レも心配中ニ御座候、併今日迄ハ先為何事之事件は運立候模様ニ御座候、夫ハ扨置、摂海夷舶之壱

昨日惣督之方江諸家重役呼出御座候付、大島差出候処、

国許人数、急応隊として以前より相詰居候、御城下・諸此節はとちまりハ出来さうな向ニ御座候、爰許よりも御様なものニ決定之上なからも、因循ニ流レ込入申候、併面は表通差廻候付、別段差越不申候、今少は早ク相運候来ル廿日迄ニ浪花江相揃、軍議有之と之事ニ御座候、書来ル廿日迄ニ浪花江相揃、軍議有之と之事ニ御座候、書

之方江領掛ニ切寄候段は、大島抔より為申出置候由、其立之義も最初萩之先鋒之命相下り候折ニ、当所ニ而閣老之尽力ニ而相成候事故、出立前切口領掛ニ被成度、御願居申候、右通之形勢ニ相成候も、肥後・越前・此方三藩

郷之人数、芸州路より被差出候筈ニ而、最早手当も出来

船為致、旁申上越含ニ御座候、橋邸江も昨日罷出候処、 越候、安行丸も追々御差廻之筈、着船之上は翔鳳丸も出 朝廷之御危難差見得、不得止事之場合ニ而直様之所と見 候間、左様御心得可被成候、何分夷舶渡来いたしハヽ、(條熈タ) 異論も無之候得共、何分摂海外夷之事件差迫居、実以不 等曳取之義も直様申談候処、大島も直様当人罷下ニは聊 取栂ニは候得共、右之形勢故扣置申候、将亦大島・下拙(ママト 御差出不相成候而も御都合ニは決而不差支候間、又機会 循ニ相流レ候向ニ候間、漸々只今はまりも付居候付、先 論此方より切口辺之所、何の欤と申而は諸藩之所も又因 不相成方可然、御都合ニは決而不差支義と吟味仕候、勿 合候都合ニ御座候、尚細事之形行ハ近々幸五郎差立申上 捨置場合ニ而彼是吟味之上、今暫ク相見合、両人なから を損し候茂如何と相考申候間、邂逅被仰付候ヲ余り見計 上惣督之方江も深く其辺は談判いたし置候間、御差出ニ 一時ニ引取出来兼候ハヽ、両人之内壱人成共早々罷下申

> 可申上、急キ飛脚差立、此段申越候条、達 座候、尚細事之形勢ハ大島より可申上候、差当之形行為

貴聞候義共は、可然御取計可被成候、此旨如斯御座候

小松带刀

已上、

十月八日

号文書ト同文ナリ)

(本文書ハ「鹿児島県史料

忠義公史料」第三巻第四五三ノ

즛 近衛忠房卿ヨリ久光公へ

町田内膳ョリ文書奉行

一一八六ノー

朝廷ヘノ献品ニ就テ

御系図唐櫃入)

以上二通

島津中将殿

忠房

(包紙ウワ書)

矢張嫌疑ヲ御受ニ相成、御込之由、併異船碇泊ニも相成

690

候ハ、大難事之場合故、身命ヲ捨御尽力被成と之事ニ御

書棚 国製一筥

之品 百有余年 一 唐物一

右、今度

皇上江献上之事、則今日無滯伝献相済候、純子ハ格別

御満足之御沙汰、書棚廻棚付殊ノ外 之品柄、深々

叡慮ニ相叶、早速

玉体之御傍ニ被為置、御慰ニ相成候事ニ候、深々

聞候、仍右申入候也、 御満足之段委細ニ可申達、大典侍局・勾当掌侍局被申

忠房

御沙汰旨申入候事、

乍大乱筆 十月十一日

島津中将殿

文書原寸 縦一六・四糎 包紙原寸 縦三二・五糎

四五糎

四五糎

右者、此節

一一人六ノニ

朝廷江従

中将様御書棚并純子、 近衛様御取伝を以、御内々

御献上被遊候処、 御満足之段御別紙之通被 仰進候付、御文書方江被相下

候旨被 仰出候条可致格護候、

十一月

文書 原寸 縦 一四・二種

包紙原寸(総括)

縦 四〇糎

内膳

横二八・七糎

横五一・一糎

新納次郎四郎ヨリ桂小三郎へ

薑

軍艦買入ノ件

新納次郎四郎

(雑三十八番巻物)

691

今日定式到着、江戸表ニは色々之事も有之由、巳ニ先

人之旅宿打入べく模様ニ而、数頭之大小名へ固メ被仰 比も申参候水府浪人、横浜之様打出、其より江戸異国

付候由、又小金ヶ原ニも八百人程罷出候噂も有之候由

旁大混雑之模様ニ御座候

今日は八木諸所へ参り候、且長崎之問合も参候間、委 細相分申候、先鉄之蒸気船水平三拾七間、りんの上三

拾斤、馬力は百五拾馬力、充分之力は三百馬力之よし、 拾九間、惣積高百九拾万斤余之よし、現積高は百五六

是迄長崎入津之船ニは是程之船は二艘程参候よし、四

年ニ相成候迄ニ而未新艘御座候よし、蘭人ニは我国之

申分無之、至極ニ宜と之事ニ御座候由、此儀は誠ニ才 船外は至而いやしめ候由候へ共、此節之御船ニは何も

船主方より二割、此方より壱割五分之運上銀有之よし 助・清兵衛大はまりニ而、ヶ程之都合ニ成立候半、尤

申候へ共、其ニも不及様ニ相働き候由、代銀も日本金 五万千弐百五拾両之よし、旁細事承申候へ共、何分紙 朝命、

之賦御座候よし、二月末三月初ニは前之浜へ乗廻之賦

上ニ尽かたく面上申残候、尚明日中加治木等ニも出崎

御座候よし、先々此旨早々申上置、頓首、

極月廿日

文書子原寸《縦一六•七糎》

横五四・五糎

壹

「不用書、別ニアリ」(端裏書)

置と称誉仕候、就而嘉永年間外夷来舶、以来

皇国一同人心不穩、非常之事件每々到来仕、不容易形勢

相顕候処、去ル戌年、於

幕府大政御変革、二百余年太平遊惰之弊風を御一掃、 御上洛有之、

両

度迄

天朝御尊崇之道被為尽、殊ニ被奉

武備充実・外夷攘斥之故を以、数代之御旧格諸大

古より非常之世に当てハ非常之事を行ふを以て英明之所 久光公ヨリ参覲復旧ニ付朝廷ヘノ伺書 (白木無号御手紙類入)

名参勤御猶予、家族迄も御暇被(命候儀、実以非常之

拡充し御英断と諸藩挙而感激之至ニ不堪歓喜抃躍仕、御美政を

して充実可仕と奉存候、不肖之小臣ニも、戌年以来一同奮発勉励、精々武備ニ心を用ひ候故、数十年を不出皇国之御威光を海外ニ輝し、十余代之御洪恩を奉報度、

官武之御為万死を不顧種々献言仕候処、乍恐

叡慮ニ被為叶

以冥加至極恐入難有仕合奉存、重畳之御褒勅迄も奉蒙、其上去春は官位昇進等も被 仰付、誠

尽力仕候処、不料も過激之徒迅速ニ攘夷之説を唱へ候よ天恩奉報度赤心ニ而、右 幕府之御美意相貫、只管周旋

り、長州如キ同意之者も有之、天下沸乱之姿ニ相成候得

共

猶又遵奉仕含御座候処、今般征長被拝候次第、無此上恐悦之御儀と奉存候、於弊藩は御美意官武之御幸福を以、兇賊速ニ罪ニ伏し、再青天白日を奉

候、既ニ東北之諸藩は追々致出府候由ニ御座候得は、修勤已前通家族も致出府候様致承知、疾首蹙額仕外無御座仰出、「大樹公御進発ニ付御深意有之由ニ而、諸大名参

藩は戌年以来

理大夫初ニも早速出府仕候義当然ニは御座候得共、於弊

出軍等、旁以莫大之入費打続、殊ニ余国と違ひ三面之海官武之御為東西ニ奔走仕、且一昨年英夷襲来、今般征長

心痛仕罷在候、就而は何共難申上義ニ御座候得共、此度岸ニ御座候得は、砲台其他防海之要器未全備不仕、別而

鳳闕守衛は勿論、藩屏之任も難相整、然時は外夷弥以軽之(幕命ニ従ひ候得は、諸藩一同国力疲弊、武備廃弛、

兇賊之余燼再発仕、征討之御国威遂ニ地ニ墜ち可申は必然之勢ニ御座候、

若万々一

蔑驕慢之心を増し、乍恐

痛恨仕候、去迚是迄之御美政致遵奉候得は、此度之新命命を蒙候共、右様相成候而は如何共致方無之、実以歎息

相戻り、別而恐入奉存候、尤武備充実、外冦攘斥、

=

御国威御震興之御儀は、去春大樹公御上洛之節

宸翰を以被 仰出候御旨も御座候得は、 いつれニ相決可

申哉、必至と当惑苦心仕候、依之乍恐

十分献言仕候間、右之趣宜御執成被下度、偏ニ奉願上候、 朝廷之御明裁承知仕度奉存、不憚忌諱、不顧多罪、 愚意

誠惶敬白、

正月

島津大隅守

文書子原寸 縦二二・二種 横二六一・二糎

喜 高崎友愛ヨリ中山大久保へ

横浜鎖港ト外交

雜三十八番巻物)

第は別紙ニ委曲申上候通ニ御座候、彼是東西之事情相違、 同前罷在候間、乍恐御安慮可被下候、然は爰許事情之次 書謹献呈仕候、御両君御堅剛珍重奉賀候、二ニ弊夫御

申訳ニも無之、天下一般之事ニ相成候事故、兵庫を解之

公非常御決断相成居候趣ニ被窺、左候へは我藩耳攘夷と

共致愚考居事ニ御座候、尤横浜鎖港之御決心も一・板両 召候而、天下之大廟策を御一決被為在候様之尽力可仕欤

得可被下候、先は此旨安着之一左右彼是不取敢言上仕候、 至当と見込候ハ、十分不顧前後尽力可仕候間、左様御心 定夕変之世態故、其時宜次第臨機応変之処置仕外無之、 策ニは及申間敷、いつれ遠路懸隔事情致貫通兼、且亦朝

実ニ天下之不幸、長歎息之外無之、左候得は於御国元承 趣、於爰許吉井生より初而承知、誠ニ以不堪驚愕次第、 何共当惑千万ニ御座候、尤 三公御出京御猶予被仰出候

知之御用向も其侭尽力と申訳ニも参兼候筈、依之何分京

師之一左右次第、得と熟慮之上至理至当之周旋可仕含ニ

及丈ニは無之、甚以心配罷在事ニ御座候、尤譬へ(三公 候間、左樣御含可被下候、何分ニ茂重大之事件、駑力之

備之基本も不相立事故、依時宜候而は百方周旋、幕府を

御出京無之候共、此兵難は一旦是非共不及遅緩候而は武

シ、今一往我三公は勿論、春・容両公をもに早々と被為 被下候、若此事至不被行而は是非 して程能処置を行しむる心組ニ御座候間、左様御承知可 一橋公之御出京を促

小松太夫江茂可然様奉仰候、恐々頓首、 尚艛々後便可申尽候、乍末折角平至御自愛専要奉祈候、

八月十二日

高崎友愛志

大久保 両賢兄 侍史

文書原 ,一縦一五・五種、横一七一・八種

兲 小松帯刀ヨリ桂右衛門へ

久光公上京ノ時機ニ非サル件

(雑三十八番巻物)

涯之形行ハ刑部殿便より一書茂差上候通 貴兄愈御勇健被成、御奉職候事と珍重奉賀候、偖京着 御両殿様御機兼克被為入候半と恐悦御義御同慶奉存候、

之次第ニ御座候、究而会辺之尽力ともニ而は有之間敷 山階宮初別紙之御人数蟄居閉門等被仰出、何とも心外

哉、併慥ニ相分不申候、右ニ付而は諸藩ニ而も段々説

も御座候得共、例之模様見合之議論勝ニ御座候、諸藩

代と申場合ニ而、外は総而引払候方却而可宜と評決い たし居候処、夷船摂海江呼寄相成段相分、亦夷情も難 候上は、何も周旋は打捨、此節海軍隊人数被残置、交 之見込は被 ん事ニ御座候、前文之模様故、 聞召度、建言之堂上方は閉門、平仄之合 御上京御断書被差出

し候段、小豆屋より申越候付、決而前文之都合ニ而出 座候、然処既ニ英舟一艘・仏船三艘、兵庫江碇泊いた 再及吟味、人数引払之義も先見合ニいたし候都合ニ御 計、横浜出火等之条も有之、旁不容易場合ニ可立致と

掛候事と相考申候処、仏船は横浜之様出船、英船は不

只今小豆屋より申参候付、愈不遠参候事は無疑事と相 日横浜より廻船可相成候間、夫迄は滯船之段申居候趣

而可有之、左候得は兵庫開港壱条旁大事件も可相決時 考申候、決而此節はミニストル等ヨリも何と欤申出ニ 宜ニ茂可成立候間、是より又何と钬形勢も相変し可申

可致候 と之見込ニ御座候、追々形行相分次第、早々申上候様

695

横浜表先月廿九日大火、夷館も焼失いたし候段相聞へ、

其上此節摂海廻船之条も有之候付、出火見廻として差

遺候方旁可宜、併御国元御聞通之上御見舞と相成候得

申所ニ而可然吟味之上、吉井幸輔去ル六日当地出立 は、旁御六ヶ敷場合も可有之候間、此方拙者共よりと

出府取計申候、尤錦弐反見舞之験迄ニ差送申候

先日より板倉侯御逢被成度候間、罷出候様度々申参候

之御催促、且夷舶廻船之事も有之罷出候方可宜と相考、 得共、暫クは所労と申所ニ而御断申上置候得共、度々

今朝罷出候形行応摂別紙ヲ以申上候

二条様・尹宮様ニは、別段相替候義も無之、二条公は 先日御参 由御座候、先日山階宮御蟄居被仰出候節は、尹宮より 内ニ相成迄ニ有之由、尹宮は未御参は無之

兼々申諭方不行届之様御断被仰上候由、誠ニうるさき

表通御問合も申越候通

事ニ御座候

中将公御上京御催促之御書付、十月廿八日御達相成申

延曳之訳は、此方ニも尚吟味之上と両三日延曳いたし 候、此方御断書は当月二日伝奏江被差出申候、御断書

之候様之御達御座候、右通度々御催促ハ御座候得共、

候義ニ御座候、亦々御所労御快候ハヽ、早々御上京有

何分只今之処ニ而御出掛ニ相成候而可宜と之見込ヾ無

御座候間、自然御返答御尋共御座候ハヽ、程能申出候

様可致候

夷船廻着ニも相成候ハヽ、其節之形行早々申上す候而 右之形行三邦丸ニ而も差返可申上筈御座候得共、不日

は、 不叶場合も可有之と相考申候、さり迚御届不申上候而 御待遠被 思召候半と奉存候付、 御留主居付役

申含差立申候間、 御聞取、 達 田中清之允江極々急キ飛脚申付、

同人江も爰元之形行

貴聞候義共は宜敷御取計之程奉願候、早々、已上、

桂右衛門様

霜月十二日

小松帯刀

再白、寒気甚敷御座候間、 折角御自愛為国家奉祈侯、 一六八四ノー

別封只今大坂より相達申候間、早々御廻申上候、芸船ハ

能都合ニ而御座候、此旨早々奉得御意候、頓首、

(本文書ハ「鹿児島県史料 下候、御同席中様江も別段書状も得不差上候間、可 頼申上候、安田金策壱条も殊之外都合宜敷、山内よ **爰元は寒気甚敷、十日計は雪降つゝきニ御座候、** 然御伝声可被下候、又々以上、 り細々可申越と致筆略候、何も差急キ乱筆御免可被 地如何と奉存候、乍末筆海軍所等之義は万端宜敷御 日より今朝は大雪ニ而、中々難凌寒気ニ御座候、 忠義公史料」第四巻第三○六号

文書画原寸 縱一六•二種

横二三・二糎

一六八四ノニ

も可有之と相考、既ニ遊説ニ出候賦ニ御座候得共、只今 此辺之処より外援と成候得共、夫丈ケハ大ニ力を得候義 別啓上仕候、大村・平戸・芸州之処粗御咄合申上置候通

引はつし候而ハ因循説相行、 成候半と申事ニ御座候故、先見合申候間、何卒其元ニ而 御出立甚以難渋之場ニ相

右三藩江御説得被成下度、奔走いたす含御座候処、内之

御出立甚六ヶ敷御座候付、些手後レ相成候得共、宜敷御

願申上候、

西郷吉之助ヨリ(大久保へ?)

忠義公出兵上京ノ件

(雑三十八号巻物)

文書原寸 縦一六・三糎 横七六・六糎

交 西郷吉之助ヨリ大久保へ

討幕密勅ノ件?

(雑三十八番巻物)

697

十月十一日

西郷吉之助

昨 御

文書ト同文ナリ)

縦 一六・五糎

卷子原寸 縱 一八•三糎

横三一四·九糎

横三四八・五糎

「大久保一蔵様 「対紙ウッ書)

西郷吉之助

別紙只今到来いたし候間、

早々御廻申上候、以上、

(麦紙) 正人 反 成

八幡橋本辺賊軍追討大略従正月三日至同六日鳥羽伏見淀

둪

至同 六日鳥羽伏見方面追討大略従正月三日鳥羽伏見方面追討大略

文書原寸 縦一六・三種 横二一・三糎

十月十三日

Ξ 鷲尾隆聚書翰

辞表提出ノ件

寒威難耐候処、

倍御多祥奉謹賀候、

(雑三十八番巻物)

恐縮一言之申訳無之万々奉謝候、茲ニ小生義も別紙写之 海恕被下度候、兼而御恩借金返済方も意外之遅々、何共

本月四日辞表差出、即落手ニ相成申候、右左右御沙

相換御懇命ヲ蒙り度、今より相願候、先は歳首賀詞申上 錦地江出頭、万々可申上覚悟ニ有之候、 汰有之候次第種々言上相伺度義も有之、前条御詫旁速ニ 出頭仕候節は不

度旁呈拙章候

爾来は御疎情打過御

五番隊

小隊長

野 津七左衛門

監軍

椎 原 小 弥 太

戦死

山 仲 吾

一三日、早朝本営役所江隊長御呼出、 掛徳川氏麾下会・桑、其外予州松山・志州鳥羽・濃州 大垣等之人数、軍粧ニ而大小砲相携、 昨日より今暁ニ相 追々入京之由ニ

付、鳥羽街道江人数繰出

頓首

一月四日

横五六・五糎

文書語原寸 縱一九•二種

鷲尾隆聚

698

朝廷御沙汰有之迄通行差留候様

懸り候処、賊兵会・桑等最早上鳥羽中之橋迄押来り候 朝命之旨仰を蒙り、 監軍椎原小弥太・山口仲吾進行キ、 同日五ツ時人数繰立、鳥羽街道に 何れ之御藩欽

京ニ付御先手ニ而参候見廻組之由を答ふ、此方両士姓

と問ふ、彼隊より両士出来り手札を出シ、徳川家御上

朝命之由を述へ、通行不相成と演説す、

名を名乗り、

之方は人数取調之上相通候様承候、 いふて、一町計引退く、間もなく又両人来りて、長州 両藩相違いたし候、

勅命と承候得は差扣候間、否早御伺之上為御知給度と

椎原・山口ニ

朝命二ツニ出ル訳無之、 一往長州江引合度といふ、 椎

原•山口斥候三人同道二而長州屯所江引合候処、

同様

なるか故

右両士も左様なら

朝廷江御伺被下度、夫迄は本陣迄幾年り、可引取候、

隊江談シ、左右江分配し散戦隊をなす、時ニ一番大砲 隊を進め、賊兵と僅一町を隔て要地ニ依て隊を立、諸 呉々も相分次第御為知可被給といふて引帰す、此時少々

隊半座繰出シ来り、 街道真向ニ押出候得は、 賊兵四

又一二町引退く、又押掛小枝橋を越て十分之地理を撰 町川原迄引退く、我隊追々進めて川原江繰出す、 て百姓家二三軒借入、陣場を定む、六番大砲隊談合し

賊兵 五.

砲一門、左脇ニ五番隊、其左ニ大砲三門、是ハ敵の横

て城南離宮社前ニ前後左右ニ分配し、街道之正面江大

合を為可打也、城南離宮後之方油小路ニ懸候而加世田

高岡・伊集院の隊を立る、右之方竹藪之内江六番隊横 合に当りて隊を伏セ、本道江は斥候巡邏之番兵を出せ 先ニ飛脚なり

大手を広けて押留たり、銃隊躵を付る、 とて弐人通掛ル、差留応接之央騎馬三人馳来る、番兵 り、やかて賊兵陸続して連隊ニ押来り、 是を見て騎馬

致面会度といふ、則椎原・山口出逢たり、 未 も飛脚も逃帰る、又先刻之両士来りて、椎原小弥太江

ふ、左様ならハ時刻も移り候間、是非可罷通といふ、 朝命何たる事不相分候哉と問ふ、暫時御待可被成と答

兎角御聞入なくハ御通可被成、無理御通行候ハヽ、

朝命を奉し居候間、 非常之可致取計と云けれハ、是非

可罷通といふて、両士弐礼して別れ去る、椎原・山口

も応答して静々と吾陣に入ルと、隊長野津七左衛門急

事なれハ、弾丸之飛事霰之降るに異ならす、城南離宮 砲を打放し、小銃は田中の丸岡竹藪之内より設ヶ置候 ニ指揮して喇叭を吹き、街道ニ備置候四封度半之野戦

り横矢ニ打掛、吾一分隊ハ時分を見合、左側田畑江散 の社前より四封度半三挺、六番隊ハ西側川土手竹藪よ

開し、皆十分躵を付て打放シ候処、賊軍忽チ備を乱し て蜘の子を散すか如く四方ニ散乱して敗走す、日も暮

江日丸之小旗・大小銃・要具投捨、死骸も数多斃たり、 敵之屯所江放火す、賊壱人もなく逃失たり、賊之屯所 けれハ小銃打止メ、 一同凱声を揚て無二無三ニ馳入り、

隊ニ令して喇叭を吹ならし、縦隊に備を立、本之陣場

日比ニ陪す、暮前之戦争に野崎喜左衛門外三人後へ廻(億) り候処、賊兵ニ出逢、即打倒し首を取来れり、此時長

番兵を出シ置て備場を堅めたり、 州之人数も繰出シ来る、右之首級を望か故相送れり、 四過比油小路より敵

隊援兵をなす、此掛リロ難戦ニ而、我隊を以て援ハん 放て攻撃す、直ニ郷兵是ニ応し烈シク砲発ス、伊集院 兵襲来て、加世田・高岡之二小隊之屯所江向け小銃を

時砲発しけれハ賊兵敗走す、接戦畢而敵之方より誰共 て小銃を打掛候段、本隊へ注進ヲなすカ故、味方も暫 とすれと、無程賊敵引退く、九ツ時分番兵江敵兵襲来

す、具足しけれハ疵付かす、其侭生捕て糾問しけれ も不云引帰す故、金次郎怪敷思ひ飛懸而一太刀ニ打倒 不知一人馳来る、土工手津留金次郎誰欤と問に、一言

半時分賊軍大勢襲来る、始之通ニ而大小銃を烈しく発 桑名人也、御邸へ送れり、是賊兵生捕の始也、 暁七ッ

放シケレハ、白明に及て賊兵敗走す、

ニ而手負を点検するに、傷に逢もの壱人モなく、勇気

比、先鋒より二三町離れて人家ニ入て宿陣す、す、捨る所之要具算を乱せり、七八町押行候処、十二す、捨る所之要具算を乱せり、七八町押行候処、十二す、捨る所之要具算を乱せり、七八町押行候処、十二

馳来り、今日之戦一番隊ハ伏見より鳥羽筋之横合ニ打四日、朝六ツ過伏見より一番隊中村半次郎・西郷信吾

喇叭役染川彦左衛門手を負たり、戦争之央故頴川与五椎原小弥太戦死セリ、丸田仲之丞・宮之原孫左衛門、小銃を連発しケレハ、吾隊も大に憤戦す、此時に監軍兵に鳥羽街道より押懸て砲発す、賊兵よりも烈しく大

同五日、出張本営ニ而手配軍議決定之上、富之森之賊

向ニ小高き塁を築て楯に取、大小銃を厳敷打出ス、味て敗走す、弥進撃して淀之川向迄追討いたし、賊兵川争戦の度毎に先を争て進ミたり、終に賊兵富之森を捨勇ミ進て戦たり、染川・頴川ハ若年にて互ニ好陸して、郎隊に加り働しか、直様染川か喇叭を取りて吹鳴し、郎隊に加り働しか、直様染川か喇叭を取りて吹鳴し、

方追々駈来て透間もなく砲発しけれハ、爰にもたまり

得すして橋本八幡をさして逃去たり、是より頻に追撃

しけれハ、大橋小橋も焼落して一人もなく敗走する故、

同所へ宿陣ス、

仰なりと伝ふ、是非華城迄と望けれと、公命不得止し 同六日、軍局之命を以、昼夜之連戦故労を休めよとの

各休足す、

て兵を引揚け、

御邸へ帰陣し、式に因て凱歌を揚けて

六番隊

小隊長

市 来 勘 兵 衠

戦死

監軍

松 田 健 四 郎

野 津 七 次

鳥羽街道を堅めよとの命を蒙り鳥羽へ繰出す、

三月、

之央也、右手之方畠の中へ散隊に備付る、やかて賊兵 五番隊監軍椎原小弥太・山口仲吾、賊兵之先手へ応接

> 前街道西手之方、左半隊ハ川向に備て、敵兵之横合に 次第に繰引故、隊を進め小枝橋を押渡り、城南離宮之

数ニ而候哉と応接に懸り候処、徳川氏先手兵隊五百人、 指揮役千村某と申者ニ而二条城迄差越候間御通可給と

来勘兵衛・諸郷差引児玉平蔵と先手之者へ何方之御人

向て散隊に相備ふ、時ニ賊兵陸続して押来る、隊長市

勅命を奉し当街之固メに出張候間、否之御指揮有之迄 答ふ、我輩薩藩にて

我々共ニも命を蒙り罷通者候間、今一往御伺被下度と

は一人も御通申儀不相成段致演説候得は、左様ならハ

いふ、答御伺可申候間御扣可被成と答、彼暫時ならハ

御待可申なれ共、隙入候ハ、押而可罷通といふ答、 押

取候、七ツ半時分にも候哉、賊兵小銃を先ニ備へ、大

而御通候ハ、相当之所置に可及と答て、双方陣場江曳

砲を中軍として大勢街道筋押来り、二三士先ニ進て監

軍椎原小弥太・山口仲吾を尋る、二士進出て応接す、 事不調之様子ニ而、五番隊長野津七左衛門隊に指揮し

楯を取りて大小銃無絶間打出シ、敵ハ要地ニより味方

討いたす、賊兵菊亭殿前通り川堤へ米俵を以塁を築き、

諸隊進撃ス、当隊ハ街道筋田畠之右手を進ミ追

四日、

伏セ、前後二度賊兵を散乱せしむ、

走して戦を止む、此時肥後嘉二戦死ス、同利地に兵を で打出す、味方烈しく砲発して、川向之半隊も一所に でて人数を纏め引退く、味方要地をしめて陣を取り、 でて人数を纏め引退く、味方要地をしめて陣を取り、 でて人数を纏め引退く、味方要地をしめて陣を取り、 でて人数を纏め引退く、味方要地をしめて陣を取り、 がた心を先江押立、跡より大勢寄セ来るとの注進ニ而 へとも、味方不動備を堅めたり、暁七ツ半時分、街道 へとも、味方不動備を堅めたり、暁七ツ半時分、街道 へとも、味方不動備を堅めたり、暁七ツ半時分、街道 へとも、味方不動備を堅めたり、時七ツ半時分、街道 へとも、味方不動備を堅めたり、時七ツ半時分、街道 へとも、味方不動備を堅めたり、時七ツ半時分、街道 へとも、味方不動備を堅めたり、時七ツ半時分、街道 へとも、味方不動備を堅めたり、時七ツ半時分、街道 本といて打立、暫時挑合けれは及明白て、終に賊兵敗 がを以て打立、暫時挑合けれは及明白で、終に賊兵敗

と成、今夜横大路村ニ宿陣ス、

三番遊撃隊・二番大砲隊等繰出し来りて、吾隊ハ救応りて大小銃挑交セ、六ツ過より四ツ過迄苦戦しけれハ、りて大小銃挑交セ、六ツ過より四ツ過迄苦戦しけれハ、助に異を捨て敗走す、此戦に野村清兵衛戦死、山口新賊兵塁を捨て敗走す、此戦に野村清兵衛戦死、山口新賊兵塁を捨て敗走す、此戦に野村清兵衛戦死、山口新財兵とは、八大砲隊へ急を告け、二挺引来ハ寄手ニ成苦戦する故、大砲隊へ急を告け、二挺引来

て及砲発、当隊も其機を見て砲を発して敵の横合を打

※ 合、烈しく進撃して吾隊長市来勘兵衛戦死を遂たり、

大砲隊苦戦する故、小銃隊も進めて、

エイ王声ニ而

挑

計鎗刀を携へ切声ニ而突出けれ共、味方の憤戦に辟易発し死狂に成て励戦す、賊兵も手強く力戦して、十人谷宗知戦死せり、隊長を討たせ手負も不少、兵士弥憤端山彦左衞門・有馬清一・日高郷左衞門手を負ひ、前

其余賊兵之死骸・大小銃・要具捨置所、勝て数ふへか鈴木某か死骸ありて、採配日之丸付たる小旗も有之、し、終に賊軍敗走し、賊之屯所を乗取たり、爰に会藩

り烈敷砲発す、味方ハ小橋北之方川堤へ散兵いたし、淀川涯迄進撃して、賊敵淀小橋を渡り、町家へ楯を取

らす、此所之戦実に難戦といふへき也、益兵気を進而

暫時接戦す、爰ニ而宇宿彦之丞手を負たり、先きニ竹

たし候処、彼か伏兵に出逢ひ手を負たり、夫より三番・屯所不相分、銃丸烈しく打懸る故、貴島卯太郎斥候い山へ差向ヶ候左半隊ハ散兵ニ而竹山江掛候処、敵兵之

兵を追払ひ、吾隊ハ左右一隊相纏メ、爰におゐて軍局而向之地へ渡り、間道を押通り、竹林を探して淀之賊五番協力して接戦し賊兵敗走ニ及ふ、左半隊ハ川船ニ

非賊兵つきる所まて先鋒たらん事を歎願しけれとも、事也、隊長を為討其侭休戦之事、何れも心地不宜、是之命を受て昼夜之連戦故、一旦兵を揚て労を休めとの

一昏簌

之式勝鬨を揚け、各休息す、

公命止を得すして兵を引揚け、御邸へ帰陣して、凱陣

小隊長

鈴木武五

郎

監軍

河野四郎左衛門

田 了 介

当隊ハ伏見巡邏之仰を蒙り、兼而出張居たりシカ、三

日六半時比隊ヲ繰出す、伏見奉行所東裏手中筋より豊

一時に伏見奉行所之賊兵江発砲して、暫時之打合烈して時刻を移せり、七ツ半比、鳥羽ニ当りて砲声聞哉、後橋江散兵を伏せ置、会・桑屯所江応接之事件等あり

行所屯集之賊兵敗走しけれハ、同夜九ツ半時分御香宮 ひ、伊集院金次郎戦死し、八田幸助深手を負たり、 くして無二無三ニ接戦す、此戦に貴島勇右衛門手を負

江兵を引揚宿陣す、

迄砲戦しけれハ、賊敗走して街道之賊兵と一手ニ成て、 田之中江散兵を備へ打懸る故、此敵ニ当り、四ツ時分 として敵之横合を撃之術ニて繰出すに、途中突然賊兵 四日、未明より鳥羽街道東手田中より、 五番隊の応援

を負たり、九ツ時分、五番隊と一同賊之屯所を敗り乗 衛・塩田勇蔵・小川喜兵衛・税所藤之助・松崎壮八手 を目掛烈しく接戦す、此戦に長崎尚五郎・相良八郎兵 塁に依り大小銃を打出す、味方進撃して街道塁之屯所

取たり、爰ニおゐて半隊ハ交代して伏見江引揚ケ、 交代して、伏見江陣を帰して休息す、 分隊を以中島村迄進撃して、七ッ半時分三番遊撃隊と

江渡りけるに、早賊敵八幡橋本之様敗走セシ故、淀城 五日、早朝より繰出、淀裏手江横合ニ入ル賦ニ而向島

江入て宿陣す、

六日、 隊ハ街道筋押行き、橋本ニ而隊を会しけるに、早残党 相懸残賊少々打散し、分隊して一分隊ハ八幡山、一分 も逃散り敗走之後ニ而、 朝五時分より木津川を渡り、中道より八幡町 同所江宿陣、 曜八日帰陣す、

二番隊

小隊長

辺 見 十郎 太

監軍

仁礼新左衛門

飯 牟 礼 斉 蔵

当地江出張居たりシカ、

不容易形勢故、一分隊ハ京町通、 二日、夕刻より追々徳川先手并会・桑等伏見江着し、 一分隊ハ御香宮、半

当隊ハ伏見巡邏之仰を蒙り、

あれ共、本営之指揮故爰に述す、同日夕刻鳥羽之砲声 隊ハ両替町江相備、昨夜より今三日ニ至り応接之事件

705

負ふ、 聞や否、直ニ三ヶ所共敵兵に懸合て砲撃いたし、京町 四ツ時分御香宮之人数伏見奉行所竹藪へ押迫り砲撃い 岡彦九郎戦死す、高城十左衛門・加世田弥右衛門手を 通ハ山内半左衛門・蒲生彦四郎手負す、御香宮ニ而平 たし、両替町之人数も進撃して奉行所へ押詰、手強く 両替町之手ニは日髙壮之丞薄手を負たり、 同夜

す、身に受る所之弾丸七ツ也、此時町田仲次郎・時任 攻撃を励ム、小頭西藤次郎抜群之働いたし、終に戦死

頻に砲発いたし責立ルに、終に賊軍敗走、一同奉行所 賊兵追々遁逃す、暫時息を休メ、又奉行所之横合より 金左衛門・押川喜右衛門・青山源七郎も手を負たり、

途中賊兵に出逢て戦死ス、町夫一人手を負たり、

江責入ル、此時加治木清之丞兵粮為差引御仮屋江差越、

押立攻撃しケレハ賊兵散乱す、此時小山嘉太郎手を負 四日、白明安房橋辺江賊軍屯集、右半隊之内大砲一挺 ふ、左半隊ハ京橋筋江押行、高松•忍之敵兵今富橋堤

江陸台場を構へ屯集いたす故、責掛り烈しく打立るに、

暫時接戦、敵兵台場を捨て逃去ル、敵兵之屯集を乗取

たり、

彦左衛門・尾上為八郎手を負ふ、賊軍八幡筋江懸り敗 を攻撃ス、小銃隊も進ミ来て一同接戦す、此時伊集院 五日、五ツ時分淀堤江押行、大砲二挺ニ而賊軍の屯所

帰陣す、

走す、於爰昼夜連戦之故休息せよとの命有て、伏見江

三番隊

小隊長

原 冬 郎

篠

監軍

千 田 伝 郎

有 馬 休 八

刻比砲声相聞ゆると、一分隊ハ新町南二町目江繰出 三日、伏見援兵ニ而出張、大手筋新町角江相備、 申

遁逃之賊兵を縦横に攻撃し、市来喜之助手負ス、一分

進江渡し、其夜同所横大路村へ宿陣す、

五日、朝六ツ半時二番大砲隊と応援を約して、一分隊

留ル、此時限元清五郎手負す、暫時接戦攻撃して、先 数刻攻撃して奉行所迄責懸ル、此時会賊一人・歩兵一 町目本門通ニ押出シ、一分隊ハ両替町辻江同断押出 ニ援隊ニ備置候半隊に交代し、一分隊ハ大手筋より三

隊ハ両替町之辻江押出、伏見奉行所より逃行候敵を打

四日、朝六半時鳥羽街道江相掛ル賦之処、京橋江当り、 御門前にて賊兵ニ出逢戦死せり、

江相備、爰ニ而堀弥之助伏見御仮屋江用向ニ而差越、 人を擒にす、賊軍敗走、砲声相止、人数繰上ヶ大手筋

宅万惣左衛門深手を負ふ、賊敗走、追討いたし、又隊 萊橋江繰出、双方接戦いたす、此時白尾孫兵衛戦死、 砲声相聞ゆるか故、半隊ハ高瀬川毛利橋江、半隊ハ蓬

芦藪之内へ桑賊狼狽いたし、四人を擒にして川路正之 相備敵軍ニ当ル、暫時攻撃して双方戦を止む、 其折

を円めて鳥羽街道江繰出す、未之刻比也、戦央故散兵

六人行先ニ扣居たり、敵味方を問へハ味かたと答へた ハ斥候として堤筋正面に相懸り、少々先ニ繰出、兵士

体ニ而後を顧ミ小銃を以覘ひ候様子故、先へ立候壱人 り、何れ之藩兵欤と声を懸るに不答、六人之兵引退候

たり、爰にて敵築地之陰に備て大小銃放掛、間タ半町 いたしける央、隈岡宗助彼敵壱人と太刀打いたし討取 を打殪しけれハ、外之五人砲発いたして逃行故、連発

時児玉八次手負す、築地之賊兵手強く砲発する故、芦

ニ不過、追々跡之一分隊・大砲隊も続き合攻撃す、此

此戦に入佐助八戦死、小倉愛之丞手を負たり、終に賊 藪より賊之横合を打ツ、賊兵も藪中江兵を伏て砲発す、

良壮五郎・永吉徳次・梅北龍太郎・永田龍五郎手負す、

之伏兵敗走す、堤正面之戦ニ而福田喜左衛門戦死、相

半隊之備ハ西側竹藪より横合ニ出ル賦にて押行けれハ、 賊之伏兵不意に起て砲発す、手強く指揮して打立ケレ ハ、伏兵敗走す、此時築地江備候賊軍之横合を打て正

707

面之味方ニ応し、双方挟※打ニ而数刻攻撃して、終に

築地之賊軍敗走し、淀小橋迄進撃し、暫時砲発ス、賊

六日、 兵橋を焼て退散いたし候故、同所へ宿陣す、 朝五ツ時備を繰出ス、堤正面より大砲二挺・臼

砲一挺ニ而接戦故、 一同攻撃を励む、 此時平川丈助・四本助十郎・吉田喜 堤江備砲発、追進て二番遊撃隊と

り押寄る処、賊兵敗走之跡ニ而、其所江宿陣ス、 隊・四番隊と共ニ橋本台場を撃之算ニ而、山上をつと 蔵・宅間栄之丞手負、終に賊兵之築塁を追落ス、一番

四番隊

小隊長

Ш 村 与 + 郎

監軍

平 Ш 龍 助

永 Щ 弥 郎

三月、 伏見江繰出せとの命を蒙り、伏見へ着いたして奉行所 御台所御門江詰居候処、朝四ツ時分、只今より

> 宮下江備居候大砲隊より大砲・臼砲奉行所へ向ヶ砲発 地を定めて備置たり、七ツ半比鳥羽ニ砲声聞や、

東向裏通江相備、

をいたす故、一分隊ハ奉行所へ押入、一分隊ハ竹藪へ 挑ッ合、同夜九ッ時分、長州之兵隊奉行所へ繰込接戦 ス、当隊も一時ニ奉行所へ打込、双方大小銃砲発して

大砲を繰卸シ、裏門江押付打込、塀垣を破りて長屋江 行所を敗走す、此戦ニ山之内雄助・吉田彦五郎手負す、 伏置候而烈しく攻撃す、暫くありて賊兵たまりかね奉

火を掛、一同押入て残党を打チ、深手之賊兵ハ切捨′

諸所江火を差而人数を纏め引揚たり、

を以放発シケレハ市中諸所へ火相掛ル、備を円メて休

賊と戦央故、暫時応援いたし、大砲ニ而打摧キ、臼砲 四日、五ツ半比鳥羽筋へ繰出す、安房橋辺ニ而長兵残

息しけるに、砲声相聞ゆる故一分隊を繰出すに、長土

之兵髙松之敵と接戦央故、一同備を押廻シ、四五人を

横矢に倒けれハ、終に敗走ニ及ヘリ、此戦ニ歩兵壱人

御香

六封度一挺・臼挺二挺を請取り、要

五日、 生捕たり、七ツ時分御香宮へ陣を帰して宿陣す、 朝六ツ時兵隊淀江向て繰出す、六封度一挺・二

屯所を打ニ、暫有而市中火掛りて、残党もなく敗走す 十拇一挺も押立行き、淀堤ニ而二十拇を発して賊兵之

六日、未明に淀城繰出し船ニ而押渡り、八幡筋堤へ押 る故、半隊ハ城内へ繰入、半隊ハ市中江宿陣す、

込焼玉も相用るか故、賊之屯所江火相懸り、終に賊兵 候場所へ伏置、二十拇并六封度堤之上へ備付、数発打 揚候比、最早敵大砲ヲ打掛ル故、小銃隊ハ十町余相隔

遁逃して、二十拇ハ台を損する故其侭捨置、隊を進め て橋本筋へ進撃し諸隊一同に攻撃す、此戦に中村新五

五日、

出軍之仰を蒙り伏見江宿陣、

六日、

白明ニ

繰出

左衛門深手を負ひ、柳田藤左衛門戦死す、大脇源次郎 も薄手を負たり、七ツ過比、賊敵陸台場を捨て敗走ス、

弥追而橋本台場迄押寄、山手より繰卸、台場江懸るに、

此所も賊兵遁落て手ニ逢者無之、 夕刻大坂江着し、翌十日堺江行軍、 同所へ宿陣す、 同所へ宿陣、 翌十 九日

日大坂江陣を帰して、同十六日

帰陣す、

征討将軍宮へ随従ニ而大和より紀州迄行軍、同廿三日

七番隊

小隊長

新

納

軍

八

監軍

西 郷 宗 次 郎

湯 地休左 衠 門

切を以可掛といふ、八幡堤へ繰出に賊之屯所を見す、 指揮を乞ニ、今や戦争央之故救応と成て何れへ成共見 ス、淀ニ而軍局坂本廉四郎・田中清右衛門江懸り口之

所も賊敗走したると見得火掛り砲声も止む、又橋本之 方堤江繰出すニ、田中清右衛門より橋本台場江可掛と いふ、直様押寄候得は、賊敵落去之跡ニ而、同所へ宿

八幡山左之方江当り砲声烈敷聞ユル故隊を進るに、此

小隊長

野 元 助 八

監軍

良

相 西 郷 吉 甚 次 之 丞 郎

出軍之仰を蒙り伏見江宿陣、六日、八幡迄繰出

五日、

シ、橋本手前堤ニ而諸隊一同攻撃して賊兵之屯所を破

り残党を追討、此戦にて鎌田尚円戦死ス、

九番隊

小隊長

樺

山

十

兵

衛

出シ淀川を越して八幡下在家江散兵ニ而押行候得は、 五日、出軍之仰を蒙り伏見江宿陣、六日、早天備を繰

在家裏手之竹藪より賊之残兵夥敷小銃放掛、双方接戦

之央、外城伊集院も駈付、長之兵隊も続合、合備ニ而

深手を負ひ、赤井凊心ハ戦死せり、有馬春斎ハ薄手を 烈しく戦ふ内、税所清之介・鮫島雄四郎・阿多孫次郎

負たり、弥憤然と味方を励しエイ王声にて接戦しけれ

伏待に、残党一人もなく、是に依て備を進めて淀川細 ハ賊辟易して散乱しける、在家に放火して襲手に隊を

場江砲発之央故、川手之矢来を破り台場江乗入るに、

道を経て橋本台場に懸る、藤堂之台場より大小銃此台

の声を揚たり、猶残党を探して田中へ刈庵有之、三四 賊一人もなく、此時藤堂台場より薩兵見えた人へと鬨

発打込けるに賊兵十七八人駈出たり、其内一人味方へ

馳来り、味方ぢや〳〵と手まねく故、誰欤と問ふニ、

野崎平左衛門

監軍

朝廷方ちや〳〵といふ、能見るに会藩之印を付たり、

710

相

良吉之助

て同所江宿陣す、

胴切いたし、残党を追ふに都而逃去り、橋本へ備を纏 よ人〜会藩相違ハなきと名乗る悪き次第ニて、馳付散々 発を以右之者胸板を射通けるに、持筒を打捨、 Į,

十二番隊

めて宿陣す、

小隊長

伊 集 院 与

戦死

監軍

彦

Ш

畑

四

郎

伊 東 隼 太

央ニ而、一筋之堤ニ数多之隊兵群集いたし、掛り口無 分出軍之仰を蒙り繰出ス、下鳥羽へ廻り候得は接戦之

当隊ハ乾御門御警衛ニ而詰たりけれハ、四日、

九ツ時

之故伏見御香宮江繰廻す、臼砲手之人数と一同して豊

後橋江出候に日暮たり、長藩兵と明日之懸り口を約し

之隊、会・桑之賊兵と接戦する故、因州隊之前押通り、 五日、白明臼砲隊と同しく淀堤江繰出す、やかて長藩

長兵と一同して大小銃を放発して進撃す、接戦之央、

を烈しく打掛、正面・左脇双方敵を請け散々に接戦す、 悉く小銃を以て射伏セたり、又川向芦藪之内より小銃 三拾間位之処ニ会・桑之賊兵突然と鎗刀を振ひ飛掛ル、

長兵も手負・死人多して一旦人数を引揚たり、益兵気

を進めて厳敷放発す、此時宮内雄蔵・平田彦五郎・尾

上門次郎手を負たり、接戦烈しくして小隊長伊集院与 戦死を遂たり、大砲も損し弾薬も不続、小銃のミに

て挑ミ合、隊長を討せて弥憤然として苦戦す、時に平

川助左衛門も戦死せり、再ひ長兵も人数を押懸け、三

番・遊撃・二番隊・私領五番隊・六番隊も追々続来て、 同く攻撃を励む、此時田中源蔵手を負たり、いく程な

くて川向芦藪の賊兵も砲発絶く~ニ成り、淀城近く攻

大小銃を放発す、味方も大小銃を手しケク屯所へ打込 付ル、敵賊淀小橋を焼落して、橋涯の市町を楯にして

けれハ、敵方ハ砲声も相止ミ、同所江宿陣す、

六日、 一番遊撃隊之応援として、淀城内西之方より八

堤より味方之大砲隊・小銃隊砲戦を始む、敵よりも砲 幡堤ニ押渡り、大橋涯之村中へ備を立る時ニ西之方川

発する故、東之方堤江押廻り、田畑之中を散隊ニ而押

行き、人家二三町前ニ而賊兵小銃少々打掛候故、 一同

追討して、人数へ放火し東南之方町迦迄追撃して、ハ

に砲発してエイ王声にて人家へ乱入し、残党を探して

淀城へ隊を引揚宿陣す、 ツ時分隊を円めて橋本迄押行に早賊兵敗走し、後にて

臼砲隊

成 田正右 I 衛門

監軍

Щ 喜 八 郎

手負

井上助右

1衛門

三日、伏見江出軍之仰を蒙り昼時分伏見へ着ス、軍局 同一挺御香宮

之指揮を得て、則大砲二挺豊後橋涯江、

上通り、携臼砲二挺同上手之畑地江備付たり、七ツ半

始む、 時分、鳥羽街道ニ当り、砲声聞や否一同砲発して接戦 豊後橋涯へハ賊兵大砲三四挺、小銃隊も相備て

の砲丸味方之砲前ニ而破烈し砲車を砕れ、玉竿役竹内 頻に防戦す、味方も粉骨必死に成て放発しけるに、賊

たまりかね敗走に及ふ、大砲二挺并玉薬・小銃・手鎗

壮之丞深手を負たり、益攻撃し時を移しけれハ、賊兵

数多を分捕して抜群之働をなしたり、携臼砲二挺之人 数も同断奉行役館江放発し、烈しく挑ミ合、弾丸ハ打

之堀涯迄押懸り、粉骨を尽して働きたり、御香宮上通

尽し、止を得すして小銃を以て散々に進撃して、役館

江備たる大砲一挺之人数ハ、是も役館へ振向け、数発

射放けるに、敵よりも大小銃を以て堀涯より烈しく放

発しけるに、敵兵之砲声もなく成ける故休息シけるに、

同所下角ニ而一番大砲隊頻に血戦始ける故、応援とし

敗走す、其侭御香宮江人数引揚けるに、賊軍淀城辺江 方打之念ありて、暫時小銃を以て逃ぎ合けるに、賊兵 橋辺ニ而砲戦之音を聞て向ひけれ共、場所よからす味 道難戦之由聞へける故、直ニ街道江向候得は、途中森 四日、四ツ時分御香宮江人数を纏メ居たるに、鳥羽街 携臼砲人数も同断館内江責入て残党を打て息を休たり、 野甚助深手を負たり、益進撃して遂ニ館内を打挫き、

て右之戦場へ駈付ヶ放発し一同接戦す、此時玉竿役平

人数を引揚け宿陣す、 ル故、大小砲・弾丸・手鎗等之分捕ありて、伏見之様

無程町家へ火燃上り賊之砲声絶たり、味方弾丸も尽果 銃を打出す、焼玉を以て無二無三に屯所江打込けれハ、 て、淀小橋を焼落して、橋涯之市町江楯を取りて大小

番大砲隊

差引

中 原 猶 介

監軍

隊と明日之責口を約す、

五日、白明人数繰立、淀堤松原江押懸ル、賊兵大砲数

を得すして肥後近辺江宿陣ス、其夜十二番隊・長藩之 屯集の由を聞て直ニ差向ける処、既に日暮に成て、止

奈良原長左衛門

児

玉

四

郎 太

迚、下伏巡邏鎮静すへき之仰を蒙り、半隊之人数去月 当隊ハ徳川家麾下并会・桑等上伏して狼狽之聞得有之

晦日伏見ニ着して、御香宮江宿陣し巡邏警衛勤たりし に、正月二日夜五ツ時分、徳川家之歩兵隊、且ハ会

たり、 会・桑之強兵ニ而漸々して敗得たり、跡を追ひ進撃し 一同粉骨を尽して接戦し、遂ニ賊兵敗走に及ひ、

竿役家村彦五郎戦死して、監軍井上助右衛門深手を負 分迄必死に成て接戦す、諸隊戦死・手負不少、此時玉 挺を備て待伏たり、大小銃を以て頻に放発して、昼時

713

桑其外之人数追々上伏して奉行所江屯集す、

同三日、昼時分迄屡応接之事ありて不容易形勢故、 要

押開き数百人突出す、既に我か兵を討之勢ひ見受、 羽表ニ当りて砲声遙に聞へけれハ、吾堅たる前之柵門 地見定め砲車を備置たりけるに、同日七ツ半時分、鳥 其

間一町ニ不過、直ニ指揮して備置処之大砲連発し、 合に寄てハ小銃を十分狙撃いたせしに、賊等大に辟易

面々、一同死力を尽して憤戦す、此時大山源右衛門戦 味方も差引役ハ勿論、半隊長・分隊長・小頭・伍長之 して柵内江引退き、楯を築き大小銃寸隙もなく放発す、

死 り、其外伊地知弥兵衛・益満新七郎も手を負たり、接 飯牟礼喜之助・汾陽直五郎充分之働して手を負た

戦之央、賊敵之火薬箱江砲弾を打当、一時ニ破烈し、 賊軍是か為に大に動揺ス、味方ハ益機を得て猶烈しく

賊営之後より厳敷砲発しけれハ、夜半時分、終に攻入 第一之要所と相見得、少も引色無之折柄、味方之諸隊 砲発しけれハ、賊営之砲声稍相弛ける、此責ロハ敵も

て火を掛たり、営中一時に燃上り、賊等不残敗走ス、

更に兵粮遣ふへき寸隙もなくて苦戦し戦畢る、敵営を 今日之戦此持口ハ纔之人数ニ而賊徒数百人と接戦し、

分捕す、味方之車砲も数刻之戦争に過半損しけり、

知らす、捨る処之砲器ありて、大砲二挺・火薬車二輪 改るに弐拾騎余死骸もあれ共、夜中燃火之央故委細を

四日、五ツ時分迄彼是いたし随分用意調けれれ、未明 より鳥羽之砲声盛に聞へけるに、昨三日命を牽して御

昨日より之戦闘之形行を聞に、会・桑其余歩兵等数百 出兵し、諸所ニ而賊徒を追撃し、平吉左衛門ニ会して 之由なれハ、伏見より竹田之辺道を押行き、下鳥羽江 邸江残る所之半隊人数、小隊長平吉左衛門鳥羽江繰出

押而入京之旨を述て踏通之勢故、小枝村街道筋城南宮

人鳥羽表へ押来ル、再度も応接有しか、七ツ半時分、

鳥居前へ前以大砲備置けるを不得止して放発し、頻に

連発して小銃隊も散々砲発しけれハ、微塵になりて敗 走す、討取所之大砲・火薬車数多之分捕しけれとも、

五日、二番大砲隊新手ニ而先鋒江進ミ、当隊ハ後陣に

諸隊と人数引揚、今夜横大路村江宿陣し、差引中原猶 戦しけれと、始終追崩して進撃し、暮天に及て味方之 て、横大路村より富之森村諸所江楯を築き、賊等屢防 相良清蔵下人太郎も火傷即死之由を告たり、余程苦戦 所江も賊兵楯を築て別して烈しく防戦す、味方も苦戦 台も砲車・火薬等数多分捕有之、尚諸所進撃して、 崎孝一郎といふ者を生捕たり、則後陣に送遣せり、 かれ、死亡も多くして敗走す、此時桑名藩大砲方之山 右より小銃を放て押寄る故、宵之戦同様ニ諸所之伏兵 之迫合也、未明に及て又大勢寄来り大砲を連発し、 介・分隊平吉左衛門等無懈怠指揮して護営せしむ、 し死力を竭せしと見えたり、爰ニ而一番大砲隊全隊し 元彦兵衛・川上孫七・集成館人足之喜兵衛手を負たり、 して只今敵を追崩し、昨夜より之戦に松元直之丞・坂 同に放発して散々攻撃しけれハ、終に寄手敵勢打挫 此 此 左

地江備たるに、夜中間々襲来て、左迄之事もなく遠矢

二番大砲隊

翌六日、半隊を御香宮へ残して、半隊ハ修覆旁もあり

て一往帰営しける、

差引

仁礼源五右衛門

三 原 玄 甫

四ッ時分出軍之仰を蒙り二分隊人数繰出鳥羽筋

四日、

賊声を揚てしたり掛候処、大砲二発放掛ニ進ミ得すし 味方ひとしく進撃して富之森村迄追討して、七ッ時分 構て、引てハ小楯に寄、退てハ塁を築き烈しく防戦す、 江押懸る、諸隊休戦之時也、やかて一番遊撃隊・一番 同所人家江火を放チ、横大路村迄人数曳揚けれハ、残 大砲隊一同して横大路村より富之森迄、諸所賊兵楯を

銃を連発し、西之方竹藪之陰より横合に烈しく放発し 森へ攻掛ル、此所江は残兵陸台場を築き楯籠り、大小 五日、六半時分三番隊・六番隊と同しく繰出して富之 無二無三之接戦ニ而必死に成て攻撃する之央ニ、

て引返し、同所江宿陣ス、

賊兵両三人手招きをいたして味方へ近寄故、伊東強右

けれハ、万助憤然として飛込ミ鎗にて賊を突伏たり、 撃す、時に賊兵両三人刀を振り馳来り、我兵一人と戦 川上万助充分働て手を負たれとも、不屈して烈しく進 戦内砲車を損して、急に取替死力を尽して放発するに、 衛門小銃にて射伏けれハ、跡人数ハ逃去たり、しバノ〜

此戦に伊集院強右衛門・大場軍助戦死せり、弥大小銃 臼砲頻に烈しく連発しけれハ、賊兵たまり得すして敗

まりかね敗走す、味方弥勢に乗して淀小橋迄追詰たり、 銃を打出しけれ共、味方之攻撃烈しけれハ、爰にもた

走し、一之台場を乗取たり、又敗賊塁を楯にして大小

を連発して手強く挑※合けるに、賊兵終に淀小橋を焼 爰にて暫時町家へ楯を取りて賊兵防戦す、味方大小銃

落して橋向ニ走る、此戦に四元佐平次・久永龍助充分

働て、四本ハ深手を負たり、橋向之賊兵もやかて散乱

して敗走す、伏見ハ昼夜之連戦故休息せよとの命を蒙

出兵之命を蒙り、六日、白明伏見へ着し、直様人数繰 り、伏見江一泊し、翌六日帰陣す、一分隊ハ同五日夜 良之丞。川上宗次郎。餅原平次郎。堀添清左衛門。若 戦に溝口雄四郎・関十郎左衛門戦死す、有村甲蔵・奥 左右より厳敷連発して、味方も必死に成て苦戦し、 く息を休めて、散隊に備て敵軍に押懸り砲戦す、賊兵

此

出シ、淀堤より八幡町家へ屯集之賊兵を屡攻撃して悉 ニ宿陣す、二番大砲隊之内ハ、其後大坂より姫路迄も 弥進撃して、七ツ時分橋本宿迄いたり、 同所

番遊撃隊

発向して、追々帰陣す、

小隊長

木 新 七

監軍

有 村 甲 蔵

深手

奥 青 輔

四日、鳥羽街道筋之応援たるへきの仰を蒙りて、 分乾御門繰出シ、九ツ時分富之森村手前江いたり、暫 五時

> 松彦八・久保竹之助、皆充分之働して深手・薄手を負 三発放懸候得は賊兵散乱いたし、日暮ニ相成候て横大 又賊兵跡をしたり進ミ来る、此時二番大砲隊押出し二 たり、戦時を移して賊兵も退去りて人数引揚候得は、

路村へ宿陣す、

当隊ハ淀川筋へ迫り、富之森へ掛り候賦にて堤筋へ押 森之戦砲声烈しく聞得て、味方数隊押懸り責立候故、 五日、五ツ時分山崎へ向ひ候賦ニて繰出候得は、富之

小橋近辺江陣を備へ、夜五ツ時分淀城内へ繰入宿陣す、 出候得共、残党を攻撃せし迄ニ而左迄之戦もなく、淀

六日、二番遊撃之応援たるへき之由を聞て、五時分淀

宿陣、夫より大坂へ発向して兵庫へ在陣す、 城繰出シ八幡之手前江散隊に備る、 田之中を馳通て残党を打て橋本迄進撃し、同所江 八幡町へ賊兵屯集

故、

二番遊擊隊

小隊長

大迫喜右衛門

監軍

伊集院直右衛門

村 田 新

病気

四日、出軍之仰を蒙て、昼七ッ半時分御台所御門繰出

江宿陣す、 シ、夜五ツ時伏見御香宮へ着し、軍局之命ありて同所

五日、朝四ツ時分伏見繰出し、淀川筋へ押出シ、小橋

移して挑ミ合ける、此戦に佐藤堅助手を負たり、昼八

手前堤へ兵を伏セ、会・桑之賊兵と接戦し、攻防時を

時分賊兵敗走す、今夜淀町へ宿陣す、

六日、朝五ッ時分人数繰出、八幡山の下淀川堤ニ而会・

頻に連発して接戦之央、賊兵八人突然太刀を振て打懸 桑・新撰之賊兵陸台場を築き大小銃を打出す、味方も 児玉平次郎・山沢鉄之進・河野喜次郎・東郷次郎

謙助手を負たり、弥勢に乗して一町計進撃して、烈し 作・本田謙助太刀合して賊兵不残討取候、此戦に本田

川崎休右衛門・安藤直五郎手を負、田中直次郎戦死す、

く連発しけれハ、賊よりも頻に放発して接戦す、此時

賊兵一人西郷小兵衛へ切懸るを銃剣にて突貫き打留候、 昼七ツ時分賊兵たまりかね敗走ニ及ふ、台場乗越候折、

しかして三番隊・四番隊に約して、山手を経て橋本台

場迄追討せしに残党不残逃去り、同所江宿陣す、

三番遊擊隊

小隊長

西 千

嘉

監軍

髙 島 鞆 之介

三日夜、依願て伏見表援兵之仰を蒙り、竹田街道行軍 郷 原 左 内

して、夜九ツ時分伏見江着陣、其日之戦争相止候後に

四日、六半時繰出淀へ出兵之賦ニ而行軍いたし安房橋

て桃山江宿陣

を負たり、十分之銃争にて死力を尽して攻撃しけれ共、 て敵営に踏込ぇ、 小銃隊も馳集て、機に乗し吾隊先鋒して敵之屯所へ進 大砲隊へ告け、頻に連発し責打けるに、追々と大砲隊・ 覘打にしハノ〜攻撃したれと、小銃計にて埒明兼候故 あるに出逢たり、 く押行きしに、一番隊人数纔ニ七人にて迫合攻撃して 或ハ切捨なとありて、ハツ時分鳥羽街道へ懸り、淀近 なして押行き、村々森山等探索して歩兵隊之者生捕、 隊を纏め、猶鳥羽街道へ差向ひ、伏見広田へ散兵隊を 四方より攻撃しけれハ、太概賊兵追払ける故、 屯集不定残兵故、急に町家へ放火いたし、諸隊も一同 田地小高き場所へ兵を伏、半隊は上手竹山へ繰入候て 寄セ苦戦す、此時橋口彦四郎戦死せり、尚も進撃し 諸隊一同憤戦す、此時指宿一二薄手 直ニ分隊して、半隊ハ街道下タ手、 一旦兵

乗左衛門手を負ふ、厳敷攻立れ共、市中小路之戦にて

迄押懸候得は、不図四方ニ残党起立て、諸方より放発

いたす故散兵いたし、辻々江差向、

諸方接戦之折和田

時分帰陣す、に、連日之戦故労を休めよとの命を蒙りて、其夜四ッに、連日之戦故労を休めよとの命を蒙りて、其夜四ッに乗して追撃し、残党もなく追払ひ、淀橋涯へ屯せし七人剣鎗を以て堤下より切掛ル、悉く打留、猶も勢ひ

ニは至而深手にて翌七日死亡す、弥手強く攻撃しけれ

ハ賊軍たまりかね敗走す、跡を追ひ進撃するに、賊六

本喜之助・竪山卯一郎・大山一二深手を負ふ、

卯一郎

外城一番隊高岡

小隊長

右衛門

村 田 勇

監軍

Ш 上 直 助

深手 毛 利 強 兵 衠

三日、 大砲隊之救応たるへき之命を蒙り鳥羽へ繰出す、諸隊 四ツ過東寺本営ニ而鳥羽街道出兵五番・六番

要地へ備へ居、中島村より油小路迄手薄く、諸隊へ談 して右へ屯備す、七ツ半比鳥羽街道砲戦相始ル故、 直

ニ隊を繰出、街道筋田地之中へ散兵ニ而攻撃し、敵よ

屢接戦しけるに、敵又油小路より味方之後へ廻る勢ニ りも散兵ニ而手繁く連発しける故、隊を東之方へ押出

新左衛門深手を負ふ、益隊を進めて手強く押懸りけれ 而追々繰寄ける故、半隊を以攻撃いたしけるに、入田 ハ、終に散乱す、隊を纏めて城南宮へ向ひ、既に夜に

入けれハ、諸隊へ約して油小路竹田街道筋手薄き故

来り、先ニ両士来る故、となたと問ふに、会津と答

飛退て刀に手を懸る故、一同砲声し両士を斃せり、右

之砲声に後隊之賊砲発しけれと味方怪我なしといふ、

して有ける、依て油小路・竹田街道之二道ニ散兵に伏 直に隊を進めて探索しけれと一人もなく、両士ハ打斃

せけれ共、一小隊にてハ手薄き故、外城二番隊へ告け

其夜ハツ時分、敵襲来て接戦す、中原八郎戦死せり、 れハ半隊を出して、外城三番も同断、両道ニ伏せたり、

大砲一挺分捕す、追々襲来て砲声絶間なく、明方ニな 古藤新之助・松岡助左衛門手を負たり、賊兵三人討取、

りて賊一人も見得す、

押出接戦始る、双方放発烈しく、毛利強兵衛両所ニ深 四日、白明鳥羽街道へ隊を進めて城南宮より南之方へ

手を負たり、敵兵も厳敷放発し、味方も益連発してエ イ王声にて攻撃す、終に賊兵敗走して、又人家所々へ

720

隊を曳て発向す、先に斥候を出すに砲声を聞く、弥人

数を進めけるに、斥候帰りて、竹田街道を経て多勢押

暫時息を休め筒を洗て、昨夜より兵士一睡もなさす戦も諸隊一同烈しく大小銃を連発して、終に賊敗走す、するに、又賊等楯を築て大小銃を打出シ防戦す、味方も追退け、人家へハ火勢盛んに燃上ル、隊を進て進撃も追退け、人家へハ火勢盛んに燃上ル、隊を進て進撃

る故、高瀬川筋一小家へ宿陣して斥候を出しまもらせ、労ける故、田地竹山へ暫く休息いたさせ、程なく暮かゝ暫時息を休め筒を洗て、昨夜より兵士一睡もなさす戦

着陣するに、淀市町火懸り残徒落失て止戦の場也、長りて一番隊・長藩之兵隊一同淀城之後へ廻ル、七ッ比五日、早天より淀之方へ兵を繰出し、軍局之指揮によ

白明に及て兵粮を遣ふ、

勢一所に淀へ宿陣す、

けれハ追々引退て敗走しける故、進撃いたして残党も接戦せしか、此時梶原矢五郎手を負たり、押懸り責立より接戦始む、烈しく放発して暫時ハ攻防頻に挑※合六日、未明長勢一同八幡山下之田地へ押出し、四時比

なく成しかは、暫時隊を纏めて兵粮を遣ひ、息を休め

滞伏せよとの命を得て、二月朔日東寺へ帰陣ス、諸隊一同橋本へ宿陣して、翌七日、伏見へ陣を帰して、又橋本迄馳寄けるに、爰も不残賊兵落失ける故、

外城二番隊加世田

監軍

田代五郎左衛門

山之内一郎

小隊長

土持雄四郎

三日、四ツ時分鳥羽街道五番・六番・大砲半隊之教応

子ニ而、五番隊より攻撃之喇叭一声を鳴して、諸隊同七半時分賊兵大勢押来り、応接有けるに調ハさるの様押渡り、城南離宮之東方へ半隊、中島村へ半隊相備、として出兵いたすへき之仰を蒙りて繰出候、小枝橋をとして出兵いたすへき之仰を蒙りて繰出候、小枝橋を

しく連発しけれハ、やかて散乱しけるか、賊兵東に廻(71

時に砲発す、中島村之田之中より賊敵之横合を打て烈

り我兵隊に向て頻に連発し、黒川伊右衛門手を負ふ、

バノ〜襲来て、終夜砲声絶間なく、一分隊ハ東方油小 夜に入敵合も不分、中島村之人家へ備けれハ、夜中し

寄しは/〜注進有之、直に兵隊を離宮社へ転廻し待け 路田ノ中へ埋伏し、夜半過敵兵後へ廻り離宮社道へ押

山之内平右衛門手を負ふ、外城三番・私領六番隊応援 るに間もなく襲来る、味方厳敷攻撃ス、此時指宿清蔵・

してひとしく攻撃す、賊たまりかね散乱せしか、夜明

戦す、当隊も始之場合へ押出して横合を打て責立けれ かた又街道筋以前之通押来る、諸隊一同伏を起して防

ハ、たまりえすして敗走す、

四日、下鳥羽之賊軍に向ふ、 して攻撃しけるに、賊等人家を楯に取て大小銃を放発 一番隊に約し田地 へ散兵

益兵を進め、敵の屯所へ責寄て放発す、爰にて鮫島十 し、此時相徳四郎兵衛・重信良右衛門手を負ふ、味方

隊もおなしく進ミ来てひとしく攻撃す、味方之陣場人 郎兵衛戦死す、諸隊一同責懸て大小銃を放掛、長州兵

揚、横大路村へ宿陣す、

五日、朝六半時富之森之賊営へ責懸ル、敵ハ要地に台

兵竹山へ廻り味方之横を打之恐有けれハ、右へ備へ居 場を築て大小銃を放発して防戦す、此辺竹山多く、

たるに、先鋒苦戦之由なれハ、急速ニ兵を進めて責懸

り、味方も弥気を励して攻撃しけれハ、たまりかねて ル、敵より打出す大小銃烈しく、西六郎兵衛手を負た

に大小銃連発す、味方も諸隊一同大小銃を以砲戦し、

敗走す、淀城近辺迄追討けれハ、小橋を焼落し、

川越

坂元仲右衛門手を負たり、無程淀市町へ火燃出て、賊

六日、朝五ツ時分八幡攻として人数繰出し発向す、大

徒たまり兼て敗走す、同所へ宿陣

先鋒にて接戦之央也、敵ハ八幡橋本へ構て遠町より大 橋小橋落居けれハ川船にて打渡り、最早御城下之隊

出、二番遊撃隊も一同攻撃す、敵ハ陸台場二ヶ所を堅 砲連発しける故、街道之西方川堤畠地より先鋒へ進※

722

家へ火掛りて、日も暮かゝりけれハ、諸隊一同備を引

得すして台場を捨て敗走す、是より進撃せんとすれと集り、烈しく大小銃を連発して責立けれハ、賊たまりめて、防戦に術を尽し大に苦戦ス、味方之諸隊追々馳

翌七日、賊枚方退散いたし、八日、浪花城落去故、帰

弾薬射尽し、無詮方兵を曳揚て、同所江宿陣す、

陣すへきの命を蒙りぬ、

外城三番隊市 来申木野

監軍

種子田左

門

日高軍次郎

小隊長

有馬誠之丞

三日、四ツ時分鳥羽街道本府五番・六番・大砲半隊之

山へ備へ斥候を出けれハ、本府之隊ハ半里計経て小枝救応たるへきの仰を蒙り、人数繰出、東寺之後四塚青

橋を越て備を立、徳川家麾下等追々進ミ来て不容易形

一町計隔て要地を定め、分隊して街道之橋涯、又ハ西勢也といふ、外城一番隊へ布告して隊を進て、小枝橋

隊へ混備して砲発し、攻撃防戦時を移し散々連発しけ之喇叭聞や、半隊ハ本府五番隊へ合備し、半隊ハ六番ニ当る竹山抔江備へたり、七半時分応援破れ、五番隊ニ当る竹山抔江備へたり、七半時分応援破れ、五番隊

ぶ、夜五ツ時分油小路より竹田街道筋江備候、一番高要具捨置たる処数しらす、人数を纏メて小枝橋涯に備れい、賊軍終に敗走に及ふ、敵之死亡不少、大小銃・

岡之隊より救応告来り、半隊を油小路田之面へ繰出し

来る、半隊人数と外城二番隊と是に応砲して、夜中追々接戦す、四ツ時分ニハ鳥羽街道東手田之中より賊兵襲

襲来けれハ放発し、終夜砲戦絶間なく挑ミ合て白明ニ

及ふ、

戦す、諸隊一同押寄、三方より責立ル、攻防之銃玉雨四日、賊兵米俵を以楯を築き、大小銃打出シ烈しく防

此時四元才之丞・長谷川龍助深手を負ふ、賊兵たまり霰之飛にことならす、弥隊を押立連発し烈しく責掛ル、----

わきまへす、富之森迄押行けるに、此夜より兵士一睡 に、此あたり人家ニ火懸り、燃煙にて五六町敵味方を 隊を押廻し拾町程行に空説也、また隊を転して進ミ行 かね楯を捨て敗走す、やかて賊兵我之後へ廻ルといふ、

命有て、街道人家へ屯兵す、

もなく苦戦いたしける故、新手に代りて休息せよとの

五日、富之森へ賊兵陸台場を築き防戦する故、本府

敗走之跡也、諸所残徒を探して追討し、はかく〜敷事 拾町位之処へ賊屯集して接戦有との事ニ而、馳付るに れと軍局之令有而、案内者を引て淀橋之西山崎之方弐 番遊撃隊・御兵具方隊と一同桂川西間道を経て淀へ懸

日も暮懸りて淀へ宿陣す、 もなくて淀橋へ懸るに橋も落、淀へ屯集之残徒もなく、

戦ス、味方手強く放発して責立ル時に永山幸四郎・窪 賊兵屯集し、或ハ竹山等を楯にして、烈しく連発し防 にて押渡り堤江上るに、早戦央ニ而、八幡下之人家へ 六日、救応隊たるへきの令ありて、五ツ時分淀川を船

> 兵衛手を負たり、弥烈しく連発し、諸隊一同責立けれ 田庄之丞•和田軍吉•永山休仙•大久保誠助•西紋五 ハ、たまりかねて敗走す、諸所残徒を追て橋本宿迄進

撃して、兵を淀迄曳挙宿陣す、

蒙りて、東寺へ帰陣す、

七日、同所へ滯陣、八日、浪花之落去を以帰陣之命を

外城四番隊四久根

小隊長

中 村 源

助

監軍

有 馬 太

当隊ハ伏見巡邏之仰を蒙り滞伏しけるに、二日夕刻よ

り追々賊兵上伏応接之事件等有て形勢不容易か故、三

後橋涯江成田正右衛門臼砲隊大砲二挺と一同に相備 出水半隊ハ御香宮新町通江相備、 阿久根半隊ハ豊

七ッ半時分鳥羽街道之砲声聞や、当所へ相備へ候諸隊

Ħ

そけれハ、平原平八郎・松木嘉右衛門深手を負ふ、
 一同放発す、賊兵大小銃連発して攻撃しけれ共、味方中間放発す、賊兵大小銃連発して攻撃しけれハ、や
 一同放発す、賊兵大小銃連発して攻撃しけれれ、
 一同放発す、賊兵大小銃連発して攻撃しけれれ、
 中間放発す、
 一同放発す、
 一同放発す、
 一同放発す、
 一同放発す、
 一同放発す、
 一回放発す、
 一回放発する
 一

私領一番隊都城

六日戦争追而可記_

t (

伊東仙太夫

大脇豊之介

小隊長

肱岡左八郎

软と間候処、自身脇差ニ而咽を突き死亡しける故、死に候之者会藩秋山鉄次郎といふ者へ出会、何れ之藩兵当隊堅め之街道へハ押来らす、伏見表へ発向し、途中諸所へ分隊備置、七ッ半時分、鳥羽街道へ砲声いたし、三日、鳥羽街道救応すへき之仰を蒙り油小路へ繰出ス、三日、鳥羽街道救応すへき之仰を蒙り油小路へ繰出ス、三日、鳥羽街道救応すへき之仰を蒙り油小路へ繰出ス、

こうに各様・引く女長にこを持た、我を買いたことにいて町口ニ而接戦す、此時堤佐次兵衛手を負ふ、夕方戦を之森へ進撃せんと手配の央にて、諸隊と一同追討し、四日、諸所転廻シ鳥羽筋江懸候処、諸隊横大路より富

骸を見るに右之名札入置たり、

兵曳退候、其夜竹山辺路へ埋伏しけるに、敵一人も見り掛ル故、備を止め味方之大砲数発攻撃しけれハ、賊止めて各隊一同人数繰上ケ候時分、賊兵声を挙てした

得す、

ふ、瀧尾助五郎・大峰勘十郎薄手を負たり、間もなくて頻に進撃しけるに、新穂嘉藤太・肥田藤吉深手を負五日、伏見筋淀堤へ発向し、接戦之央故、直様放発し

て肥田雄太郎も戦死して双方接戦烈しく、安田平内も

かね敗走して淀小橋を焼落しぬ、又橋向へ楯を構て大肩先ニ深手を負ふ、弥手強く攻撃しけれハ、賊たまり

小銃を打出シ防戦しけれと、市町へ火懸りて、味方大

ける故、同所へ宿陣す、小銃を以て手繁く放発しけれハ、終に残徒もなく落去

央、橋本下モ手へ火盛に成、通路も絶て残徒もなく落たり、暫く有て賊兵たまりかね敗走す、猶追討之手配江口孝右衛門戦死、高橋庄之進・岸良壮兵衛薄手を負放発烈し、味方エイ王声ニ而責立ル、此時浜田才之丞・放発烈し、味方エイ王声ニ而責立ル、此時浜田才之丞・が発烈し、味方エイ王声ニ而責立ル、此時浜田才之丞・が、橋本下モ手へ火盛に成、通路も絶て残徒もなく落から、暫くをはいる。

よとの令を蒙りて、翌八日東寺へ帰陣す、 七日、滞陣いたしけるに、夜に入て浪花落城故帰陣せ

ŋ

失ける故、同所江宿陣す、

差引

小隊長兼務

鮫

島

十郎

監軍

於東寺鳥羽街道之先鋒に救応すへきの仰を蒙り、中 村 源 吾

三月、

鳥羽へ参着す、早一戦畢而味方休息之時也、我隊ハ小すわや事破れたりとて速ニ繰出押行けれハ、暮時分漸之様子不容易形勢也といふ、七ッ半時分砲声聞や否、斥候帰て云ふ、鳥羽小枝橋之向二三町を隔て、敵味方

枝橋之脇江埋伏し、夜半時分賊兵油小路之方より鳥羽

戦して終に追退たり、暫して又賊兵襲来に依て兵を散を差て懸りけれハ、我隊城南離宮之東方江押出シ、砲

隊ニ備へ、しバノ〜攻撃せしに白明に及て賊兵退きた

方江攻寄けれハ、本府一番・外城一番・同二番隊と合四日、未明より賊兵横大路村広田之中より城南離宮之

私領二番隊無籠

て曳退く、吾隊も小枝橋へ曳挙、所持之鉄砲等取繕、 衛・高城仲之進手を負たり、敵ハ横大路より下之方差

して田之中にて大に憤戦す、此時高城吉蔵・江平仲兵

進て厳敷発砲す、時に一番・三番・遊撃隊・長兵二小 塁を築て大小銃烈しく打立けれハ、我隊も敵之右より 又進て押行けるに敵淀之方江曳退けれハ、三番遊撃隊 ニ有之、竹山江散兵を以押行けるに、敵人家を楯にし と大砲隊の二の方と成て、賊兵屯所富之森を差て左脇

取て返して掛ルといへとも悉く追撃す、此時伊佐敷弥 郎手負す、暮に及て兵を曳挙、当夜横大路村江宿陣

一人もなし、

隊、鯨波を挙て攻寄けれハ、敵二町計曳退き、又賊兵

五日、淀堤江攻寄へきの命を受、早朝より繰出けれと、

早長兵先鋒して二之方因州也、依之十二番隊と合し因

す、

州隊之先ニ押出シ、長兵と約して十二番隊・二番・三

橋迄追詰候処、鳥羽街道筋之味方も追々爰に来り会す、 番・遊撃隊・私領一番隊と共に、賊敵を攻撃して淀小

此戦に有川嘉吉郎戦死す、村尾十次郎深手を負て終に

六日、早朝より淀川を打渡り、淀堤より八幡山下之敵 死す、当夜同所ニ宿陣す、 に懸合戦争す、左半隊ハ八幡の下広田より散兵ニ而

立、本府九番隊・外城一番・同三番及ひ長兵と共に進

兵を曳挙休息するに、橋本之戦苦戦也と聞て馳付ける て攻撃す、八半時分味方之弾丸を以人家を放火し、機 に、早戦畢而間に不逢、此日之攻撃、味方手負・戦死 まるへき散々に崩立、奈良道差て落失たり、其時暫く に乗し鬨を作て猶も烈しく打立けれハ、賊兵なとかた

足軽隊

小隊長

Ш 路 正 之進

分竹田街道を押行候処、伏見表ハ砲声鎮り、鳥羽之砲 三日、先鋒之隊に救応すへきの仰を蒙り、当夜九ツ時

声夥敷烈戦之体被相窺候付、賊兵之横合ニ懸るへく迚

ニ進て当之敵を打取り、勘七をいたわる内に敵放発し 兵あせ道ニ埋伏して足を獲たり、其時久木村用之進直 辺道より押行候得は、物見として出ける篠崎勘七を賊

て、しバノ〜砲戦に及といへとも無程相止ミ、暗夜道

路不相分して帰陣す、

四日、四ツ時分御邸を繰出し、鳥羽口へ懸り、諸隊と

猛烈にして五六町程もり返シたり、

衛門深手を負て終に死す、此日之戦、大に賊兵之勢ひ 共に淀口迄進撃す、此時藤崎甚四郎戦死す、竹下平右

賊等味方と思ひしや、採を振けるを散々に討立けれハ、 五日、鳥羽村之後川を渡て賊兵屯集之後へ廻りけるに、

野藤太郎深手を負ヒ、戸右衛門ハ終に死す、市来・伊 採と首級を添て本営へ差出す、此時上村戸右衛門・桐

悉く土手之隠れへ馳込斃死す、其賊兵鈴木恒知を討取、

垣兵五人を生捕、七ツ時分淀城江渡ル、

集院之兵も川を隔て共ニ攻撃す、夫より淀へ差越、大

勘助歩兵一人ツ、打留メ、前田正之進手を負ふ、此夜 をなして八幡之裏道より攻入ル、井上猪右衛門・唐鎌 六日、木津川堤を登り、髙岡・長州等之兵と共に散兵

橋本江宿陣す、

七日、休戦、橋本江宿陣、

目明シ之太郎吉等、会賊山本覚馬を於京都生捕す、其 八日、宇都岩太郎・田実小四郎・森源之進・大重喜十・

外大坂ニ而之生捕数多也、

徳川家麾下并会・桑之者共上伏して狼狽するの聞得有

朝命あり、一番隊鈴木武五郎・二番隊辺見十郎太・外

城四番隊中村源助在伏の事なれと、猶重て去卯十二月

之、下伏巡邏鎮撫すへき之

晦日一番大砲隊下伏せしめ、本営役局も在伏して指揮

せよとの仰有て、島津式部・中原猶介・坂本廉四郎・ 田代宗次郎・渕辺直右衛門在伏して有けるに、正月二

長藩林半七・土藩谷冤毛江・外城監軍有馬藤太并渕辺 日夕刻より徳川麾下并会・桑・高松等追々上伏せし故、

直右衛門同伴ニ而会津本陣へ行て吾の名を告け、吾の

由を述て、抑会・桑御両藩ハ御帰国の

命ありしと聞しに、今度砲器剣戟を携へ戎粧にて上伏

て通伏すと答ふ、吾の三藩ハ当地之警衛巡邏なれハ、

朝廷より「御召ありて、明三日入京いたされ、先供に ありしハいかゝなる訳柄にやと問ふ、今般徳川内府殿

朝廷の 朝廷の御指揮なくして御通行許容しがたし、伺越して 御沙汰を以答ふへきなれハ淀辺迄引給へとい

ふ、会・桑の人徳川家重役之向へ尋問して可答と約し て吾か営に帰る、しかして竹中丹後守紙面を以左之通、 以手紙致啓上候、然は今般徳川内府被致上京候付而

得此段申進候、以上、

は、先供之人数并会津・桑名共致通行候間、為御心

薩州御屋敷御役人中様 正月三日

竹中丹後守

右之通申越せしにより返礼左之通

供之人数并会津侯·桑名侯被致通行候旨致承知候 御手紙致被見候、然は徳川内府様御入京ニ付、御先

然処右は

度旨、昨夜会津御役人筋迄御掛合申上置候間 朝廷江伺出置候付、何分御差図有之迄は御差扣被下

御差図被為在迄は御差扣被下度、此段御返答旁申越

候、以上、

正月三日

竹中丹後守様

薩州 島津式部

飯牟礼斉蔵を以上伏之御人数都而御引取欤と問ハしむ、 往淀江引取之由を演説す、二番隊監軍仁礼新左衛門・ 又昼過会津より外城四番隊小隊長中村源助江面会して、

直くに都而引取にて無之、一往会議之上決定すといふ、

過日御尋ニ及候御趣意之事件は不相分哉と問ふに、重 臣より未報知無之といふ、然して時を移して七ツ半比、

鳥羽之砲声を聞て伏見の戦争はしむ、

右各隊之小隊長 監軍等

御前江被

召出、鳥羽伏見追討之次第被

聞食、翌日各書面を以申上ル、文面拙工ありて、事(ダ)

て各隊之進退大略を記して献呈仕候、 蹟細事を不尽得といへとも、呈書之侭顧問を経すし

冊子原寸 縦二八・六糎 横二一種 六七枚

二月

御用部屋

喜 桂右衛門ョリ小松帯刀へ

尚々、宮之城上京一条

乾行丸ノ件

(雑三十八番巻物)

御書ニ而承越候処、至極御残情甚以込入申候、此度 ハ只々上京と而已之御沙汰、是亦込入申候、御察可

被下候

翰呈上仕候、弥御壮栄御勤奉珍重候、然ハ御軍艦乾行

再も無之筈候間、残多御座候へ共致方無之、乍然少々御

来可相成との事ニ而、別而残念不少、此節之如き御用又 趣、是迄折角昼夜尽力差急候得共、觅角来月十日迄ニ出 不相成の処、残念千万ニ御座候、就而ハ本田よりも申出 丸廻船之儀、昨廿日相達、最早期限も相迫、其上未成熟

日延之場合も御座候ハ、、一日ニ而も早目出帆為致、

切之仕舞方等ハ折角相仕廻、試乗ニ而宜敷候は其侭出帆

之賦ニ申達置候付、決而油断ハ不仕通尤候、出来不相成

節ハ十分ニ尽力仕心得ニ御座候、将又鮫島元吉儀、此節 残念之至ニ御座候、新納氏其外着帆相成い細致承知、此

候間、い細ハ右江申含置候間、御聞取被下度、何も取込 小倉一条、児玉小介事件御届方として小倉引合上京申付 中不明細事、宜敷御汲取可被下候、敬白、

小松帯刀様

二月廿一日

桂右衛門

横八〇・二糎

文書原寸 縱一六・二種

蓋 蓑田伝兵衛ヨリ小松帯刀へ

(雑三十八番巻物)

筆拝啓仕候、於両 御地

久光公ノ御病状等

御両殿様益御機嫌克被遊御座、 恐悦御儀奉存候

共より申上通御座候、最早御杖ニ而少々ツ、被遊御歩 中将様御事も御病気日に増御快方ニ而、此節便御医師

実以難有事共難尽筆紙奉存候、不日ニ

行

夫故

御気力も御増相成候御様体ニ私共ニも奉伺、

御湯治共 御光越被遊候は猶更御宜鋪、 速二被遊 御

尊公様ニも遠海無御滞御機嫌克御着 京之由、恐慶至

全快候半と奉恐察申候

極奉存候、御着則参与被為蒙

之儀も不容易大事件ニ而、既ニ

外国方御掛御繁務ニ而、土藩異人暴挙一条御応接

皇国乱階を生候機会立到、 様々御論解御談判之由御座

所置、 **候処、終結局ニ罷成無事御鎮撫之由、誠以御忠精之御** 乍恐奉感佩候、本田杢兵衛儀も到着、則桂家江

早々

別而被遊

御安堵候御事二

罷出、

夫より二丸之様参 御前江奉申上候処、

殿、委細此事件承届候間

御座候、 定而種々御繁務奉深察候

御親征ニも被

仰出

之兵気陪層仕候半と奉存候、爰許当分は御静謐、新納

大守様御事も浪華迄御随従被遊候由承知仕、

無々宦軍(ママ)

之機会不可過之御時節御同慶奉存候、冗宦悉御省相成、 家・伊地知ニも下着、御変革一条も被仰出、 実以今度

色々府下俗論紛擾之由御座候得共、不足取事ニ而、 然御所置可歓望事共御賢察被遊可被下候

断

から此節従

先便被仰下候岩元一条は、成行ヲ以奉伺候処、

おのつ

朝廷被 仰出候大赦、 一統江可被仰付候付、 其節一結

知仕申候、其通執計置申候、左様思食可被下候 御取扱被成可然、 其段桂君ニ御達申侯様御沙汰承

731

右旁先は御用向且御着京之御祝儀旁為可申上奉呈愚書

候、猶奉期後鴻候、誠惶謹言、 文書原寸 縱二一種 横五五•七種

三月十五日

蓑田伝兵衛

帯刀様 拝呈高閣下

文書原寸 縦一五・九糎 横一三九・二糎

再陳、先便より尊書被成下難有奉存候、御礼申上候、

云< 久光公従三位参議兼左近衛権中将宣下</p>

二通 (御系図唐櫃入)

一八一八ノー

島津中将

行政官

三月 宣下候事、

思食ヲ以

参議兼中将之事、雖無家例、

出格之

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第六巻第一八七号

文書ノ一部ト同文ナリ)

文書原寸 縱二一種 横五三•一種

| | 久光公へノ御沙汰書

二通

(御系図唐櫃入)

先般積年勤

三月

(本文書ハ「鹿児島県史料 文書ノ一部ト同文ナリ)

忠義公史料」第六巻第一八七号

行政官

右

叙従三位

任参議兼左近衛権中将

宣下候事、

島津中将

一八二・ノー

一八一八ノニ

島津中将

文書原寸 縦二·二種 横三一糎 王之勲労ヲ被慰度

叡感不浅、格別之思食ヲ以別紙御品下賜候、尚御一新之 勅使被差下候処、早速為拝謝病中推而登京参

御沙汰候事、

鴻業ヲ賛補勉励可有之旨

三月

行政官

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第六巻第一八七号

文書ノ一部ト同文ナリ)

一八二二ノニ

御召古

御打袙 領

右下賜候事

(本文書ハ「鹿児島県史料

文書ト同文ナリ)

忠義公史料」第六巻第一八七号

즐 岩倉具視卿書翰

忠義公東上ノ件

(雑三十八番巻物)

見

朝之段、

在京兵隊云云、何も相済候旨安心候

今一大隊御沙汰之事、便船之事も候へハ、今明日之中今一大隊御沙汰之事、便船之事も候へハ、今明日之中 必御沙汰可相成取計可申候、大ニ心強ク安心大悦候、候、明日ナライ燻罩天

御文通之砌、修理公御出府、 可成丈御早く御運ヒ之事

御心配被下度候、随而ハ西郷氏今度ハ是非々々東下有

り候所、又頃日之風聞も候事、旁かね而御内情も承知 之度、同時御出帆有之度候、今度ハ実ニ天下之大事極

候得とも、片時も早キ方千祈万禱候、長州息ニも最早

出帆、此頃東着ニも可有之、昨日申出候事ニ候

箱館新聞伊藤ホンヤク、昨夜中出来さし越候旨ニ候間、

参り次第御便船御用ニ立候様可進奉存候勢がニ可上候

取計仕置候事ニ候、

長谷川今日最早東下之事被

仰出候筈ニ候、昨日夫々

右早々御請迄如此候也、

具視

文書原寸 縦一七・八糎 横五〇・一糎

候付、 候由、

居処も不相定飄泊仕候者も許多御座候趣、

僕義は

此前より他邦の書生被召呼候者とも御用も不申上

至 奥平操一ヨリ小松帯刀へ (雑三十八番巻物)

小松帯刀様 御直展

差出置候」 奥平操一

存候、任命明後朝可罷出、小々御気合も宜敷被為入候ハ、 度義も有之、閣下迄拝趨仕候へとも不得拝晤、遺憾ニ奉 仰渡、来ル二日発都下坂仕候、右ニ付得拝鳳縷々相伺置 益御清穆奉拝賀候、乍併小々御不例之由、為国御保護専 一ニ奉存候、過日より僕身上ニ付、毎々煩高意、昨日被

御臥床之まゝ御目通り仕度候、扨僕下坂之後、老母病気

様ニ被仰付候而は実ニ当惑之次第、閣下は御不在向、誰 於江都蒙命、家内一同罷越候事故、着藩之上、右之者同 無所告訴、 進退無路、定て窮迫可仕而已と相考へ罷在候、

を奉願、着藩之上、何辺ニ居処可被仰付、追々ハ何之御 大隅公も御上京被為在候御事故、右件も御一言之御指揮 甚恐入奉存候へとも

敷哉、万事望洋西下仕候上、無所帰頼、天涯孤臣、困窮

使用ニも可相成と之御内意たけ御洩被成下候事ハ相成間

之外無之候、何卒略目的有之、西下仕られ候たけ之内命

御高慮之程偏ニ奉願候、大事御威門之御身、殊ニ御不例 相願奉存候へとも、前期已迫り候事故、此段入御聴候間 被仰渡候様、偏ニ奉願候、是非発都前拝鳳相願、書外可

被成候事ニも有御座間敷、不顧不恭、拝啓頓首 中鎖事を煩し恐入候へとも、 一士浮沈之事、 一切御棄却

初夏廿九日

居候事も無御座由、定而当惑之事ならんと之言而已承り

用人中なとへも内々相尋候へとも、

一向ニ御評議ニ相成

奉存候、右ニ付御国表着後之事をも肥後生へも相頼、 小ニ而も安心之事ニ相成候へは、直ニ便船ニ而西下可仕

御

益

西郷ヨリ大久保へ

岩倉勅使下向

(雑三十八番巻物)

帯刀君

文書原寸 縦一六・二種

封筒原寸 縦一六•二種

九・一糎

横九七・四種

廿八日迄ニハ必出帆之様子ニ御座候、夫より内ニハ相成 東京丸鹿児島行之義、いまた究たる日限不相分候得共、

(御系図唐櫃入)

江御通し置被下度奉合掌侯、此旨前広申上置侯、日限相 とも決而延ハ不致との事御座候間、御序を以其趣岩倉公

(端裏付箋)

一

久光公従二位権大納言宣下

分候ハ、、尚又早々申上候様可致候、以上、

島津宰相中将

九月廿四日

文書 原寸 縱一一七•三種 横五四・八種

行政官

六月

文書原寸 縦二一・二種 横六九・一種

右

叙従二位 任権大納言

宣下候事、

☆ 大久保一蔵ョリ桂右衛門へ

孝明天皇御祭典

(雑三十八番巻物)

翰拝啓仕候、乍恐

尚々、乍憚御側役中へも宜鋪御伝被下候様奉願侯、

君公ニも御上京被遊、 御機嫌能被為入奉大慶候、尊公様

ニも御供ニ而弥御安祥被成御奉職候由奉恭賀候、此内は

西郷拝

操

「大久保様 ・ 西 (対紙ウッ書)

御懇書被成下難有拝見、早速御答可申上候処、初終紛雑

談シ置申候、東京も別而静謐、 にて其儀不相調、大兄我等へ被仰越候条々、内田江茂相 先人心も概略相知、且奥

羽北越諸藩御処置も以

宸断御治定、夫々御沙汰相成、 右ハ日誌一冊岩下氏江相

廻申候間、自ら入御覧候事と奉存候、御半途ニハ御座候

得共

先帝御大祥之御祭も来ル廿五日ニ被為当、

御追孝之

思食旁ヲ以、 急々

還幸被

仰出、 御道中も別而御急キニ而

聖体何之御障も不被為在、難有御事ニ奉存候、御聞及通 御発輦ニ而、大方夜に入候事而已御座候得共 御通輦被為 遊奉恐入候次第二御座候、 初終弗暁より之

回天共ニ暗礁ニ当テ、 箱館之事関心仕候処、昨日東京より奏聞相成候趣、開陽・ 中々運用等相調候丈ニ無之、不日

> 之たる由、先以何より恐悦此事ニ御座候、 函館府ハ復シ候と之次第、英船彼地より帰横ニ而報知有 格別之事ニハ

及もいたす間舗候得共、則局外中立之事ハ不及言、 奥羽

御両殿様ニも 為と感載仕候、此事件 御配慮被為

皇運之隆盛之機ニ臨ミ候得ハ、人力之外ニ御威霊相立可

人心之向背大関係仕、其害不少候処、実ニ

在候半と奉存候間申上候

君上御帰国御暇之一条、

吉井よりも申越、

其后如何之御

都合欤と奉案候、何分ニも御国元之処茂此機会ヲ以、万

端御基本相立、今一層

御趣意通徹、下一同しつかり方向相定候様ニ被為在度事 御両殿様積年御尽誠之

自ら御卓見も被為在候事故、不日拝接可奉伺候、先々就 と不堪万祈候、此先之御動静、呉々御大事と愚考罷在候、

幸便右形行申上度如此御座候、早々頓首

大久保一蔵

十二月十四日

生共無恙消光仕候間万端愈候、乍憚御賢察可被下候、 文ニ候故、如此申縮候間、余は御推察被下度奉存候、 愛被遊度、以長文深意奉述度奉存候得共、御存之無学愚 令ムル器ニ非ス、則日本之柱と奉存候、何卒為御国御自 為在候哉、実に懸念之至り、貴兄御尊体は御志を遂け成 遺魂之至、春暖発香之時節と相成候上ハ、追々御快愉被 帆之期を承知不仕故、一翰も不差上御気分愈如何を不問 不致ニ付、御願より御暇ニ而御帰藩と相成候得共、御出 貴大兄樣御出橫後不得拝看御伺茂不仕申、御病気御晴快

桂右衛門様

文書原寸 縦一九糎 横一四二・一糎

圶 □□貞助ヨリ小松帯刀ノ病気見舞

(封紙ウワ書) 机下

貞助

(雑三十八番巻物)

二白、幾重人、御保養専一奉存候、

已上

乱筆御宥免、

正月十二日

文書原寸 縦一六・一種 横三四・六糎

廃藩置県ニ付久光公へノ上申 氏名不明

桂、大山綱良等ノ意中ニ就テ

(御手許五番十九号箱入)

一桂は全体臆病者にして確然たる定心無之、独立独行之

御座候得共、西郷抔之論ヲ経て此ニ出候事故、屈伏之 争之折より今日郡県之制ニ至る迄、其意之好所ニは無 出来候者ニ無御座、初より西郷之意ニ致阿従、西京戦

外更ニ無御座、乍恐

足者と奉存候、 君意よりハ西郷之曓威ニ怯怖仕可申、差而恐ル、ニ不

小

御伝言奉願上候 鳥渡得幸便候、御見舞而已申上候、中井氏ニも乍憚宜敷

早々頓首、

一大山は別ニ姦意と申は無御座、当分之形勢茂内実は歎

ヶ条も正敷承及候、然レトモ才略乏敷、一家之持論ヲ息之模様ニ被伺申候、大久保・西郷之拙策ヲ揚テ論候

持張候程之力無御座候、

ニ而奉行・頭人之任ニ侯ハス、議論ニ相掛候程之者ニ

無御座候

右は如何之申上様ニ御座候得共、私共見込候侭内々

御聴候、再拝、

《書原寸》《縦一九種、横六六・三種

| 社 松平慶永ヨリ久光公へ

公ノ上京建言ヲ促ス

(白木無号御手紙類入)

鹿児島県

従二位島津久光卿閣下

慶永拝具」

(封筒ウラ)(朱「緘」)

改年之慶賀愛度奉存候、先以

惲御省慮被下度候、先年京師御一別以来、誠ニ不本意之被成御超歳欣抃不斜候、次ニ僕輩依旧頑健消光候条、乍皇上益御機嫌能被為重鳳算奉恐悦候、随而賢兄弥御清寧

奈良原氏上京、僕別荘へ入来有之、段々種々之対話もい御契濶申上、多罪之至御海恕可被下候、陳は尊家御家令

御忠誠奉感佩侯、又々奈良原直帰県之趣ニ付、御無さたたし、賢慮之様も粗拝承、乍憚御尤至極、不相替憂国之

聞取被下度、別而方今は以前と違ひ

為在候末、御忠誠之御情実御吐露被為在度、尤条公なり、望候事ニ御さ候、御出京之上篤と方今之事情も御見聞被宮中も御簡易ニ相成、何分にも早々御上京、為天下奉希

為在候而も宜と奉存候、何分にも早々御上京被為在度、又ハ条公へ被仰上、条公御同席にて御対面御願御建言被

明治六年三月廿五日 九日 文書原寸 縦二一・四糎 横二八・三糎 祐帰邸宅下賜候事、 東京第二大区一小区内幸町一丁目二番地、元従五位伊東 文書原寸 縦一八•二糎 御相談可仕候、時候御見舞旁呈一書候、恐惶謹言、二月 奈良原も被召具候様仕度、伊達従二位不及なから僕も万々 但受取方之儀ハ東京府へ可承合事 交 島津従二位卿閣下 久光公へ桜田邸下賜ノ御沙汰 横二一・九糎 封简原寸 従二位島津久光 縦 七・三種 横一一・一種 太政官 慶永拝具 (一番唐櫃入) 文書原寸 統一八・二種 横四〇・八種 御沙汰候、仍此段申進候也、 御用候間、明三日午後第一時参 明治六年四月廿八日 老年且所労ニ付車寄迄乗車・乗馬被差許候事、 朝有之候様 文書子原寸 《 縦二一・四種 一横二八・四種 ilook 久光公参朝御沙汰 島津従二位殿 五月二日 | 55、 久光公宮中車寄迄乗馬許可ノ御沙汰 従二位島津久光 宮内卿 太政官 (一番唐櫃入) (一番唐櫃入)

久光公へノ国事諮詢ト麝香間祇候拝命

를

来ル十三日

(一番唐櫃入)

皇后宮御誕辰ニ付被為

召候間、午後第一時参省可有之

従二位島津久光

候也、

五月十日

宮内省

島津従二位殿

仰付候事、

麝香間祇候被

101 = / 1

明治六年五月十日

文書原寸 縦一八・三糎 横三九・五糎

iols 久光公正院へ出仕ノ御沙汰

(一番唐櫃入)

来ル十七日、正院江

臨御国事御諮詢之儀被為在候間、午前第十一時、同院江

出仕可有之旨

従二位島津久光

御沙汰候条、此段申入候也、

五月十五日

徳大寺宮内卿

島津従二位殿

太政官

文書原 计一级 一八種 人 横四五種

文書原寸 縦二一・八糎 横二八・六糎

明治六年五月十日

国事御諮詢被為在候条、御用之節々参

朝可致事、

三〇一三/二

文書原 ,一統二一・七糎,横二八・五糎

太政官

740

(一番唐櫃入)

iols 皇后宮御誕辰ニ付久光公御召

二〇七〇ノー

献金之儀ニ付伺

東京ニ於テ久光公ノ告論 御筆(一番唐櫃入)

今般奉

勅命致上京候処、別段之蒙

御待遇恐縮之至奉存候、雖然愚意未

同致謹慎、遊兵等相催候義無之樣可致告論事、

候、就而邸中之面々、自勘弁は有之筈と存候得共、猶又 御採用ニ至兼、此末如何之形勢ニ可押移哉と日夜致苦慮

五月

文書原寸 縦一六•九糎 包紙原寸 縦三八・九糎

横七六·五糎

横五三·五糎

皇城炎上ニ付久光忠義二公ヨリ献金ノ件

들

二通(一番御唐櫃入)

従二位島津久光

従三位島津忠義

然御評議有之度、此段相伺候也、

皇城炎上ニ付、別紙之通献金願出候間、則差進申候、

可

明治六年七月八日

宮内卿徳大寺実則

太政大臣三条実美殿

明治六年七月十日 実臣太 美三政 印条大 別紙願之趣聞届候条、此旨可相達事、

文書原寸 縦二八糎 横三九・五糎

献金之願

二〇七〇ノニ

金壱万両

今般

存候、方今百事維新ノ際ニ当リ、内外多端ノ時ニ臨ミ、741 皇城炎上之儀、実ニ不慮ノ至変ニテ恐懼之至ニ不堪奉

新築御経始之儀、 速ニ其功被為成候ニ付テモ、亦不軽

御儀と奉恐察候、因之誠ニ些少ノ至ナカラ、右之通献

得ハ難有次第、聊臣等涓滴之徼志ヲ奉表候条、宜御執 納仕度奉願候、何卒御造営万分之一ニ御採用被下置候

速二御允可相成候様奉願候也、

明治六年七月八日

従三位島津忠義○(朱)

従二位島津久光○(朱)

宮 内 省 中

文書原寸 縦二八・九糎 横四一・二糎

호 岩倉具視卿ヨリ大久保利通へ?

此夜は度々来状忝存候、今朝八時伊国親王暇乞、尋問と

西郷江ハ今夕行向候事ニ令治定候也

し而行向候為短間、右前後之中出頭候条御在亭可給候

早々、以上、

十四日

文書原寸 縦一六・一種

三宝 久光公辞職願 三条太政大臣ョリ不許可ノ指令 (一番唐櫃入)

辞職之願

去年十二月内閣顧問拝任被

私儀

仰付、別而難有仕合奉存、折角勉強精勤仕含御座候得共、 従来愚昧頑固、且積年之病体、迚茂存通相整不申、恐縮

至極奉存候、依之何卒此涯免職被

仰付候様御執奏被成下度奉伏願候、誠恐敬白、

戌一月九日

内閣顧問島津久光○(朱)

史官

御中

別紙願之趣、 深キ 思召ヲ以被

742

具視

横三四・六糎

候、誠恐敬白

依之願之通御免被

仰付被下候様御執奏被成下度奉再願

茂難整、特命ヲ穢シ候義ニ相当、別而恐縮之至奉存候、 上候通、従来之愚眛、加ニ多年之病体ニ而、存分之勉強

也

明治七年四月二十七日

御沙汰候条、奉職可勉励事 明治七年一月十二日 仰付候儀ニ付、不被及 朱「太政大臣三条実美印」) 文書原 京級二八•三種 史官 御中 横四一糎

듶 久光公履歴書提出ノ件

内閣顧問島津久光

(一番唐櫃入)

文書原寸 縱一八・六種

横二〇・五糎

二枚

三六 久光公再辞職願草案

(一番唐櫃入)

再辞職之願

明治七年二月十四日 復古功臣事蹟編輯候ニ付、別紙例則ニ照準シ、一身経歴 ヲ編次シ、正副二本可差出、此旨相達候事、 太政大臣三条実美

文書原寸 縦三〇・一種 横四三・一種 私儀

≣ 久光公御召ノ件

(一番唐櫃入)

御沙汰候条、奉職勉励可仕旨拝承奉恐入候得共、先般申

思召を以被

仰付候儀ニ付、不被為及

過日辞職奉顧候処、深キ

御用候条、今二十七日午前十時、礼服着用参官可有之候

式部寮

従二位島津久光殿

御名

明治七年六月三日

太政官

蓋 久光公へ外国公使接待費等下賜ノ件

(一番唐櫃入)

左大臣従二位島津久光

思食ヲ以テ一箇年金四千五百円下賜候事

外国公使接待等費用不少ニ付、別段之

但本年之儀ハ当五月ヨリ月割ヲ以テ下賜侯事、

明治七年五月十五日

太政官

文書原寸 縦二一·五種 横四四・八糎

캹

久光公へ外国公使接待費等下賜ノ件

(一番唐櫃入)

外国公使等接待費用一ヶ年金五千円下賜候事、

但本月分ヨリ以後月割ヲ以テ下賜候事、

左大臣島津久光

文書的原寸 縦二一・八種 横二八・五糎

三条太政大臣ョリ大久保利通へ

흦

参朝面会ノ件

(雑三十八番巻物)

昨日大隈入来、別紙今朝入来之義相頼置候処、海江田島

津より之用ニ而来候ニ付、同刻ニ相成候而も差支候間′

今朝ハ不及入来、猶参朝之上、政府中ニ而面会可仕候間、

此段申入候、早々不備、 六月廿二日

実美

大久保殿

文書語原寸 縱一六•二種 横三四・六糎

三四 三条実美卿ヨリ久光公へ

(雑三十八番巻物)

候、然は過日来密々談有之候一件、木戸帰府、談合之処 寒冷相増候処、益平安大賀候、所労如何哉、厚加養専祈

永々御引留相成候而は彼是差支も不少、加之何となく気 如何哉、実ハ知県事之事も段々之遷延、農務肝要之折柄、

も弛ミ候様之勢ニ相成、参議中よりも知県事之一件ハ速

懸り候ては如何哉、猶足下之考慮も可有之と存候間、先 定有之度存候、木戸帰府隙取候ハ、参議一列江談合ニ相 ニ何とか御裁決有之可然、頻ニ催促も有之、旁以至急評

以一楮密々此段申陳候、呉々一日々々と遷延候も甚不心 成候間、速ニ決議仕度事と存候、 仍勿々如此候也、

十月廿四日

文書書原寸《統一七種》横六〇・三種

天長節ニ付久光公へノ御下賜品

(一番唐櫃入)

八丈縞 弐反

右

思召ヲ以下賜候間御廻申進候也、

七年十一月三日

島津左大臣殿

文書原寸 縱一九•三糎

横三七・三糎

曇

大原重徳卿ヨリ島津久光公へ

二白、出頭之砌いつとても御酒飯等痛切之至りニ候、

雜三十八番巻物)

雲箋拝誦侯、追日寒冷相催候侯之処御清廉被成御座奉珍 御家士中宜御沙汰願入候也

例長座御困りと恐縮仕申候、其節赤面愚見ヲ認候冊子入

賀侯、陳は過日も罷出蒙清教、洗除塵腸仕畏存侯、併如

電覧候処、結構御答感佩等御字、誠以痛切之事ニ候、尤

当御時節ニハ無用捨物入御覧候も如何候へとも、重来之

心意如此ニ申迄之事ニ候、乍去政府之御文言難有存候 且相願置候日新真事誌一紙為持給正致落手、猶読得候ハ、

早速可及返呈候、一寸読候ニ扨々気毒なる次第ニ候、併

当節小生老衰いたし、何も可被書様も無之候へとも、 余 り之事ニ候ヘハ、何と钬不被書とも心済も不仕と存し候

ハ、扨々難義之事ニ存候、仍御答如此候也、

十一月廿九日

重徳

文書原 引 縦一五・六糎 横六一・二種

宝宝 三条実美ヨリ久光公へ?

海軍指揮命令ノ件

(雑三十八番巻物)

黒田へ海軍指揮命令附録御達之事ニ付伊藤取調、 明日

皇居ニ持参之筈ニ致置候間、明朝ハ

皇居ニ参上有之度候也、

一月二日

実美

文書原寸 縦一七•一種 横三〇・五糎

三条相国ョリ木戸召命ニ付大久保へ?

蕓

寒威凜烈之候、益清康大賀候、然は木戸氏御用□之為東 (雑三十八番巻物)

> 候条委細承知有之度候、猶心附之義も候ハ、無腹蔵添心 久世侍従長下坂被仰付候、猶御沙汰振之処、同氏江申含

可承申と相待申候、草々不備 方苦心候事と万々想像仕候、何れ近日帰京之上、万々 御沙汰ニ応し上京有之候様相待申候事ニ候、足下ニも不

有之度候、此般態々 勅使も被差遣候ニ付而は、神速

二月三日

文書原寸 一級一六・九糎 横五〇・三糎

蔒 岩倉右府ヨリ島津左府公へ?

(雑三十八番巻物)

弥御清栄欣然、然ハ乍御面慟得拝面度義有之候ニ付、今

日午後二時参館候而も御差支無之哉、御一筆御答願存候、

仍早々如此候也、

文書書原寸 《縦一七•五種》 横三〇種

五月廿三日

具視

文書原寸 縦一七・九糎 横八二・三糎

島津公閣下

三月廿五日

臺 池田慶徳ヨリ久光公へノ礼状

久光公ノ和歌共

二通

(白木無号御手紙類入)

池田慶徳

「従二位島津公 貴酬

「封筒ウラ)

詠拝領、幾久敷拝掌仕候、不取敢右御礼申上度、再応之

貴翰拝見、愈御安泰被為渉恭悦、昨日は御懇答、殊ニ玉

二七五三ノー

さきいてん花を見すてゝ行雁の

御答歌ニは無之候得共

心のうちは我そしりぬる

御笑覧御投丙希上候也

慶徳

頓首恐惶、

春の雁花につれなくわかるとも こん秋風を待わたれ君

横四〇・五糎

文書事原寸 縱一六•六種

封箭原寸 縱一八•八種

二七五三ノニ

池田茂政君ニ

心ハかりハ行かへりなん 久方の雲井路遠くわかるとも

池田慶徳君に

心のうちハ君そしらなん 咲いてん花を見すてゝ行雁の

同し君の松の歌よみてよと色紙をおこせ給ひけれハ

花咲し千とせの松の行末に

ふたゝひ匂ふ春をしそまて

伊達君に

うちひさすみやこにしあれハ春霞

たちわかるとも心へたてし

晃親王ョリ久光公へノ時候御見舞

御写真(六十一歳)添 (白木無号御手紙類入)

(對簡) 特史中 特史中 二七五四ノー 晃

(封筒ウラ) 写真一葉添

8

「島津前左大臣様 (對紙ゥヮ書) 晃

勇健ニ被為入候哉、委曲拝承仕り度奉存候、抑此一折不 春光日々増加仕候得共、未朝夕は寒気難去御座候、

珍麁末之至ニ御座候へ共、時節御見舞申上候験迄ニ、乍

期拝謁之時候也、 赤面進上仕度、御咲納被下候ハ、千万難有奉存候、尚艛々

敬白、

子三月廿五日認メ

二白、如此時候、折角御用意奉祈入候、先日ハ御詠

感吟仕り候、愚詠御一笑ニ入電覧候

なにこともみなあらたまの年こそは

不二の雪さへ長閑にそ見る

此節参り候間入御覧候、呵々、

乍序、昨冬ハ勲一等賜綬深く畏入候、右写真申付、

文書原寸 縱一六。七糎

封简原寸 縦一八・八糎

横四六・二糎

横 六・七種

二七五四ノニ

「御写真」

「先達而一葉進上へ入候、

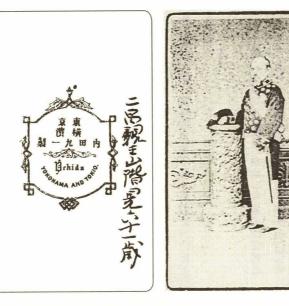
候而乍失敬角入電覧候」

如何敷候へ共、

賜授写真仕

「子三月廿五日封ス」(對筒ウラ)

写真原寸 縦 横 ○・五糎 六·四糎 包紙原寸 封筒原寸 縦三二·六糎 縦 ・四糎 横四五糎 横 七糎





「緘筒ウラ)

島津従二位殿

池田慶徳」

二七五七

池田慶徳ヨリ久光公へ

公ノ出発帰国ニ付挨拶

(白木無号御手紙類入)

御旅中折角御保護専念仕候、 拝顔も得不仕、残心此事ニ御座候、兔角時下不調之候、 以愈御安全被為涉恐悦候、 と参邸之心得罷在候処、 春風和煦、 桜花爛漫、豈計ャ今朝之飛雪余寒相覚候、 両三日所労罷在不能其義、又久々 抑明日は愈御発程之趣為御暇 先は以封中御暇乞迄如斯御 先

四月四日

座候也、

島津老公閣下

従三位公へも時令御見舞可然御伝声希入候也、 尚以、乍末筆

横一二三·二糎

一七·八糎

封筒原寸

縦一八·五糎

六·七糎

慶徳

頓首百拝、

芸 京都晃親王ョリ久光公へノ年賀状

白木無号御手紙類入)

「島津前左大臣久光様(対紙ウワ書)

8

晃

新年之吉祥際限不可有、目出度申納候、

神州奉大賀侯、随而 我今上聖皇帝御万安被為成、右御無事奉存候! 尊台弥御清寧御加寿令恭賀候、晃

故失敬致し候、御海容可被下候、尚期永日之佳節候、 進筈、何分遠隔之地、加之此節は晃儀は万事不任心、夫 無為起来、乍恐御安慮可被下候、為御年玉京都之一品可 恐

寅 一月四日

八月云々子細候而願上、上西京都新田村別宅ニ住居 二白、晃義東京錦町二番地ニ拝領邸住居候処、 昨年

候所、又々云々子細候而上京、土手町元近衛家河原 御殿跡、即今木戸正太郎持家仮亭ニ致し仮宅住居候

> 春ハ供奉候而上京中大変承知いたし、大ニ驚入り候、 ハ意外之大変候而、嘸々御心労ト奉恐察候、晃も昨

万事ハ貴藩村山松根世話致し候呉レ、扨貴藩も昨年

く神州ノ児、無益之血戦、実々歎息已ニ候、人間万 帰東後無程鎮静ト伝承候而安心候、併東西平民同じ

事猶如唯夢ト存候也、

文書原寸 縦一六・八糎

横三二•四糎 封紙原寸

縦一六・三種 横 六・七糎

鉱山技師独逸人「パウル、ヲヂエル」ノ名刺 東京浜町島津三郎君行 (白木無号御手紙類入)

荛

六Om 久光公正二位陞叙記

横九· 六糎

縦五·七糎

島津三郎君行キ」

封筒原寸 縦 七·四糎

(一番唐櫃入)

二通

(切手) 東京浜町島津屋シキ (消印、二ッ同ジ)

> (名刺) PAUL OZIER Ingénieur Croi des Mones

> > 明治十二年六月十七日

特旨ヲ以テ位階一級被進候事、

文書原寸 縦二二・一糎 横二九糎

太政官

二八〇三ノニ

叙 正 位

太政大臣就 (朱「天皇御璽」) 一等三条実美奉

明治十二年六月十七日

文書原寸

縦二二·七糎

包紙原寸 縦三六·一糎 従二位島津久光

二八〇三ノ一

従二位島津久光

츳 京都晃親王ヨリ久光公へノ年賀状

(白木無号御手紙類入)

忠

二八〇九ノー

「前左大臣島津久光公殿(封紙ウァ書)

\$ ∟

晃

於西京加寿、乍憚御安慮可被下候、年頭御祝詞申上度呈

恐々敬白、

新年の佳瑞不可有際限候、愈御万安御超歳牽大賀候、晃

辰. 書候、尚期永日候者也、 一月二日認メ

極遠之地方大御無沙汰御海容可被下候、寒充御厭奉

祈候也、

文書子原寸《統一六•四種》

包紙原寸 縦二七・七糎

右之文字到以来二男実名之字可被相用候、依而如件、

横四五・八糎 四〇糎

壳

許可ノ件

島津忠義公ヨリ悦之助殿へ忠字及久字使用

(御系図唐櫃入)

世月九日 田治十三年

忠義

文書原寸(折紙) 縦二三・五糎 横六五糎 島津悦之助殿

二枚

二八〇九ノニ

七月九日 忠義 十明治十三年

島津悦之助殿

文書原寸(折紙) 縦二三・五糎 横六五糎 二枚

752

昔日之老僧ニ候ハヽ、奉為鎮護国家、秘密護摩修法 翁ト化シ、実ニ宮内省厄介無用長物、唯々恐入侯、 二白、向寒之候、折角御厭伏願候、晃六十六才之白 京都山階宮晃親王ヨリ久光公へノ年賀状

「従二位前左大臣島津久光公殿(包紙ウワ書) 戊辰役追懷

(白木無号御手紙類入)

晃

明治十四年巳一月三日認メ È

封

「前左大臣島津久光公殿(封紙ウァ書)

晃

š

新年之瑞気不可有際限、千里同様芽出度申納候、

不相変新年御祝詞申上度呈愚書候、尚期永日之時候也, 寿奉恐祝候、晃於西京無異越年、乍惲御安慮可被下候、 聖朝益御静謐御互ニ奉大賀侯、随而 尊官弥御万安御加

巳一月三日

恐々敬白、

金盃御賞状

千々万々、悲喜慷慨、幻夢空名闍然、太平之御世ニ 実ニ人間如夢中、 衣乗馬東寺迄出陣仕候事、其他云々云々存出候へハ 月淀一戦之時仁和寺宮出陣、晃中山忠能卿ニ頼而戎 朝敵・不朝敵、勤王・不勤王、

も可仕処、夫モ不叶、深々省身恐入候、又々先年正

盃之春酒、則

文書子原寸 一級一七・七種 皇恩之光リト奉拝 東方候也

横六五·二糎

包紙原寸 縦二八・二糎

横四○・五糎

賜賞状

(一番唐櫃入)

듶

明治六年皇城炎上献金ニ付久光公へ金盃下

付紙原寸 縱三二•四種 横五•七種

753



二八三六ノ一

正二位勲一等公爵島津久光

明治二十年九月廿一日 特旨ヲ以テ位階被進、

宮内省

文書原寸 縦二二・九糎 横三一糎

二八三六ノ二 正二位勲一等公爵島津久光

叙従一位

朱「天皇御璽」

宮内大臣従三位勲二等子爵土方久元奉 明治二十年九月廿一日

文書原寸 縦二二・九糎 横三〇・八糎

(一番唐櫃入)

二通

文書原寸 縱三二•四糎

四四糎

横四九・五糎

包紙原寸 縦三五・九糎

明治六年

明治十七年三月六日

下賜候事

思出候依了為其賞金盃一個

候段神妙之至被

皇城炎上一付金四千圓獻納

宫内省

包紙原寸 ①縦三三・三糎 横五三糎

二八三七ノー

二八種横三一種

海防費献金ニ付久光公へノ褒章授与記

(一番唐櫃入)

横、六二・二種 直径四・二種 文書原寸 縦、四六・五種 一 簡原寸 縦、四八・五種

755

第 何 號

銆

票

防 海 , 事 棠 ラ 赞成ン金拾美国獻納

Ł

ン

賞 と ラ v 製 黄 授褒章ノ賜 チ 拜 受 ス

チ

今此光榮ヲ失ハサラ × 7. チ 勉 A v

自

明

治二年九月三十十 府縣國泰區可村姓名 印官位勒爵又 ^ 姓名印

動局 Œ 副 穏 裁姓名宛

賞

包紙原寸 縦四〇・二糎

文書原寸

縦二七·七糎

四〇種

横二八・七糎

二八三七/三

黄綬褒章佩用式

黄綬褒章ハ左助ノ辺へ佩フヘシ、

但勲章及従軍記章ヲ有スル者ハ、其章ノ左へ列シ帯フ

ヘシ、其他ノ事項ハ明治廿年五月廿三日勅令第十六号

及明治十四年十二月七日第六十三号布告ヲ参観スヘシ、

内 閣 賞 勲 局

文書事原寸 《 縦二七・四種 横三九・六糎

二八三七ノ四

褒章ヲ賜リタル者届出心得

褒章ヲ賜リタル者、左ノ事項有之節ハ賞勲局届出ヘシ、

戸主ハ直ニ本人ヨリ、其他ノ者ハ其管轄庁毎留者ハ其 但勅奏任官并従六位以上勲六等以上ノ者、及華族ノ

本貫・族籍転換ノ節

ヲ経テ届出ヘシ、

苗字・名変改ノ節

左ノ二項ハ遺族、又ハ親戚・故旧ヨリ届出ヘシ、

重罪ノ刑ニ処セラレタル節

但宣告書全文ヲ書載スヘシ、

明治十五年

死亡ノ節

賞

文書原寸 縦二〇・五糎 横二七・九糎

燻 局

츳 「太守様御書」(包紙ウァ書) 備前岡山ヨリ養子ノ儀ニ付茂久公ノ御断リ

「上」(封紙ウワ書)

御請

(白木無号御手紙類入)

줊

又次郎殿(久光公)

「御書付入」(包紙ウワ書)

来ル廿一日、 三〇九四ノー

又次郎殿御礼御登

城之事、

文書原寸 縦一六・二種

横一七・七糎

三〇九四ノニ

も相成り、国家之為ニも可宜と奉存候、殊ニ成人之者共 可然事ニは候得共、兄弟都而国許ニ罷在候方、往々力ニ 候、猶熟考仕候処、他藩江養子之儀、当家之勢ニも有之、 備前岡山より養子之内談有之候由、御相談被仰下承知仕

は養子相済居、残居候者は未幼年、他国江可遺程之者ニ

方可然奉存候、尤家老共江も極内申聞候処同意申出、先 も無之候間、右旁之処深く御勘考被成下、御断被仰込候

は御返答旁申上候、以上、

文書語原寸 縦一六・二種

包紙原寸

横五六・八糎

縦二八・五糎

横 四一種

登城ノ件 指令二通

(御手許五番十一号)

右、登

城之節、 北御門より下乗之筈候得共、未幼年之事候間

一往

御城内乗輿被成御免候事、

文書原寸 縦一六・二糎

横二九・八糎

包紙原寸 縦二六・二糎

横四〇・三糎

松原正二位書翰 宛名ナシ (雑三十八番巻物)

松原正二位

(対紙ウッ書)様

중

○集 **数**

残暑之砌、弥御安全珍重奉存候、陳は劣生今般帰京ニ付、

早速参上可仕之処不快、殊ニ多用御無沙申上御免可被下(メヒルタ) 候、来ル廿二日廿三日廿四日之内、御差支も無之候ハ、

寸夕刻より罷出拝顔仕度候間、御差支無之日御申越願

上候、以上、

八月十九日

文書原寸 縦二〇種 横四〇・八糎

砲十挺

御覧人数於本之瀬河原調練

野戦砲壱挺

帖佐百三拾七人

国分三百三拾弐人

野戦砲壱挺

蒲生百三拾七人

踊 六拾五人

野戦砲壱挺

溝辺六拾五人

馬関田三拾六人 合七百七拾弐人

杢之瀬河原ニ於ケル調練御覧人数 番ヨリ四番迄人数合二千六百七十四人野戦

들

(御手許五番十一号)

日当山六拾五人 牛根六拾五人 敷根六拾四人

一 山田百三拾人 始羅郡

栗野六拾五人 加久藤六拾五人 清水弐百弐人

野戦砲壱挺

福山百三拾七人

右一番備

野戦砲壱挺

飯野四拾壱人

合七百拾弐人

右二番備

野戦砲壱挺

吉田七拾弐人 鹿児島郡

四備合弐千六百七拾四人 右四番備 野戦砲弐挺

吉松六拾五人 横川六拾五人

一 吉田三拾八人諸県郡 曽於郡百三拾人

重富百三拾七人

大河平七拾弐人 野戦砲壱挺

合七百壱人 野戦砲壱挺

加治木四百八拾九人

右三番備

文書原 ,一級一四•二位推大,三•二位框

参考文書

Ξ 斉興公隠退御決意一件

朱衣肩衝茶入下睗

公 従 御拝領ニ付、 公方様於御座之間御手自朱衣片衝御茶入 同四日御用掛被 仰付、同廿八日右 太守斉興

御礼被仰上候付、御献上物御使者被仰付登城、御老中戸

退キ、 日向守(総和)様御請取、御老中へ向重キ拝領物為御礼、 田山城守(忠温)様於檜之間御出会、御目録奏者番石川 目録之通献上仕候、御口上申陳、可蒙披露旨御答、 同伴御留守居早川五郎兵衛ニテ候、云々、 直二

嘉永三庚戌十二月三日

(「鹿児島県史料 斉彬公史料」第一巻)

ŏ 山田壮右衛門へ斉彬公ノ御遺言

リシト)御病床江罷出候処、御待被遊居候トノ 十五日夜中八ツ半時頃、私事被為 召(山田ハ当宿直ナ

テ、此節ノ御不快迚モ 御沙汰ニテ、 御口ノ涯江私耳ヲヒタト御引寄被遊候 御全快不被遊ト 思召候、 依

> 之明日左衛門•駿河•竪山武兵衛三人被為 召

三人江急度申聞候様ニトノ

御直ニ御遺言被遊候

思召ニハ候得共、壮右衛門

3 IJ

御沙汰ニテ、左ノ通奉承知候、

哲丸様御幼少ニ付、 御跡ハ周防殿(忠教)又次郎殿

(忠徳)ノ間(周防殿ハ辞セラレ、又次郎殿ト定メラレタリ

<u></u>

宰相様(斉興公)江奉伺候テ御取究申上候様、尤暐姫 様(公ノ御長女)江御聟養子ニ被遊、 哲丸様 (公ノ御

長男、御年二歳)御順養子ニ被遊度思召候事、

(福昌寺へ御骸、南林寺へ御遺髪ヲ埋メラレタリ

御石塔ハ福昌寺、南林寺江茂小サ成御石塔建候様、

御用櫃江水・剣・小判金千両・壱歩金千両御入附致候

様、

戸頭取)幸衛(百幸衛御小姓役ナリ) 両人 ニテ都 テ見分 護被遊置候間、壮右衛門 (山田壮右衛門為春、当時御小納 御内用諸御書附類、江戸・御国元・大奥・麦等江御格

761

ケ、大抵成御書付ハ御焼捨ニ致可申候事(翌十六日、

二ノ丸内浩然亭ノ山中ニテ、山田・百立会、函ノ侭焼捨タリ

<u>۱</u>

御城江(御城江云々天璋院殿)差上候様、 尤御国許ニモ

御道具ノ内差立タル御品

有之候得共、江戸ニ多分被召置候間、一人早々江戸へ

差越見分ヶ候様、

道具ノ内差上候様、

智鏡院(土佐侯ノ御婦人、公ノ御妹君ナリ) 江モ 宜敷御

おすま事(すま女ハ哲丸公ノ生母)方ノ字早々被下度、

左候テ千両被下候テ、

哲丸様御部屋江被召置、追々御部屋様ト迄御引上被遊

於ユキ・於タカ(ユキ・タカ共ニ御側女中)両人ハ三百

度事、

両ヅ、被下御暇被下候事'

万年丸(軍艦万年丸)ハ是非御成就ニ致候様、

集成館モ頓着ハ有マヒ、十郎(江夏十郎直義)

人モヲシムデアラフ(京都御召ノコトナラム、御切迫伺 先日京都ヨリ申参候次第ニテハ兎角大変、丁度ヨヒハ

ヒ兼ネタリト云フ)

其後周防殿(島津周防忠教、久光公御旧名) 右ノ通御平日ニ御替リナク御慥ニ 御沙汰奉伺候、 御上リ、

跡ニテ又々私江、

何欤御一口

御密々

御沙汰被遊候御様子ニ候、右

宜敷時計 ハ江戸へ 、舟時計(御秘蔵ノ「コウノメードル」)

琉球人ノ事ハ

ハ伊達(伊達宗城公)へ遣ハセ、

宰相様(斉興公)江伺候テヨロシキ様ニ、

忠孝ニ有ルト思へト(京都ヨリ御召ノコトナラムト)、此

奉恐入候、只々御受ハ申上置候事、 御沙汰ノ節ハ何分別シテ御幽カニテ、 初末伺取レ不申

右之通ニ御座候間、為念相認申上置候、

右ハ七月十六日暁

モ混雑、

御勝不遊段申来、早々罷出候処、最早極々

島津左衞門久徴)並拙者・武兵衞(竪山武兵衞利武)三人御大切ノ御様体被為成恐入罷在候処、左衞門殿(御家老

御次ノ間へ罷出候様、山田壮右衛門ヨリ相達、本文ノ趣

様被申達、誠ニ以恐入承知仕候、左候処無程

御事切レ不被為成内ニ御伝達イタシ候間、急度承知仕候

御事切レ被為成奉絶言語候、

但夜中壮右衛門江

速頭書被致置候処、追々御沙汰被為在候節、格別成御用筋ニ付、御次ニテ早

御大切ニ被為成候付、早々右ノ頭書ヲ以被相達置、及頭書を発量値ダージン

本文ハ十六日昼認替、三人共同案ニテ被相渡候事、

安政五年午七月十六日

久仰謹誌數經

「鹿児島県史料 斉彬公史料」第三巻〕

- 島津周防公ヨリ新納駿河へ

然ハ昨日税所七郎右衛門ョリ差出候御用書付致返却候、不勝之天気御座候ヘトモ、弥御壮栄被成御勤仕致欣悦候、

当御時節実以不容易次第ニテ、此末

シ)可被為在哉ト至極致懸念候、就テハ申迄モ無之事候京都ノ御都合何樣 (京都御召云々ハ第 巻ニ記ス、参照スヘ

候、且上杉侯ヨリノ御封書(御書意知ルニ由ナシ、此書ノヘトモ、御同席中(国老中)篤ト御評議有之度儀ニ御座

度御座候へトモ、先日御口合申置候通ニ付、此段以書面ニモ致出勤(久光公、当時御家老座御出席ヲ云)御内談申

所在分明ナラス)、如何御取計可被成哉承度御座候、 拙者

得貴意候、以上、

駿河様

七月二十二日

周防(久光公旧名)

安政五年午七月二十二日

〔「鹿児島県史料 斉彬公史料」第三巻〕

7米 | 浮林なら米」 参三者に

쏬 太守ヨリ久光公待遇ノ件

島津周防殿

右者相応之年輩にも被「罷成」、

殊に

節々、 太守様格別之御続に付、 表向御礼席出仕之儀御宥捨被;仰付、 以来年頭·八朔、 其外御礼等之 時宜次第於」

御対顔被、為、 桜之間へ被:|相控|候様被:| 在候様、 左候て奥へ被言 仰付,候。 罷通 候節は

〔「島津久光公」高島弥之助〕

九一 周防公ヨリ新納駿河へ

島津豊後退役ノ件

得共、 条モ彼人差図ノ様申フラシ、別テ散々ノ評判ニ相聞得候、(差図ニアラス自ラモ精分割ニ等キ挙動ナリシト云) 昨日御相談承候大坂一条、其節ハ存寄無之旨御返答致置 以後篤ト致勘考候処、 豊州家事先度ヨリ御口合申候通、(島津豊後) テハ如何様ノ変事到来モ難計、殊ニ玉里御役々(暗殺セントスルモノアルラ云)(斉興公卿住居邸) 御金繰ノ儀モ難黙止事ニハ候(事由知ルニ由ナシ) 何分人望尽果、

> 就テハ此涯其身ヨリ退役相願出候様取計有之度候、 拙者

政事ニハ難替事ト相考申候、若貴君御取計難相成儀モ候 ^(新納駿河) ニモ私用ノ事ニハ種々世話ニ預リ候人ニテ、(lshby/Rカッ云) 様ニ申立候テハ不本意ノ様ニモ有之候得共、 外御同席中へ談合可致候、(御家老中) 昨日ノ申分トハ表裏 御逝去涯 御国家御

決居候ニ付、最早不得止事、此段以乱筆及御内談候、(栗シテጵゥン) 様ニテ、 御疑モ可有之候得共、 内実ハ拙者心底先度コ 以

ij

弋

十月二十二日

之候ハ、、 玉里御役々一条ニテモ御考可被成候、就テ彼人退役無(清異公卿逝去後御手許道員ヲ私シタルヲ云) 承引不致候得共、彼人勤役ニテハ迚モ御用談整兼申候、(斎彬公御逝去後島津豊後ニ阿従シタルカ故、本記ノ如シ) 二白、竪山ニモ先度ヨリ内談致シ候処、(武兵衞) 拙者御政事向ニ立障申間敷候、何分ニモ御(此郷=言新納カ恐懼想像ニ余フリ) 此涯退役ノ処

深察有之度候、已上、

防州原名光公

安政六年己未十月二十二日御書朱書

此御書新納カ家ニ秘蔵ス、

因ニ記ス、当時ノ巷説ニ、公御逝去ノ後附従ノ大小吏金銀及 レ付ケノ侭私宅へ運ヒ、島津・新納カ如キハ公ノ御駕籠ヲ拝 ヒ諸御道具ノ類ヲ私シタリト、甚シキニ至リテハ長物等ニ入

取レリトモ喋々セリ、其事実世説ノ半バシテモ多少私シタル 載シタリトモ唱へ、或ハ小吏輩ハ雑品ヲ手カヽリ次第ニ運ヒ 領セリトテ、其中ニハ御道具類御掛モノ抔貴重ナル物品ヲ満

サレタルヲ以テ考フレバ、全ク無形ノ説ナラサルヲ知ルニ足 レリ、実ニ人面獣心ノ徒ト云フベシ、

疑ナシ、殊ニ前書ニ玉里御役々中別テ散々ノ評判云々ト記

当時玉里邸附従重立タルモノハ、御家老御城代兼務御勝手掛 島津豊後・御家老御勝手掛新納駿河、御側役永江休之丞・得 能彦左衛門、御納戸奉行伊集院直五郎、御側役御広敷御用人

勤岡田半七等ヲ重立チタル輩トス、

[「鹿児島県史料 忠義公史料」第一巻]

「松平修理大夫江」(端裏書)

久光公藩政輔佐ノ件

島津周防儀、其方家督之節より国政向万端心添致し、精(タメト) 勤之趣相聞候ニ付、来年其方参府之上は、国許政事向猶

松平修理大夫

厚く相心得、万事行届候様可取計旨可被申聞置候、此段

内々可相達との 御沙汰ニ候事、

「鹿児島県史料 旧記雑録追録

습

久光公宗家へ復帰ノ件

家ノ基本ハ追々申聞候通、何レ礼義廉恥ヲ以風俗ヲ正シ、 当時内外難題ノ事情別テ令心配、旁致愚案候処、兎角国

事、今日ノ急務ト存候、然ルニ基本ヲ勘考イタシ候ニ、 上下心ヲ一ニシテ君臣和平、古代ノ国風ヲ振起イタシ候

ノ身甚致心痛候、左候テ重富家ノ実子ニテ順聖公ノ御眷(済株公暦号) ハ、乍汗顔拙者ノ一身ト存、朝夕相励候得共、本来不肖 仲尼ノ所謂名正言順ノ所、第一政事ノ綱起治道風化ノ本

顧ヲ蒙リ家督相続被仰付候処、当時ヨリ武鑑ニモ、実ハ

付、

島津周防嫡子ト有之、天下ニ押出シテ顕然ノ事ニ候、

孝義難黙止次第ニ候間、拙者之内存ニハ、当家督ハ又次(*ジルを4) ルニ只今ニテハ所謂名不正言不順ト可申哉、親子ノ情於

左候ハ名義モ相立候事ト存候は 郎へ申付、重富家ヲ出テ国父ト云処ヲ以、 イタシ、為子ノ礼ヲ取テ孝道ヲ尽シ、臣子ニ先シ度候′ 朝夕自ラ定省

右一条以前ヨリ之宿意ニ候処、未

之ト存候得共、当時ニ至リ候テハ一日モ難黙止至情ニ候 順聖院様御三年忌不被為立内ハ、於孝義可奉惲筋モ可有

右之通御筆ヲ以被仰出、尚又筑後・摂津被召出、尚深

思召ノ情実御直ニ承知仕候、御趣意ノ程乍恐御尤ノ御 一先思召ノ程同役中御内々申上候処、 難有思

段々難被黙止御内情ノ御訳合有之、 召ニテ、御請モ被仰上候得共、篤ト被成御勘考候処、 御内願ノ趣逐一被

聞召通、是以無御拠御座候御情実ニテ、御願被詮立候

渡相成、近々実以従 仰出、其趣御同人様へ申上候処、御請被仰上、夫々仰 迄ノ通重富家御住居ニ被仰付儀共被 御同人様御事、御実形ノ御身柄被為(※デ) 思召上候テ、 被 御思慮候処、イツレニモ当分通ニテ候名義不当ノ御事 御孝道ノ御事ニテ、尚更深被為及 御自身様御孝養被為尽、臣子ニ御志シ被為成候御趣意 復、重富家ハ島津又次郎殿へ相続被 御双方ノ御志情御取捨被為

仰付、

左候テ是

在、 以来

研究、 ノ程、 急度御用立候様心掛、可奉安 一統謹テ奉承知、専ラ忠孝ヲ相励、学文武道致

尊慮候、

四月二十

筑後 外針上 摂津高入高

但馬川運上 登

如斯文久元年四月二十二日ヲ以テ布告セラレ、是ヨリシテ公子

766

ノ称ヲ用ルコト、ナレリ、而シテ御住居ハ依然重富邸ナリシカ 後々城中ニ引移ラル、ノ内定ナリ(文久二年ノ春、二ノ

の、

誰是と云ふ差別もなく、其家を重んじ、其事の成否

丸御引移ノ条ニ詳記ス)

듳

真木和泉ノ義挙計|

画

[「鹿児島県史料

忠義公史料」第一巻〕

こと甚し。機を失ふも今日までは宜しけれども、明年中

鄭重の説のみ多くして、日又一日と推しやり、機を失ふ を深く勘へ過ぐして、決断するものなく、且老臣等覓角

も過ぐしたらば、大変起りて手の下し所なくなり、九千 の兵は九万ありても成すべからざるに至るべし。是れ諸

憂は、過慮と謂ふべし。元亀・天正の天下とは大に異な

侯を頼むに足らざるの憂なり。其事成りて後に覇を計る

ることあり。事長ければ此に不√論

今事を挙ぐるには、九千の兵なくんば有るべからず。少

勧言諸侯「挙」事得失

くしても必ず三千は無くては不↘叶也。然れは大諸侯に

仮,,諸侯兵,,挙,事得失

仮りたる兵一千人を以て華城を取り、固く保ちて

とするを待つべし。是には必ず義徒の内にて謀主ともな

行在

るべき人物一人、差継ぎて勇にして断決ある者一人、都

て二人付副ひて可なり。而して京にて「鑾輿を抜き取り、

条城を乗つ取り、諸有司を撃ち、彦城を焼くことは、義

徒これを任ずべし。然れば義徒も一千は無くして不_叶。 尤千の内五百人義士にて、五百人は農民或は力士盗賊の

767

ありとも、天下これに与せず。其領国の士民より起りて

倒戈するに至るべし。是れ諸侯を勧めて挙げしむること

みて人気勃起し、仮令一方に非義の義を守り籠城する者 侯これに応する者速ならん。又天下士民事の必ず成を頼 すならば、事の成は勿論、其時の勢甚熾にて、天下の諸 あらざれば挙ぐることを得ず。大諸侯にて九千の兵を出

方今の妙策なり。然りといへども、今日の諸侯と云ふも

類にても可なり。然れども是等の人を募るに機見はれ易い、、、

にて、遊説に術なくては不♪叶、土は其主東にありて、近くもあれば、天幸とも謂ふべけれども、因は彼の庶流等を衛る兵ある上に、因・土・長等元来尊(王の国にて、きの憂あり。熟考すべし。扨其兵を仮るには華地・兵庫

説を納るゝに不便なり。往復いかゞなり。長は最上の尊にて、遊説に術なくては不ゝ叶、土は其主東にありて、

王国といへども、

即今国是未だ定まらざれば、

第一最初

亦これを保つ。勢は近来頻に幕の悪みを受く。勢も亦この挙をなすは如何あらん。二の見を他国に譲らぬは、愚

義徒華城に掛りて可なり。個様に事を換ふるに至れば甚れを恨むべし。これもし奮発せば、是に京の事を任じて、

十艘一同に上陸し、河内辺にて少々にても農民等を俄に妙なり。何者、華は海辺なれば、海賊を作りて、梭船数

り。嗚呼勢もしこれに任ずる力あらば、天幸云ふばかりるにも、義徒随一の者百人内外は其中にあるべきことな募りて裏より起るに最便なり。尤勢に京の事を任せしむ十艘一同に上陸し、河内辺にて少々にても農民等を俄に

なし。只恨むらくは国是如何ん。右数国に説くこと熟考

すべし。

義徒学/事得失

資糧もなく、器械もなく、其勢誰が見ても孤弱なるべし。なるべし。何者、義徒のみならば、皆義勇とは云へども、義徒のみにて事を挙ぐるならば、前二策とは大段大に異

然らば諸侯の挙ぐるよりも五倍も十倍も人数多く、同志

は、京中の事僅に成し得るばかりにて、とても華城に手がたければ、十分にて五六百人なるべし。五六百人にてき事なれど、義勇のみの人さばかり多く募ることも出来の頼む心熾にして、自然と外に張出す気焰も熾にあるべ

を圧倒し、彼を迷眩し、彼を逃亡せしむる様のことを謀或は声援を仮り、或は疑兵を張り、戦争を不ゝ用して彼をつくることなし難し。然らば此挙は智計を専にして、

し、且是を蹂躪し、若州が救火に出づるを討取り、差次護直に叡岳に(幸し、一手は条城に火を掛けて失火と号るべし。然らば先づ義徒を二手に分ち、一手は速に奉い

ぎ京中役所らしきものを始とし、所々に火を掛けて、何

議を決して、 とも訳のわからぬ様に狂ひ廻り、 右の一手にて二品親王と中将卿とを擁し、 然る後に叡山に集まり

器械を取り、 又京に入り、 守らしめ、右男山の人数を又二手に分ち、 角士を始め種々の人を募り、淀城を屠り、 男山に楯籠り、 中将卿を大将としてこれを 一手にて二品

河内に横行し、資糧を積蓄へ、叡岳の援応をなし、 都下

親王を擁し、沿道人を募り、金剛山に楯籠り、折々大和

を乗取り、 の地に東兵は一人も入り得ぬ様にし、機を見透して華城 したる時、 直に廻したる 蹕を此に移すべし。其内には最初叡岳に幸 詔書并檄文天下に敷きて、

侯の兵も義徒も追々に集まるべし。 て期を刻し、五百の兵を一同に挙げて江東に打入り、 義徒より二三人 詔を齎らして東行し、水国に告げ 扨京に事を挙ぐる巳

方に火を放ち、 速に打破り、 東主と女宮とを抜き出し、

てこれを用ひ、火消の者等亡頼の徒を都て三隊となし、 奸吏を尽く殺し、 水城中に移し、 厳に是を護し、 弥々其地にて人を募り、 江東の地は黒土となし、 或は獄を破り

> 館を焼き、 隊は速に富津の嶮を扼し、 船は全くして乗取るべし。 一隊は横浜にて夷人を撃ち、 隊は東禅寺を始

扨数日の後に事稍定まりたらんに、 め府内に居る夷人を尽く斬り、又奸吏の館を焼くべし。 東巡の命下りて、

号して猶駕を発せず。函嶺に 車駕已に華を発する比、 東主御迎とて、 蹕を駐むる時に至りて、 山道より上洛と

とは、神速録に述ぶ。(頭註ニアリ)「神速録今存せず憾むべし」 乃ち甲州を歴て函嶺に赴き、 罪を謝すべし。

此已後のこ

幸に比しなば遙に上策なるべし。中策に出づる時は、十 ふべからずといへども、 右三策、 これを上中下策と称す。下策は勿論危くして用 人材と時機の宜を得ば、 笠置行

に八九は成就すべし。上策に出づる時は、 万が万まで成

就疑ひなし。然れば義士憤激の膓をおさへて、 百方手を

若くはなし。扨愚久しく思ひ惑ふことあり。 尽くし、大国にて義を尚ぶ君に説き、 事を挙げしむるに 請ふ此に述

べん。諸君是を聞き玉はゞ、幸甚。夫れ国の大段、 **漢土を引きて云はんに、三代已前** 対建

と郡県との別あり。

封建なれば、兵を挙げて無道を討つ者、いつにても諸侯 の国なり。未だ烏合の衆にて事を挙ぐる者を不」聞。 湯

武・斉桓・晋文是なり。秦より後は郡県なり。兵を以て

乱を撥するもの皆烏合を集むる匹夫なり。漢高祖・明太

祖其尤なるもの也。亦未だ諸侯らしきものにて天下を取

るべし。承久は烏合にて破れ、隠岐・佐渡の狩あり。元 衆にて事を挙ぐるは、其轍もなければ、必ず出来ぬ事な りたるものなし。是を以て見れば、封建の世にて烏合の

弘は笠置に破れ、隠州の狩あり。其後隠州より抜け出で

玉ひし時は、第一に楠氏義を倡へ、名和氏鑾輿を迎へ、

には一人の鳥合なく、皆列国諸侯なり。是鳥合憤激にて 新田氏・菊池氏等東西遙に応じ、一時に奮起せり。此時

は敗れ、諸侯勤王にては成る明徴なり。即今 徳古来比類すべきなく、覇吏暴悪、夷狄猖獗の時にて、 至尊の聖

쿗

分ありて、無智の老臣数人にて「天朝をも諸侯をも思ふ となれば、 天運時勢人心の盛衰向背、 一概には不レ可レ論といへども、 前時とは余程の相違も有るこ 未だ区々の名

儘に扱ひ、又数代の黠計にて、形勝の地は皆其守兵あり。

外に超出すること難し。然れば十分に思慮を熟し、時機 を見通し、智略を運らし、形勝に拠りて、都て彼等が思 大抵の事にては、いつも其規模の下に出で、彼の思慮の

業を成すこと出来ぬと思ふなり。故に愚が策を画するに 慮の表に三四層も超逸し、彼等が胆を破るに非ざれば、

も、務めて英発にして敏捷を貴び、形勝を取るを第一と

す。又只諸侯を勧めて事を挙げしむるを以て上策とす。

諸君其蒙蔽を啓き玉はん事を至懇す。 文久紀元十二月十二日 油浦老漁

[「真木和泉守遺文」]

(本文書ハ「鹿児島県史料 **玉里島津家史料」第一巻第一五**

茂久公ヨリ久光公二ノ丸御住居ノ通達

号文書ト同文カ)

四月十六日承知壬戌 浪士共蜂起不穏企有之候処、島津和泉取押置候旨、

|男|| 久光公東上ニ際シ藩士へノ訓論

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料」第一巻第一五

二号文書ト同文カ)

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料」第一巻第一五

三号文書ト同文カ)

酒井所司代ヨリ議伝両奏へノ届書

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料」第一巻第一五

七号文書ト同文カ)

久光公京都滞在ノ勅書

즟

右勅書拝見ニ付茂久公ノ仰出

二通

(二通トアルモー通不見当)

先以

叡感 思召候、別テ於御膝元不容易儀於発起ハ、実々被

悩

和泉当地滞在鎮静有之候様

思召候事

「鹿児島県史料 忠義公史料」第二巻〕

大坂ニ於テ久光公ノ訓令

盁

諸藩士浪人等工私二面会不可致事、

命ヲ受スシテ猥ニ諸方奔走不可致事、

万一異変到来候共敢テ不致動揺、下知無之内其場エ不

可駈付事、

酒色可相慎事、

右之趣先度ヨリ追々申渡候得共、以来猶又可相守、

若

此上違背之族於有之者無用捨可処罪科者也、

[「島津久光公実紀一」]

≣ 幕府ヨリ茂久公へノ御沙汰書

刀一口下賜

偏に公武御一和、国内一致、攘夷之成功可有之以深重之 今度関東江勅使被差立候儀、方今之時勢深被悩 叡慮、

仰遺候、天下之重事に候間 思召別紙之通被決三事、速ニ其一群議之所帰可有奉行被 々松平大膳大夫江も被仰含候、於島津三郎も出府大膳大 叡慮徹底候様周旋之儀、内

夫申合、先件御趣意相心得、公武宜有配慮頼思召候事、

「第一、大樹早く諸大名を率ゐ上洛あつて、朝廷に於て相共に(別紙) 国家の治平を計議し、万人の疑を散せしめ、皇国一和の正

下は義臣の帰嚮に従ひ、万民を化育し、天下を泰山の安き に比せられ度事、

気となし、速に蛮夷の患難を攘ひ、上は祖宗の神慮を慰め、

第二、豊臣の故事により沿海五ヶ国の大藩を以て五大老とし、 武備堅固確然として必ず夷戎を払攘するの功あらんと思召 国政を咨決し夷戎を防禦するの所置をなさしめば、環海の

第三、一橋刑部卿を後見とし、 越前前中将を大老として幕府

を扶け、政事を計らしめば、戎虜の慢を受けずして衆人の

望に恊ふべく思召候事、」

[「島津久光公」髙島弥之助]

틓 茂久公ヨリ幕府へノ請書

久光公後見職許可ノ幕命

(二通トアルモ一通不見当)

右二通

「一三郎様江御後見御願立之御書付壱通(宮紙ウワ書) 公義より御附紙壱通

之趣入 御聴、参府之上は国許政事向猶厚心得、万事行

実父島津三郎事、私家督以後国政向万端心添致し、精勤

届候樣可取計旨

有仕合奉存候、然処方今之時勢品々心配之筋茂有之候付、 御内沙汰被為 在候段、去年三月御内達之趣承知仕、難

候様仕度相願候、此段御内意申上候、以上、 私後見被仰付被下度、左候は国政向万端猶又申談厚指揮

九月廿八日 松平修理大夫

書面願之趣は其方ニ而取計候儀は可為勝手次第事、 「鹿児島県史料 旧記雑録追録

스

茂久公ヨリ英艦ノ襲来ニ備フベキ訓諭 (二通トアルモー通不見当) 二通

三月十五日ヲ以テ、 国父公於京都従駕、亦ハ在邸ノ

吏員及ヒ守衛ノ人員中へ御示達ニ基カレ、 太守公御

筆ヲ以テ、左ノ令書ヲ発セラレタリ、

今般、英夷軍艦横浜へ渡来之一条ニ付テ、於京都御別

紙之通、 三郎様御筆ヲ以テ被仰出候趣、御尤之御儀

遁ノ先習候間、万一前ノ浜へ渡来候ハ、正義之論ヲ以 共、畢竟生麦一条ニ就テハ曲直分明、武門ニ於テ不可

皇国ノ御大難ヲ当家ヨリ引起候訳ハ、幾重ニモ恐入候得

三郎様 兵端ヲ相開候訳ニモ候ハ、強曓之極ト可申候得共 御趣意奉汲受、天下国家之為メ粉骨砕身・夷

テ致応接、彼ヲシテ令屈伏候ハ必定ニ存候得共、自然

賊誅伐有之候樣賴存候、就テハ手当向相掛候儀共、猶

艦渡来候共、少シモ動揺不致候儀専要存候事! 候訳トハ存候得共、攻守之命令相加候迄ハ如何程之軍 又於役場手厚ク尽評議候様可有之候、且又一同相心得

|三月||日(頭註)「日糺スペシ」

〔「鹿児島県史料 忠義公史料」第二巻〕

츷 村上銀右衛門書翰 下之関ニテ幕船砲撃ノ件 宛名不明

「癸亥〇甲」「舜亥村上届書」

り、右公義之御船へ向砲発仕、四発相放申候由、壱発は 之関着船仕候、然るニ田之浦へ長州之御人数参居候内よ 昨日長府沖ニ碇泊有之、夫より田之浦沖之様参り、下 啓上仕候、然は昨日著々御注進申上置候通ニ御座候処

之様碇泊之処、下ノ関より小船数艘参、下ノ関之様ニ引 表ニ当り三発は不当、右御船は下ノ関繋船、豊前門司沖

計、小倉表ニ而茂不審ニ奉存候、尤右御船ニは小倉藩御 参侯由、公義御役人御乗込ニ相成居由候処、不左法之取

下候、右之御船之一件ニ付、御勅使山口迄下之関より飛 之乱妨長州様之御取計は如何共ニ候哉、万端御推察可被 左右無之心配仕候、此末如何相成可申哉と奉存候、余り 郡奉行江戸より便船ニ而下候由、何分右之次第ニ而一向

脚立候哉ニ噂仕候、当時之模様如何共難申上候得共、著 々右段迄申上候、以上、

七月廿五日

村上銀右衛門

[三年町島津家史料]

久光茂久両公ヨリ第二薩英戦争ニ備フベキ

空

「御筆」 (包紙)

仰出

只奉恐入次第ニ候、全体掃攘ニ付而は、 今般英艦掃攘之趣達 天聴、不容易蒙 指揮不行届之事 褒勅、 不肖之身

賞候、若此末襲来之節は、折角心を用ひ可致指揮候条! 候得共、一統紛骨砕身決戦有之候故を以不至敗走処、右 御賞美之 勅命致承知候義、一統尽力之訳と不堪感

様

此旨相心得一心同力、

皇国之御武威不致失墜様忠戦有之度頼存候、

茂久

久光

「鹿児島県史料 旧記雑録追録

久光公ヨリ摂海防禦建言ノ諭達

九五九ノー

夷賊御征服皇威御振興、生民塗炭之苦ヲ被為救度トノ従

分オノツカラ幕府ヨリ攘夷之策略寛急之次第、 来之叡慮ニ被為在候得ハ、必死ニ遵奉仕候儀ハ武臣之常 御建議可

訳ニモ可有御座哉、乍併御国体之立不立、攘夷之成不成、 之管見ヲ以扼腕切歯イタシ候志ニ於テハ、一図ニ不可悪 相見候ニ付、匹夫之分ニシテ始終之遠略ニ渉ラス、一己 前ニテ、迚モ禁闕之保護・京畿之警衛如何可有之哉、 之国ニ兵艦ヲ差向候ニハ、必先ツ其国之都会咽喉之場所 大事タルハ事理判然タル訳ニ御座候、 克々其利害得失ヲ熟考仕候得ハ、誠ニ以不可謂神州之御 来頻ニ内備之議論モ有之、十年之星霜ヲ経候テモ其験不 外之見据屹度相付、速ニ叡慮相立候様有之度奉存候、 之全力ヲ以彼カ砲艦ニ可対応、海陸之実備ヲ厳ニシ、 有之候得共、何分摂海之要港ニハ、公武同一体ニテ皇国 以不安心之儀ト奉存候、各国之兵備ハ各国主之量見モ可 ヲ攻撃スト相見得候得ハ、前条通摂海之形勢無人之地同 何ヲ以勝算可有之哉、是迄之夷情ヲ以相考候処、往々人 砲艦ニ可対応砲台乏敷、陸上ニ野戦ヲ可営之備無之、 ニ近年諸国ニテ無謀之攘夷相唱候面々モ嘉永癸丑入港以 堂々タル天朝幕府 我 既 実 内

> 之、且ハ後世ニ対シ臣子之分難相立候間、 夷タルヲ行ヒ、 攘夷ヲ行ヒ候ハ、不思寄御儀ニテ被重社稷候御趣意ニ無 天下之大事ヲ決セラレ候ニ、一時之物議ニ拘泥シ不成之

有之筈候得共、今摂海之御手当向相察候処、海岸ニ彼之

備充実致候儀、 政体昔日之比ニ無之、 攘夷タルヲ行ヒ奉安宸襟候ニハ、先以彼ヲ制圧スルノ武 向盛大厳重ニ被設度奉存候、実以不容易訳ハ勿論ニ候得 夫等之余財モ有之道理ニ候間、御手始ニ神速京摂之御備 諸大名之参勤ハ相弛、 盟天地奉安宸襟度儀ニ御座候、偖攘夷之 急務二可有御座、勿論一昨年来幕府之御 内断然タル非常之改革ヲ行レ、外 妻子各其国ニ引取候様被命候上ハ、 是非攘夷之攘

亡之機相分レ可申候間、 ハ乍恐朝廷之朝廷タル御体裁可被為立儀ハ勿論ニテ、 ハ幕府之幕府タル御職掌被為尽候厚薄ニ依リ、 能々御鑑察被為在、 大根本タル 治乱興 第 耳目ヲ一新セシメ、仮令暴論之輩トイヘトモ感泣イタシ

共於幕府勤王之至誠被相貫、断然タル御処置ヲ以天下之

候様無之候テハ、神州挽回之道相立候儀夢々六ケ敷、然

武備充実之大業速ニ御取起相成度奉存候、昨夏敝邑ニテ

至リ候迄ニテ、一艦ヲ打沈得サルハ実ニ千載之遺憾・武 英夷ト一戦之砌、 砲艦之備手薄候故ヲ以僅ニ撃退之場ニ

門之瑕瑾ト恐入候、乍併彼ヵ伎倆ヲ克々致実察候処、我

ヲ経スシテ御国威海外ニ輝キ、宇宙ニ冠タル強国ト相成、 二十分之武備サへ相立候得ハ、神州之気節ニテハ数十年

夷賊御征服無疑儀ト奉存候、不肖之私実以不堪恐懼候得

一昨年来聊官武之御為ニ奔走仕、殊ニ昨秋御召之勅

申上候、 ヲ蒙リ上京仕候処、弥内外切迫之世態殆ト神州之御安危 ニ関リ候儀ト奉存候間、前条確証ヲ得候事件等愚慮之儘 **猶御賢慮相伺候テ必死之徴力奉尽度奉存候、** 誠

惶敬白、

九五九ノニ

事、

途之根軸被為立、宸翰ヲ以被仰渡候趣被為在候上ハ、

幕府ハ勿論、 夷賊征服之儀、従来之叡慮ニ被為在候得ハ、今般官武御 列藩一同尽死力不奉安宸襟候テハ臣子之分

難相済儀ト存候、就テハ於征夷之策略方今之急務タルハ、

粉骨砕身拋一命、遂防戦速及鎮静之条忠勤叡感不斜候

去ル十九日、禁闕之下不容易擾乱之処、各藩兵士忽出張

禁門ノ戦ニ関スル朝廷ノ褒賞

至重之事候間、方略之次第存寄有之者ハ不差置可申出候、 守禦之術ニ於テハ成敗之所分人命之所係ニテ、実以至大 務致言上候様トノ趣、先達テ申渡置候得共、猶又右摂海

我藩ヲ開港説ト唱候由ニ候得共、決テ可咎ニ非ス、又

当時於諸藩開鎖之論致紛擾侯哉ニ相聞得、甚敷ニ至侯テ

度トノ著眼ニテ、神州之安危ニ致関係候御大事之時ニ至 来致持論候通、我ニ十分備ヲ設ヶ万古不易之征夷ヲ行ヒ 時愉快之説ヲ聞可動ニ非ス、我等趣意ニ於テハ一昨年

貫徹度志ニ候条、 数年之叡慮ニ奉基大策見据候上ハ、天下後世迄モ致 幾重ニモ趣意取違無之様為心得申聞候

[「島津久光公実紀二」]

時世之急

摂海之要港守備厳重相調候儀ニ可有之存候間、

二益

禁門ノ戦ニ付一橋慶喜ヨリ茂久公へノ感

状

今般長人乱入ニ付、其手人数中立売蛤門公卿門ニ於テ防

賊兵追退並堺町御門之救応、其余天龍寺エ出張等抜

戦、

殊ニ其後数日終夜御守衛別テ苦労被思召候旨、御沙汰候 群之働候、仍テ感状如件、

元治元年甲子八月

薩摩少将殿

[「島津久光公実紀二」]

慶喜

華押

[「島津久光公実紀二」]

松平修理大夫

先般松平大膳大夫家来共入京、

迫

禁闕砲発及乱妨候節、

三空

禁門ノ戦ニ付幕府ヨリノ褒賞

速ニ家来共出張及接戦候段達 一同励忠勤候段、抜群ノ働一段ノ事ニ被 御聴候処、常々申付方宜 思召候、此旨

[「鹿児島県史料 忠義公史料」第三巻]

上意候

可申聞旨

|岩| 政事改革ノ朝命

偏両藩父子之尽力ニ有之、 積年王事ニ勤労、遂今日王政復古

皇運挽回ニ至候事、

叡感不斜候、猶此上益以勉励

王室を可奉輔佐被 思召候事、

辰二月廿八日

(「鹿児島県史料

旧記雑録追録

芝 五箇条ノ御誓文

総裁等ノ奉答

777

五八号文書ト同文カ)

(本文書ハ「鹿児島県史料

玉里島津家史料」第五巻第一七

御親征ノ勅語

朕、夙天位を紹き、今日天下一新之運ニ膺、文武一途親

す、朕不肖ト雖、列聖之余業

朕か天職を尽不尽ニ有れハ、日夜不安寝食、甚心志を労 裁を以万機を断決す、国威之立不立、蒼生之安不安ハ、

先帝之遺意を継述し、内ハ列藩万姓を撫安し、外ハ国威

下遂及騒擾、万民塗炭ニ陥とす、故朕不得已断然親征之 を海外ニ耀さむ事を欲す、然るニ徳川慶喜不軌を謀り天

議を決せり、尚已ニ布告せし通、外国交際も有之上ハ、

将来之所置尤重大ニ付、天下之為ニ於てハ、形勢ニより

万里之波濤を凌き、身を以艱苦ニ当り、国威を海外ニ及

先帝之霊ニ対へんと欲す、汝列藩朕ヵ不逮を佑け、同心 協力各其分を尽し、為国家努力せよ、

[「鹿児島県史料 旧記雑録追録 스

億兆撫安ノ御宸翰

総裁等ノ副書

(本文書ハ「鹿児島県史料 玉里島津家史料」第五巻第一七

五六号文書ト同文カ)

云是 久光忠義二公官位昇進賞典禄十万石下賜

一八三七ノー

三通

詔書

朕惟、復皇道之衰、済天下之溺、一資汝有衆之力、而其

乃頒賜、以酬有功、顧前途甚遠矣、厥克翼賛大成、朕益 建節巖疆、宣威遠方、難苦尽瘁無所不至、朕切嘉奨之、

有望汝有衆、汝有衆其懋哉 明治二年己巳六月二日

一八三七ノニ

島津宰相中将

島 津 少 将

즟 忠義公賞典禄半額返還ノ許可

勤王之称首ト為リ、大兵ヲ挙ケ、断然力ヲ

人心ノ方嚮ヲ決シ、続テ東北諸道ニ出兵シ、毎戦取捷、 朝廷ニ尽シ、戊辰之春伏見一戦、大ニ賊胆ヲ破リ、天下

竟ニ今日平定ノ偉功ヲ奏シ、奉安

宸襟候段、洵ニ 国家ノ柱石ニ被 思食

叡感不斜、仍テ為其賞官位昇進、禄拾万石下賜候事、

行政官

賞典ハ深重之

叡旨ヲ以テ被 仰出候事ニ付、 願之趣不被及

御沙汰段先達テ御達相成候処、猶又再三懇願之旨趣、全

ク至誠之所致神妙之至被

思食候、就テハ即今諸道不登、庶民凍餒之勢ニテ、救荒 目下之御急務ニ候処、御用途必至御差迫之折柄、旁以乍

御不本意、当年限リ賞秩半分返納被

仰出候事、 聞食、救荒ニ可被為充行旨被

島津少将

但叙位返上ハ不被及

御沙汰候事、 八月

太政官

一八三九ノニ

六月

一八三七ノ三

高拾万石

依勲功、永世下賜候事、 明治二年己巳六月

[「鹿児島県史料 忠義公史料」第六巻]

779

三通

八三九ノー

鹿児島藩知事島津忠義

叡旨ヲ以下賜候賞典、再応辞表之趣神妙ニ被

思食、知事ニハ別紙之通

御沙汰候事、

御沙汰相成候得共、西郷以下之儀不被及

八月

太政官

一八三九ノ三

従二位上京之上

御沙汰可被為在旨、先達テ被

仰出候得共、今般別段御詮議之筋有之、別紙之通被

仰出候事、

八月

[「鹿児島県史料 旧記雑録追録 八」]

숲 久光忠義二公ニ対シ賞典禄及官位返還不

許可

御沙汰書

従二位源朝臣久光

従三位源朝臣忠義

賞秩返献之儀、先頃以来再三及建言候ニ付、当年限半髙

上納被

仰付、救荒ニ被為備候処、猶又今般自分并ニ西郷以下、

賞秩一同返献及懇願候儀、全以至誠精忠憂国之衷情ヨリ

申出候段、深ク

叡感被為在候得共、元ヨリ其功労ニ被為酬候厚キ

思食ヲ以テ下賜候儀、決テ不可固辞旨、更ニ

御沙汰候事、

十一月

太政官

〔「鹿児島県史料 忠義公史料」第六巻〕

段、

内実ハ既ニ伺済ニモ相成候由、

風聞候銀札弥定矩を不被為蹈、

於此処御仕向替被仰付候

扨々苦々敷奉存候、

昨廿六日川上助八郎ヨリ承知仕候得ハ、先達ヨリ薄々致

口上覚

ᅙ 久光公分家ノ朝命

従三位島津久光

穳年功労不少、格別之 思召ヲ以テ分家被 仰付、 御賞

典十万石之内五万石為家禄分賜候事、 辛未九月十日

太政官

御朱印

「鹿児島県史料 忠義公史料」第六巻〕

安田轍蔵意書銭札引替

二通

ニハ乍恐

相限り候処、

財要之権相乱れ候得ハ御困窮益被為募、

終

尊慮ニモ不被為在候御政態共相成、人心不和之機会ニ陥

リ候而ハ、方今之世形無限歎息之儀ト奉存候、尚又奉申

上候モ重々奉恐入候得共、天下国家之権正不正之径界ハ、

刑法之権乱れルト不乱れトハ賞罰ニ明不明ニ始リ、財要

誰モ能承知罷在候儀ニハ御座候得共、右両権之内何れ之 ノ権乱れルト不乱れトハ通貨出入之枢機ニ発り候儀ハ、

方相乱れ候而モ国家栄盛可仕先轍一切私見聞不仕候故!

旧冬赤心を以御国害相成候通貨被為除、 御国益ニ相成候

銀札目論見書奉建言候得共、右ハ乍恐

松岡十太夫目論見候由ニ而銀札之機運相附候而已を被為

尊慮ニ不為叶候儀ニ御座候哉、御用ニ不相成候故、

此度

開候段、乍蔭密聞仕、 談を以奉申上候心得ニ而相認メ候儀ニ付、 悲泣之余り尊公様迄極密助八郎相 御一覧後火中

可被為下奉願上候、右御国害差見ヱ候儀、大略左ニヶ条

を以奉申上候

儀ニ相極リ候、 実以御国家之御大事ハ国家之大権節ニ不当人心動搖仕候 抑国家之大権ハ刑法之権ト財要之権トニ

781

此度右御改革被為遊候儀ト奉恐察候、扨右様御改革被を被為出候故、尚更銀札之内ニモ価位種々御座候故、被仰付候故、人心銀札を相嫌ひ候処、尚又数条之銀札一一時眉を焼之急を被為淩候御策ニ例外之銀札を以通用

現然仕候事、

奉言上候琉球通宝之御国害ニ百倍致し候儀ハ、自唯今

旧冬琉球通宝之巨害、慥ナル証拠を以事件奉言上候通

為開候得ハ、琉球通宝ハ地金無之候得ハ何様之急御入遊候様奉言上候処、右様慥ニ見留候儀無之銀札通用被札之策を以、六拾九ケ月ハ機転ニ而凶変而忽吉ト被為暫時天下通用之財貨ト御国害相成候通宝トノ中間ニ銀率言上候処、右琉球通宝之巨害被為除候儀ニ付、無拠り、他国通用不仕候故物価頻りニ登責仕候段、数ケ条

用被為在候共如何共致シ方無御座候故、自然ト扣ヱ気

無之候共、日々銀札正金銭ニ引替不相成候得ハ、旧冬ト相成候得ハ、無是非通用、相場下落可仕候、尤右様可也通用相成候得ハ自然御急入用之節ニ益而不除銀札キ物ニ御座候、上紙札ニ而ハ慥ニ引替不被為遊候共、

被為遊、右御払代銀を以諸物御買入相成り、右品物御銀札を以御国内之産物を被為買上、是を都会ニ御廻し

壮一両ヨリ私島元ニ而口上手扣相認メ罷越候草稿を以転之定格を不被為蹈候得ハ、是非往々旧冬ニ助八郎・

国内ニ御下し相成候而御払被為遊候ニハ、銀札通用運

被為除候哉、御神策アテハホシク奉存候事、 「ママ) 奉建白候、文中奉言上候通り之御国害如何被為遊候而

被為遊候由承知仕候処、先達而同人より尚又申候ニハ、六拾万両程と申候上、尚又去冬ニ六万両程モ御払出シ銀札之金高私海老原宗之丞ヨリ始メ承知仕候ニハ、金

味ニ可相成候処、銀札之方はスルニヤスク除クニカタ

財貨之信を四民ニ被為失候而ハ、此上慥ナル誠之銀札 支出来相成候節ハ、 得は現銭引替於中途金銭御払底相成、 既ニ今日之銀札拾五万両と申候儀、 出入・御国産物出入之要路、会中之諸人口上サエ纔ニ 札総高拾五万両と申候儀、世上之者より承知仕候ニ付、 札御起立被為遊候共、諸人信用仕間敷奉存候事、 為失候而ハ、後事如何様之慥ナル儀を以、其節真之銀 日ニ十位可仕候上、至極御払底之現銭ハ散シ而不返財 百日不満之内ニ変化仕候儀、抑如何ナル事ニ御座候哉、 より巨細御聞取可被為下候様奉願上候、右様現在財貨 八郎私同座ニ而宗之丞より承知致し候儀ニ付、 宗之丞江相尋候処、 三拾万両ト申聞候、然ル処此節ニ相成候而ハ、御払銀 ナリ候而已ナラズ、財貨之信を乍恐如是御国内ニ被 宗之丞江相談及候得ハ、銀札之御払数相違致し候間 忽チ諸人之銀札を嫌ひ候儀、 同人モ此儀不審罷在候、其儀は助 万一虚唱ニ御座候 御引替万々一差 助八郎 尚今

相附可申哉否

要之道ニ妙を得し輩モ急速御富国之基本相立可申見留財・降下之貨ニ無御座候而ハ、俄ニ御富国之御基本相立申間下之貨ニ無御座候而ハ、俄ニ御富国之御基本相立申間下之貨ニ無御座候而ハ、俄ニ御富国之御基本相立申間下と貨ニ無御座候而ハ、俄ニ御富国之御基本相立申間を降下之貨と実前が、後にのでは、大口を起立仕候にまる。

五拾万両程卜申聞候処、

別紙助八郎を以奉建白候考ニ

至極御払底之金銭を是を得ン為ニ散出シテ不返、益御之笑をまぬかれず、徒ラニ心神を困労スル而已ナラズ、眼ニ不可見財貨を被為招候共、乍恐木ニ登リ而魚を求財貨を得ル之道を不被為蹈、手ニ可取之宝玉を被為捨、財貨を得ル之道を不被為蹈、手ニ可取之宝玉を被為捨、

乍残念差急キ大略而已右之通拙筆を以不文之愚条奉申上存し候通、至極筆を以奉申上候儀ハ不調法ニ御座候故、尚此儀ニ付、種々奉申上度儀御座候得共、兼而助八郎能

困窮被為募外無御座奉存候事

同人ヨリ御聞取可被為成

候書外助八郎江篤ト申含候間、

安田轍蔵

〔三年町島津家史料〕

『玉里島津家史料』概観と編纂論評特別解題

宮地正

人

はじめに

鹿児島県歴史資料センター黎明館より『鹿児島県史料とであった。解題一二頁、例言二頁、目次二六頁、史料とであった。解題一二頁、例言二頁、目次二六頁、史料との同史料を毎年刊行しつづけ、平成十三年一月第十巻上の同史料を毎年刊行しつづけ、平成十三年一月第十巻上の同史料を毎年刊行しつづけ、平成四年一月のことしては、他に類例のない速度で編集が進行したことととしては、他に類例のない速度で編集が進行したことととしては、他に類例のない速度で編集が進行したことととの同史料を毎年で編集を表する。

ないものだったという。に寄託されるまでは、その存在が世に紹介されたことのである。第一巻の解題によれば、昭和四十七年、黎明館島津久光のもとに集積された第一級の重要史料約四千点また、史料そのものが幕末政局の大転換にかかわった

されるべき大事業である。したがって、この仕事がほぼう作業は、戦後史学史をふりかえってみても、特筆大書このような幕末維新期第一級史料の全体的活字化とい

第四巻、時期的には嘉永期から慶応二年八月の範囲に限を一度に概観するのは不可能なので、今回は第一巻からえてみたい、というのが本稿の意図である。但し、全体終結に近づいているのを機として、少しくその内容を考

『忠義公史料』では十分内容を調査した上で、巧みに編たが、島津家内部では知悉の史料であり、それが故に、先に、本史料の存在が従来知られていなかったと述べ定することとする。

料のつながりの中で生きてきており、今後は、『玉里島史料』で既に利用された諸史料も、本来の関連する諸史や回のように全体が編年で編纂されてみると、『忠義公他の厖大な諸史料群の一部として利用されざるを得ず、がある。但し、当然のことながら『忠義公史料』では、纂に利用している。編纂者の力量はなみなみならぬもの纂に利用している。編纂者の力量はなみなみならぬもの

津家史料』に依拠しながら、それらの既知史料も再度検

一 島津久光関係史料

この大部な史料集は、利用者の関心に従って長期にわ

政治史に関心を寄せるものなので、その角度からの紹介とに紹介のスタイルは異なってくるだろう。評者は幕末たって活用されていくことになり、それぞれの利用者ご

になることを前以てお断りしておく。

第一~四巻を読む中で、評者が最も関心をひかれたの

らかにする上でまたとない好史料である。光を中心とする藩主、藩上層部の中央政局への関与を明づけられるものか、ということであった。本史料は、久は、久光の政治的軌跡がこれほど生き生きと史料から裏

文久二年一月、忠房に謝絶される(第一三五号)。それだが、久光が望んだ朝廷警衛に関する島津家宛勅諚は、衛忠房書状(第一一七号)が両者の接触開始を示すもの中左衛門の上京入説に対する文久元年十二月十一日付近家の支持を得ることは不可欠の前提条件であった。中山家の支持を得ることは不可欠の前提条件であった。中山家の支持を得ることは不可欠の前提条件であった。中山家の支持を得ることは不可欠の前提条件であった。中山家の支持を得ることは不可欠の前提条件であった。中山家の支持を得ることに対して

之衛護周備在之候共、即今之処只無益之騒ニ相成候而已被出候御場合ニ而は決而無之哉ト被伺候」「仮令数千万

は、「公武御一貫と申表ハ御訳故、

候共、所詮其偽ハ不能義、何分御政事向商量難致」と取之義」「忠房抔へ重キ 勅諚ヲハ被出候様可取計被申越

性は幕末朝廷史研究の重要な手掛りとなるだろう。久光述べられている「内覧宣旨」の有無が意味していた差異

りつく島もないものであった。同時に、この忠房書状に

迚も唯今ハ難被出」(第一四○号)と回答、ここに久光

は内勅なしに挙兵上京を決意する。無勅上京の彼の決断

今之処勅諚被出候而は二道ノ御趣意ニ茂被為当候御事故

はなおも勅諚降下の筋を探るが、翌月に再度忠房は「唯

起した政治情況の急変を、近衛忠房は公家の生得的感覚久光上京の報が西日本全域に与えた衝撃及びそれが惹

こそが、幕末政局の大変動をひきおこすのである。

待入候、中山尚之介・大久保市蔵等へハ、其方入来之義

でつかみ、四月八日には「其方上洛候ハ、、入来之事と

勅諚抔

唯今他向へ

必御入来之様存候」(第一五五号)と書通する。留置候得共、最早当時之模様ニ成行候ハ、、御上洛候ハ、

見職罷免、

④老中安藤信正の退職、の四点を朝廷に対し

文久二年四月十六日、久光は近衛家に初参殿し、そこ

(第一六一号)。ここで久光が、幕府の失政こそが尊王攘において彼の出府意図と幕政改革構想を明らかにする

夷を主張し「慷慨激烈之説ヲ以交ヲ四方ニ結」ぶ浪人達(第一プー長) ここてクサカ 幕飛の身政こそが奪日事

長、終ニは不容易企ニ及候哉ニ伝聞仕候、右通ニ而は

の政治運動を激成させ、「近比ニ相成候而は、殊ニ致増

而外夷之術中ニ陥り候儀ニ而、実以不可然」「右次第傍皇国一統騒乱之基ト相成、勤 王之趣意ニモ不相叶、却

行動の理由だ、と説明していることは看過できない。激

派藩士と浪士等に対抗し、将軍・譜代結合の外側におか

観猶予仕候而は、

不忠不孝之罪難遁存詰」たのが今回の

れた大藩藩主・藩上層部による朝幕体制強化策がその基

本路線となる。従って十六日現在の久光構想は、〔A〕

春嶽の宥免、②春嶽の大老職任命、③田安慶頼の将軍後老中久世広周を上洛させ、①一橋慶喜・徳川慶勝・松平

させるとともに慶喜を将軍後見職に任命すること、とな廷・浪人間結合を切断すること、〔D〕春嶽在職後上京家に内勅を下し、幕府改革を督促させること、〔C〕朝約束させること、〔B〕幕府の違勅防止の為、大名二三

勅使大原重徳に随行して出府、幕政改革を実現させた

るのである。

ていた。久光は朝廷に対し、①匹夫の激論を一切採用し閏八月に半月程在京するが、京状は四月のそれとは異っ久光は、帰路生麦事件をひきおこし、急拠帰国の途次、

③慶喜・春嶽を信頼し、彼等の「政事奉行之次第」を静ないこと、②諸大名に国事周旋の内勅を下さないこと、

観すべきこと、と建言(第二八八、二九八、二九九号)

将軍上洛路線」に進んでいく。するが、事態は彼の回避しようと努力した「奉勅攘夷

英艦来襲に備える中、上京すべしとの勅命に、

く文久三年三月中旬、五日程上京、「攘夷御決議軽卒之

やむな

儀不可然」「浮浪藩士の暴説御信用尤不可然」「暴説御信

用之堂上方速ニ御退」「天之下の大政征夷江御委任」「無

するが、大勢に抗しきれず直ちに帰国する。 用之諸大名藩士等都而帰国之事」(第五一 一号) を力説

しかし、事態に押し流されることへの危機感は孝明天

二而、偽勅之申出有名無実之在位、朝威不相立形勢、悲 皇も共有するものであり、「総而下威盛ニ中途之執計已

歎至極之事ニ候、何分ニ茂表ニ誠忠ヲ唱、内心姦計、

天

存、只管待候事ニ候、三郎急速上京ニ而、尾張前亜相ト 下之乱ヲ好候輩已ニ候、昨年基本ヲ開候事故、深依頼ニ

申合セ、一奮発ニ而、中妨無之手段厚周旋、為皇国尽力 在之、先内ヲ専ニ相整候辺不浅依頼候」(第五七一号)

ハ・一八クーデタの経緯については奈良原幸五郎覚書

の勅書が五月末に久光に下るのである。

者となったのは中川宮・二条斉敬とともに近衛忠凞・忠 (第六五七号)に詳細に記されているが、 朝廷側の立役

房父子の四名であり、八月十九日には父子連名で、「一

久光に「兵士多分被召連」ての即刻上京を慫慂(第六六 而ハ人心一同之落居も無之、正論之筋も難相立候」と、 に「初発之廟議尤大事之限ニ候へハ、何分其許上京無之

一号) する。

久光は勅命をうけ、文久三年十月三日より元治元年四

を試みる。文久三年十一月二十六日付の孝明天皇宸翰へ 月十八日まで、長期にわたって在京し、自らの構想実現 の奉答書(第七八三号)においては、彼は、①「大政大

樹上洛、一橋初諸大名会合之上は(中略)武備充実、心 樹エ御委任之御趣意、乍恐御至当之御事」、②「今般大

備充実の外策無きこと、と主張する。 底相決候様周旋仕候含」、③横浜鎖港は行われ難く、 武

藩の人心不居合(第九一七号)と、久光等朝政参預の間 但し、期待をかけていた慶喜は、横浜鎖港なくして諸

り、他方、久光も京地警衛の十万石以上の大名三家を一 にクサビを打ちこみ、京都での政治のイニシアチブを握 昨払暁より大業之基本相開」云々と事態を報ずるととも

状の中で、「攘夷ても開国ても一方ニ片付、

死力ヲ拋所

兼候と見得、歎息之至ニ候、攘夷ヲせよ、無謀之攘夷ハ置有之候ハゝ、神明之愛護も可有之候得共、左様ニも参

れたことにより、次の打つ手を見い出し得なくなる。衛総督摂海防禦指揮任命によりそれなりの形式が整えらた京摂間の防禦体制充実化が、朝廷による慶喜の禁裏守た京摂間の防禦体制充実化が、朝廷による慶喜の禁裏守た京摂間の防禦体制充実化が、朝廷による慶喜の禁裏守に伝達のこと、無位官の面々参内一切取止めのこと(第家に減少させること、諸藩への朝廷直達を取止め守護職家に減少させること、諸藩への朝廷直達を取止め守護職

月、尹宮へ申立て、幕府の嫌疑を恐れ帰国するのである。之混雑も有之、不可然」(第九八四号)と、元治元年三諸藩永々輦下ニ輻輳いたし候而は疲弊は勿論、却而京地ニ付而は、最早御警衛向等御懸念之事も被為在間敷、尤

「一橋中納言禁裹御守衛総督、摂海防禦指揮等被仰付候

たのである。

意味した。江戸の新納嘉藤二が元治元年六月十四日付書外激派に対抗しうる大根軸形成の目途が消滅したことをだが、このような成行きは、長州藩をはじめとする対

号)と述べているが、彼は事態の本質をよく見抜いてい行形ニまかせて打破れ申外有之ましく欤」(第一〇五八ふはいかなる名将も可施道可有之とも不被考候、此上ハ之御大策瓦解と相成候而は、方今ニ至り有謀之攘夷といするなとのこと、 朝命と承事候得共、当春一同御出会するなとのこと、 朝命と承事候得共、当春一同御出会

参勤交代復活令をうけ、「乍憚方今之形勢管見仕候処、た権威を一挙に挽回しようとする。島津淡路守は九月の更に七月十九日の禁門の変以降、幕府は喪失しつつあっ

奉存候」(第一一五九号)と久光に対し心情を吐露して京、天下之大義論確乎而御忠誠被為尽度御時節御到来と候而は乍恐被遊 御奮発、西国諸大名被仰合、来春御上年間之大義取失、暴政日々熾相成、(中略)此度之失政君臣之大義取失、暴政日々熾相成、(中略)此度之失政君臣之大義取失、暴政日々熾相成、(中略)此度之失政君臣之大義取失、暴政日々敗

残された方途は、唯一元治元年十二月二十八日付の久

いる。しかし、久光的路線では軌道を修正しえない。

光宛長岡良之助書状中にある慶喜擁立策である。「大樹

鋭鼻公・長面公抔、一橋黄門を輔翼ニ相成、万事一和(松平慶永)(伊達宗英) (慶喜)

候は而は不相成義」(第一二四一号)と良之助は力説す 基本を被定」、「何様一橋黄門、真ニ賢公方を御挙用被成

少」と積極的に動く気配は最早なく(第一二七七号)、 百ニ近く、腰痛今に不得快気、力尽之極りニ而、残情不 苦労御登京御尽力有之度」と返書するが、「愚拙最早半 勢を以観察いたし候得は、大ニ六ヶ敷、いつれ貴君乍御 る。久光は、「書面ニ而幾度御申立御座候共、去春之形

良之助も「方今之形勢、

皇国之尽力、元来不肖愚直之

光の態度を見てとり、消極的な姿勢しか示し得ないので 小子不可救之秋御察可被下候」(第一二六六号)と、久

ある。 ていたものと全く相違したものになっていく。九月八日 慶応元年の中頃になると、 京都の状況は久光の構想し

付の久光宛山階宮書状には、「内外愈々一・会・桑江従

御一和、天心御安福ノ処ニ移シ候度、何分~~御心長 殿下御任ニ相成り、一・会・桑尽力ニ而、(三条章)

悉く会之老臣江殿・尹より御内話、会・桑ノ論ヲ殿下ノ 方今之御時宜ハ議伝等へ未御沙汰なく、先々内外御用向 行末御覧被下候様との事共、惣而其趣ニ被任候事、大体

思召又ハ尹ノ御賢考ト被称、 両役江被仰出候事ニ相成候_

(第一三八五号)と、如実にその有様が報ぜられている。

西郷隆盛関係史料

四名宛のものだが、「反行之者一左右如何ニ御座候哉 月七日付、大久保利通・税所篤・吉井友実・海江田信義 にも貴重なものがある。初出は大島配流中の安政六年六 数は当然のこと少いながら、 西郷隆盛にかかわる書状

候、(中略)御存之通五六ヶ年有志之膝下ニ罷在候処 此一策実ニ難有有志之実情も相通し、至極之上計と奉存

恨儀ニ御座候、何卒天定候期仰居候、水余程責付られ候 此けとふ人之交如何ニ茂難儀至極気持も悪敷、 唯残生可

両三年ノ中ニ

き対象でこそあれ、久光のように切り捨てるべきもので する種々の各藩・各地の諸集団は、つながりをつけるべ するにしても、挙兵上京に連動して国事周旋を図ろうと 変に「追々正義ニ向候模様」とよろこんではいるものの、 策に熱い期待をよせている。しかしながら、桜田門外の (第八九号)と、幕府の暴政に対する水藩との連携義挙

様子、必潜龍之伸あらんかと却而楽居候事ニ御座候」

万延元年十一月七日付の書状では、「治世之運数極ニ至

番ニ手を出し候者イキス欤と相考申候、若や一発相響候(マード) り、最早乱ニ入候儀無相違、(中略)いつれ外夷之内一

覆轍を踏候次第、 敵を被打可申、残恨此事ニ御座候、(中略) 頓と清国之 態罷成申候、(中略) 水藩之儀弥大破ニ及、 有志紛々必 皇国千万載之遺恨ニ御座候」(第一

ハ、、各国引込、一致して防戦可仕勢ニ無御座、可憐世

く志向する西郷にとっては、召換され久光に随伴、 このような、国内有志諸力の結集による国威回復を強 上京

○一号)と、事態を観察する目は極めて厳しかった。

言語道断之曲者重罪之者ニ候得共、先一命は相助ヶ其地 島一件、如何相片付候哉、是も誠ニ心配之事ニ而、 は なかった。久光の逆鱗に触れない訳はなかった。「大 誠二

ちの対象となった「柴山・橋口・有馬・田中」の「不忠 江差遣申候」(第一六九号)と、久光にとっては上意討

至極之者」と並ぶ曲者となる。 文久三年七月の薩英戦争後、 西郷呼び戻しの圧力に抗

ながら見当らず、元治元年初頭より京都で活動するよう しきれず、久光がしぶしぶ認めた経緯を示す史料は残念

池田屋事件に触れ、「是等之儀前以相発し候次第ニ御座 年の六月八日(第一○五六号)のことである。そこでは になる彼の最初の書状が本書の中で出現するのが、この

突留候廉もいまた不相知候得共、長州人を相探候儀昼夜 り忍兼候而暴発可致之謀相洩候而ケ様之始抹ニ及候哉、 悉ク相除之含ニ而御座候哉、又ハ曓令相発候付、 長州よ

候ヘハ、決而長州之本国を異人を以相破らせ、

京地

甚敷ものに御座候由」「長州も只々此居候事ニも無之、

791

大破ニ相成欤、又ハ大挙して発り立申欤ニ可有御座侯、

確乎して動き不申、「禁裏御守衛を一筋ニ相守居候事ニ只今ハ薩州之処双方より望を被懸候模様ニ御座候得共、

ず慶喜に対しても有するさめきった距離感覚等の特徴が確な判断、それにもとづいた明確な方針、幕府のみなら御座候」と大久保利通に述べている。状況の客観的で的

ると更に進んで、「独木ニ而ハ皆鳥合之兵ニ而御座候処、看取される。同月二十一日の書状(第一〇六四号)にな

申間敷钦、此末之処如何形行候钦と相考居申候、会津之下之人心ハ相離、迚も意気込通暴権を握られ候儀も相調内乱到来ニ而ハ定而暴威を振候も六ケ敷可有御座钬、天

要に据えている。久光との差異は極めて明瞭となる。りを突き放して見ており、「天下之人心」を政治判断の

儀も独木之助と相成、

一向暴を助居候」と、慶喜の役割

○号文書によく現れているが、慶応元年十月五日の条約第一次征長時の参謀としての西郷の考え方は第一二○

勅許後の長州征伐にふみきれない幕府の窮状も、「此上

幕府ニおひて摂海異人之談判ニ益不条理を顕し、「朝廷戦ヲ初出し候ハヽ、直様紛乱之勢ひ眼然ニ相見得申候、

『延ば』、公正に名したのでは、これに、これでは、これで、如何なる智者ありとも引起候義ハ無覚束次第ニを失ひ、且勢ひを失ひ候而ハ、如何之作略を用ひ候而もを欺き人心之憤怒を重ね、長征ニて兵勢之衰を示シ条理

して動へき事と奉存候、当分之処、一言発すれハ名分大御座候間、此時ニ当りてハ理を尽して進ミ、勢ひを詳ニ

義を明ニし、義を以立、確乎として不動」(第一四一七

ないとする。同様の発想は慶応二年二月十八日付書状義に則り人々の衷心より納得できる筋道に従わねばなら号)と指摘し、薩藩のとるべき方針は、条理・名分・大

服可致世態とハ相成、人心之帰向、是より外ニ無他次第(第一四八四号)の中でも、「大道之相立候所、いつれ心

のは理の然らしむる処であった。これが故に慶応元年十といい切っている。薩長同盟がこの年一月に締結されるニ成行申候、具眼之人ハ大ニ道ヲ起し可申時と奉存候」

二月十七日付の久光宛書状(第一四四五号)では、伊達

ニ西郷始変化之由、尤被為於 両明公、御依然持重ト心無之、貴国両賢公御処置敬承之末と申置候、近日頗暴論宗城が「先日ハ不図吉井参候得共、救時之大策、僕着眼

得候」と西郷の動きを評しているのである。

三 京•国許連絡情報

収められている京都通信は、幕末政治史に関心を寄せるな重みを有することとなる。この意味では、本史料集におが政局の中心となっており、京都の動向如何が決定的な重みを有することとなる。とりわけ文久二年以降は京

あった。

の答えを、「此節 勅使御下向と伝承候間、越前々中将衛家より命ぜられた次第を報じているが、その際の慶徳京に立ちよった因州藩主池田慶徳の様子を探るように近文久二年十一月五日、本田弥右衛門は十月に参府途次、

者にとって必須の史料となる。

殿ニハ兼而不外御懇意之事、雑談ニ而も御申合程ニ而

の真意を確かめることも、京都詰めの重要任務の一つでの真意を確かめることも、京都詰めの重要任務の一つで、大上京後、続々と上京、国事周旋を図ろうとする諸大名は、一・越両家江屹と 叡意ハ此通りと腸迄浸通候様故ニ、一・越両家江屹と 叡意ハ此通りと腸迄浸通候様故ニ、一・越両家江屹と 叡意ハ此通りと腸迄浸通候様 上州容堂殿ニ茂御知己之事、一橋卿ハ案内之通兄弟之事

御様子故、嘉謀善策も空廃擲之体、実ニ心外之事ニ候、(の処)(中略)更ニ御採用も無之、堂上方何れも敵視之(慶喜・春嶽・容堂)之儀、当時第一忠誠を被尽候賦になっていく。二月十五日付の本田書状には、「右三家だが、文久三年に入り京都状勢も予想のつかないもの

被仰出候得共、其侭ニ而為何事も無之故、名のゞ御還俗之徒、公卿を挟ゞ異議暴説紛々擾々」「青蓮公御還俗ハ投書又ハ斬首を投入等之事言語同断ニ而、処士横議浮浪

受持ハ有なから御相談ハ無之、悉新関白之決ニ出候模様」 思召之御議論さへ不被行、 陽明公も内覧御

なり行、泣血慨歎之至ニ不奉堪」(第四八四号)と、そ "唯々今之朝廷ハ朝廷之朝廷ニ非す、浮浪書生之朝廷と

の有様がなまなましく報ぜられるのである。 禁門の変以降、鹿児島藩の方針が西郷的な独自性を強

めていくに従って京都通信は更に具体的なものになって

いった。元治元年十一月二十六日、小松帯刀は慶喜邸に

不相済、 参殿、彼の反応を探っており、「只今之役人ニ而ハ迚も 板倉ニ而も差出候而ハ如何と折角相考居候事ニ

候」との彼の咄に対し、「只今之形勢ニ而は究而橋公・

案中御座候間、順を以申さは、只今之内閣老辺御切替之 処第一、 得、其上ハ弥幕威ヲ張り、以前之通 朝廷よりハ決而御差留ニ可相成、その時は則混乱も差見 会津・桑名辺之処、京師曳取候様幕命可相発、左候へは、 無左候は諸侯ヲ御頼、 橋公之御手限ニ而朝命ヲ 朝廷ヲ軽蔑し候は

御奉シ、天下之大政被相替欤、両条外ニ見込も無御座候」

〔第一二一五号〕と鎌をかける議論を持ち出し、「何もか

西郷を含めた鹿児島藩方針の確立を求めているのである。 も征長等相済候上、大島罷下、 慶応元年十月七日には、条約勅許の舞台裏が大久保利 上之思召相伺候賦」と、

議迄延期との内大臣近衛忠房案は、「一橋辺より申上候 通より詳細に報告される。 即ち四日夜半、勅許を諸侯会

ハ、中々左様之応接いたし候而も承伏いたし夷情ニ無之、

ましく、小笠原等もロヲ揃へ兵端ヲ開候得は、忽チ 則兵端ヲ開候ニ相違無之候間、兔角 御許容相成外有之 皇

延之応接ハ出来不申ト差究、 国焦土と相成、不可謂之御至難相迫候義ト申上、 一橋よりも申上、 迚も遷 内府公

次第ニ而不及御徴力候」と忠房から朝議の内情をうちあ も十分御議論も被成、必死ニ御振はまり之事候得共、右

退席不仕と申募、若此義 及、実ニ強情ニ申張、此儀 御許容ニ而奉迫候諸藩も御座 御許容不相成候而ハ寸歩も けられたこと、五日の朝譲でも「只今一橋江御激論ニ被

候ハ、、私処置ヲ加可申と迄申上、迚も致方無之勢ニ而、

794

之御事」(第一四○○号)となったのである。慶喜が一 乍御残念三港条約丈ハ 会桑の中軸となっていたことが、この大久保報告からも 御許容相成候筋御内定相成候と

74 江 戸 情 報

裏づけられるのである。

京都情報の背後にかくされてあまり目立たないものの、

江戸藩邸より報ぜられる江戸と江戸幕閣情報も幕末政治

藩の藩力量そのものが、この時期とりわけ充実していた 史を研究する上でのまたとない史料なのである。 ことを示す証左にも、このことはなっている。 鹿児島

沢勘七郎殿申上候(外国奉行) 江戸内情を詳細に報告しているが、 文久三年七月晦日付の今井彦四郎報告は将軍東帰後の 大目付竹本甲斐守殿、 その中で、「此頃 御目付杉浦

不可を被為謀候様之念遣は、

先ツ薄き様に申事ニ御座候

上京に関し、「当幕役之趣意を固く取て格別

朝廷之御

不仕、 正一郎殿三人して、 申上候ハ、方今公辺之御始末ニ而ハ天下之諸侯伯も信服 且京師ニ対せられ候ても不相済、是非横浜より手 一橋公の御館ニ罷出、 懇ニ御諫さめ

> 御腹立候て、 も有之候」(第六三○号)と、幕府内の諸派に関しても 家来連ハ幾人にても椅子を設けられ、其侭にて応対饗応 様・若年寄松前伊豆守様抔ハ開説御主張にて、 平生之座臥ニ茂夷人之用ひ椅子抔ニよりかゝり被居。 御用ひ更ニ無御座候」、「新閣老有馬遠江守 松前侯杯

ニかけ追々鎖港可致との事を申上候得ハ、一橋公殊之外

正確な情報を提供している。

戸藩邸の任務となるが、慶応元年一月二十九日、 るとともに、当月十九日~二十日の松平・阿部両閣老の 助は前年末の松前・立花両閣老上京の始末の内情を報ず 禁門の変以降、幕権回復のための動向を探ることが江 柴山良

成就なれハ幸、御成就不被成ハ夫を申立、 御座候、左候而、一ツハ又、事之成不成は次ニ、其儀御 深密之奸謀を被為相托候訳も有御座間敷様、 尤右通御不印之御方被召立候儀ニ付而は、 幕役より格別 人之評説も

官職ヲおとす

の意を寓し候訳ならんと推考被仕申候」(第一二七一号)

より之御儀ニ御座候得共、参政酒井飛驒守様之処、大ニに関説し、「当分閣老諏訪侯・水野侯等、権御座候は素との見通しを述べている。更に現時点での幕閣中心人物

右は御老中ニ無御座候て、内々は御老中と申処より之事守様を指して、内御老と申事流言之様申唱候由御座候、議論相立申候向ニ而、旗本之不和を抱き候連中より飛騨

ためにも本書中の幕府情報は活用されて然るべきである。現在、幕末期の幕府研究は十分進んでいないが、その

ニュースも入手しているのである。

ニ被聞申候」と、おそらく幕臣内攘夷派を情報源とした

で、南部弥八郎が活躍することになるのである。そして、江戸藩邸の全体をみわたした情報収集網の中

集の特徴については、「玉里島津家史料月報」第四号でなお、薩英戦争・長州征伐に関する鹿児島藩の情報収

芳即正氏が分析している。

五 海外情報

たが、直接海外に渡航した藩士の書状も本書にはかなりれていた英字新聞の翻訳もその情報源の一つとなってい海外情報に関しても常時注意が払われ、横浜で刊行さ

収められている。

心を明し申奏、基恐るへし「(第二三八号)とヨーロッ日本を握ル之内心有之候由、仏人ニ知己有之、秘ニ其危ひ、又来年は朝鮮を攻るの下心有之」「仏は英魯ニ先立、を出しているが、「仏はメキシコを攻め、安南は既ニ奪を出しているが、「仏はメキシコを攻め、安南は既ニ奪・工日付でハーグから長崎薩摩屋敷の八木称平宛に書状土七日付でハーグから長崎薩摩屋敷の八木称平宛に書状土とり、建設のは、文久二年六月

と、小笠原所属問題にもきちんと目配りができているのは既ニ日本領となりたりと云、水野築州之功なるへし」パ状況を述べるとともに、「昨日之新聞紙ニ云、無人島心を明し申候、甚恐るへし」(第二三八号)とヨーロッ

である。

二年七月十五日付で普墺戦争での小銃問題に言及する一また留学生監督として英国に渡った町田久成も、慶応

大、目前に迫った兵庫開港に関し横浜の如き英仏軍駐屯方、目前に迫った兵庫開港に関し横浜の如き英仏軍駐屯 大平立の事態を警戒し、「何れ之地も外国之兵を居事ヲ許し申 の事態を警戒し、「何れ之地も外国之兵を居事ヲ許し申 方、目前に迫った兵庫開港に関し横浜の如き英仏軍駐屯 大い事を得ス候義ニ御座候」(第一五二五号)と、主権 大ル事を得る候義ニ御座候」(第一五二五号)と、主権 大ル事を得る候義ニ御座候」(第一五二五号)と、主権 大ル事を得る候義ニ御座候」(第一五二五号)と、主権 大ル事を得る候義ニ御座候」(第一五二五号)と、主権 大ル事を得る候義ニ御座候」(第一五二五号)と、主権 大ル事を得る候義ニ御座候」(第一五二五号)と、主権 大ル事を得る候義ニ御座候」(第一五二五号)と、主権 大ル事を得るに対している。

六 其他の諸情報

国家のあり方を藩首脳部に示すのであった。

するもの以外のものも豊富に存在している。そのいくつ本史料集に収められているものの中には鹿児島藩に関

かを紹介しておこう。

が、その中で直弼は慶勝処分の理由を、①当春、「御家後、新藩主徳川茂徳に送った大老井伊直弼書状写である

第七七号文書は安政五年七月尾張藩主徳川慶勝処分直

とし、②をすておいては、「国主方へも難相立(朝廷江なったこと、②「騒動ケ間敷」不時登城を行ったこと故中之者一両人も京地江被遺、内密ニ彼地風聞御聞取」に

御勤品にも相拘」る、と述べている。また、奥医師岡櫟

有之候事ニ候ハ、、何ケ年相立候共御触難戻」と岡が主御医師御用ひ不相成趣」御触があった以上、「一度御触置をとったことに対し、「六ケ年程以前蘭方医は以来奥仙院の処罰は、家定急病につき、蘭方医奥医師登庸の措

儀如何様共取納方御座候得共、国主両家(高知・宇和島)弼のとろうとした強硬策に反対し、「尾水様は御内輪之

張したが故であり、右筆組頭志賀金八郎自刃の理由は

直

だ、と説明している。安政大獄発端を考察する際の好史国主両人名前相省(御代々様永久被為続候様存意」からは難納、左候ハ、、一統騒動は眼前」「今我一命を捨、

料である。

大垣藩家老小原鉄心に面会、その際の鉄心談話を覚書と第八五九号文書は、加賀藩士福岡惣助が文久三年末、

る処あり、薩譎謀ニ長すといへとも、是を防の術なかる 郎と共ニ事を計る」と、客観的に藩情をとらえている。 又小松帯刀と云者頗度量あつて、尓も才識あり、故ニ三 真正義派と唱ふ、君公若年未論せす、三郎国威を取諸政 いる。 人心を探るの外可無他事、其正気人心たるや、当時朝廷 方今天下物議之正邪を公正明糺するの人心薩をゆるささ 難する中で、時局の認識には、人心の「正気」を踏える また鉄心は、八・一八クーデタへの薩藩の関与を強く非 其手ニ出故ニ、三郎派一党時を得て真正義之党を幽閉す、 ことが不可欠だと力説し、「可恐者は天下人心之正気也、 ふれ、「薩州藩たるや今三党に分而、 国論派・三郎派 人物である、と納得させる広い視野がそこには示されて 自藩を存続させ、その後朝廷内でその声望をうたわれた したものだが、さすが、戊辰の際朝敵藩となろうとした へし」「方今天下之形勢枢機を得るときは、 鉄心は諸藩を忌憚なく批評する中で鹿児島藩にも 唯海内正気

ニもあらす、幕府ハもとより、又列侯にも非す、唯海内

がいっているのもあながち形式をととのえるだけのもの

征夷之御職掌を受させられ候御事故、万一順伏せさる外 之御武備無御座候てハ、護国之御規模相立申間敷」と勝 蕃有之候得ハ、欧米之遠洋といへとも御親征被為遊候程 立、広く全国之人材を御用ひ不被遊候てハ何分海軍盛大 文書は、元治元年一月十四日、将軍家茂に提出した彼 集にもいくつかの好史料が収録されている。第八七五号 れは彼の没年までつながっていくことになるが、本史料 同するハ、唯此正気人心なり」と、時局を深部のところ 之烈士間ニ潜伏す、今天下種々之物議を生るや、 ニ到申間敷」と堂々と正論を述べている。「当時武家 不論学術を以て御抜擢、一代限ニて海軍惣督迄ニも御取 海軍振興策だが、「先全国之海軍諸取立ニ相成、 士民を の者達だ、と断言している。 でつき動かしているのは、朝廷・幕府・列侯よりも下層 朝廷幕府列侯之公私正邪之機ニ出、其公私正邪之情実を 勝海舟は鹿児島藩とは斉彬以来のかかわりを持ち、そ 其源

策を約束しなければならない敬愛する主君家茂への励しではなく、再上洛の上、孝明天皇に幕府主導の対外強硬

の言葉なのであるのだろう。

鎌倉已来之弊故、いたし方も無之候得共、是よりハそん 様ニ心得、朝幕なと唱候故、事皆間違ニ成立候、是等ハ 『座談』では上京時の会津藩とのやりとりは、「みンなと なものニ而ハ決而相済ス、いつれ大藩之五六藩も尽力い いふ役所と心得候得ハ、訳ハ無之候得共、夫をわか物同 人を相手にして、「何分、幕ハ 可致」と議論したとある。また幕政改革に関しても、 そのようなるタヒコ持ハいやちや」「乍併、以道論丈ハ 候ハ、大忠を尽せ」「薩・会之中、周旋ハ決而不出来、 た」とあるだけだが、こちらの史料によると、「忠を尽 舌戦すると言つて、とう~~みンなをたたきつけて仕舞っ 房ノ対長州意見」は、その話の裏づけをするものである。 ぜられた時の話があるが、第一五○八号文書の、「勝安 "海舟座談』にも、慶応二年六月、急に大坂行きを命 朝廷之御役所、則幕と 薩

くわかる。

くわかる。

くわかる。

ない、とも~~得失を論判し、宜敷をとるの仕掛ならてたし、とも~~得失を論判し、宜敷をとるの仕掛ならて

おこなうこと、②幽閉の堂上宥免のこと、③長防解兵一う。大原は孝明天皇の面前で、①諸侯召の達を朝廷よりの詳細を記録した第一五四四号文書は白眉のものであろの大原重徳・中御門経之始め二十二名の公卿列参事件

朝廷内の動きを語る諸史料の中でも、慶応二年八月晦

を縷々発言、これに対し孝明天皇は逆鱗、「勅語ニ而四

条の御達書不条理のこと、④近年屢々朝廷御失体のこと、

、これでは、それでは、これで、これでは、これでは、これで相成、是式之儀ニ列参いたし、不敬之至ニ候」と反論を条とも一々採用難致、就中幽閉之諸卿解罪之儀ハ猶以

異国之甚を申出ル者なく、其節之切迫ハ此節ニハ難競事舶襲来之節ハ、実ニ 皇国未曽有之重事ニ候処、一人もし、「是程ニ誠忠を尽すの存意ニ候ハ、、昨年兵庫江異

候処、こと~~敷推参不敬之至ニ候」といいはなってい

ぼり、 方をしたのではないかと、疑念が出そうな程の見事な叙 ている。この書付の作成者が、あるいは実態以上の纏め 已被行候儀ハ、御一人之御罪と奉存候」と猛然と攻撃し 塞仕候故、 之御職掌候処、万端一・会・桑之論迄を御聞込、 被仰出候御儀ニ而、此一篇ニ付而は、アサハ御当職之上 之御名高被為在候故、只今之御身上ニ被為成、国事扶助 及し、「左様ニ御座候、宮と奉差儀は、全体御法中賢明 事ニ候」と発言する。大原は、この言をとらえて更に追 来かたく、一々尤之論、実ニ的中、申開出来かたく恐入 ニ可有之、善と考へたる事も皆悪ニ変し、一言之答も出 上ニ就而は、 は自分の責任だと謝罪したのに対し、大原は、「国事之 ニ御立、 また、 標印となった賀陽宮朝彦親王は、「夫ハ自分之事 御裁判被遊候而、 ④の朝廷失体の件につき、関白二条斉敬がそれ 如斯勢ニ相成候而も御悔悟無之、弥不条理而 御失体之御方、 万事公平至当之御所置御請持 外ニ被為在候」と鋒先をし 言路欝

述の仕方ではある。

七 編纂上の若干の問題点

発生したと思われる点が若干あるので、紙幅の許す範囲と対象と句読点の賦与が第一の仕事となる。この点においてみと句読点の賦与が第一の仕事となる。この点においてない、冒頭にも述べておいたがこれほどの大部の史料集がし、冒頭にも述べておいたがこれほどの大部の史料集がし、冒頭にも述べておいたがこれほどの大部の史料集を毎年一冊宛刊行することは、卒直にいって不可能に近い過重な課題である。物理的な時間的欠如からやむなくい過重な課題である。物理的な時間的欠如からやむなくなる年、同様に対象となるのが、紙幅の許す範囲を毎年一冊宛刊行することは、卒直にいって不可能に近ばし、対象となるのが、紙幅の許す範囲を毎年一冊宛刊行することは、卒直にいって不可能に近いる。

をとっており、文書名についても玉里島津家で与えたそ成されていた文書目録番号に従っての編年順という原則本史料集の編纂は、例言にある如く、玉里島津家で作

で指摘しておきたい。

た場合にのみ疑問符を付すべきである。

のだ。もとの考証に疑問があるが、年代確定が不可能だっ

れを踏襲している。但し第六六○号には、「議奏国事参れを踏襲している。但し第六六○号には、「議奏国事参れを踏襲している。そして、文久三年時の書付と慶応三年時の書付の二通がまとめて収められているように、玉年時の書付の二通がまとめて収められているように、玉本史料集編纂を玉里島津家の文書整理番号に則っておこ本史料集編纂を玉里島津家の文書整理番号に則っておこ本史料集編纂を玉里島津家の文書整理番号に則っておこ本史料集編纂を玉里島津家の文書整理番号に則っておこ本史料集編纂を玉里島津家の大書を理番号に則っておこなうのであれば、一点一点の考証には然るべく留意する必要があったのである。そして、それは当然のこととし必要があったのである。そして、それは当然のこととし必要があったのである。そして、それは当然のこととし必要があったのである。そして、大田は当然のこととしいます。

べきだと評者は考えるが如何。考証とはそういうものなないのではなかろうか?(正しくは文久三年)と断言す次にあるような、(文久三年カ)という表記は正しくはとがはっきりとした場合には、例えば第一三八一号の目然し、考証の結果、以前の年代推定が誤りであったこ

記を施したこととなる。 年の慶応元年の筈はありえない。この箇所には誤った注る一昨年が禁門の変の勃発した元治元年である以上、翌る。但し、この史料中の「家来共一昨年七月」云々とあとなっているのを、「慶応元年ノ誤リカ」、と注記していま一個第一四七七号などは、元の年代推定では慶応二年一月

の誤りが訂正されなかったものである)。第二巻では、文久二年のグループに加えてしまい、本史料集でも、そは、但し、端裏付箋には「癸亥村上銀書」と正しく考銀右衛門書翰」が文久二年となっているが文久三年が正銀右衛門書翰」が文久二年となっているが文久三年が正は、第二六六号「村上路襲されているのに、玉里島津家で文書番号を付する際、正されているののに、玉里島津家で文書番号を付する際、との誤りが訂正されなかったものである)。第二巻では、第二巻を書きます。

第七八八号久光公京都守護職任命につき「朝廷ヨリ幕府

ヘノ御沙汰書」が文久三年となっているが、第三七五号

被相渡候」とあり、 日付三条実美書状)に「薩守護職於幕府御請ニ相成候」 仰出候由ニ而、 また第三九八号(文久二年十二月五 別ニ関東江被 仰達候写も同断

となっている処からすると、文久二年が正しい。第三巻

では、第一一二〇号「大久保利通ョリ長州処分ノ建言書」

ニ付久光公ノ意見書」(共に元治元年二月) と内容的に 「長州罪状ニ付久光公ノ意見書」、第九六一号「長州処分 が元治元年七月となっているが、この史料は第九六○号

ほぼ重っており、また禁門の変前後の緊迫した政治状況

りである。第四巻では、第一五三一号「家茂将軍職ヲ慶 を全く反映しておらず、七月とするのはいずれにしろ誤

中「不計夷舶兵庫湊へ渡来、条約之廉々改而 喜ニ譲ルノ願書」が慶応二年七月となっているが、史料 勅許有之

候様申立」云々とある処からも、慶応元年十月三日の家

それほどの困難もなく考証しえた部分であると思われる。 は、 茂の将軍職辞退願書であることは明らかである。これら いずれも時間的ゆとりが編纂者に与えられていれば、

> なお、 元の年代推定に疑問符をつけた史料中の若干の

ものは、 考証が中途半端にとどまっているものがある。

例えば第三四六号の江戸薩邸に於ける水藩浪士保護の件

で文久二年十月二十九日のものとされ、その年に疑問符 に付「堀仲左衛門ヨリ在国ノ同志へ」書状は、 元の考証

中推参いたし、(中略)いまに滯留」とあるのは、 がつけられている。しかしながら、「過日水藩浪人共夜 当時

評判となった万延元年八月二十七日の水浪薩邸推参事件

十五日の斉昭死去にも言及しているのだから、 を指し、更に「老侯御逝去為天下 慟哭仕候」と、同月 万延元年

ときっちり断ずべきであった。また、第四八二号文久三

「禁門護衛京都市中其他取締ニ付幕府ヨリ朝廷ヘノ上申」 年二月十一日付「瀧川播磨守ヨリ九門並京師内外警衛ニ 付朝廷へノ建言」と第九五○号元治元年(?) 二月付

は共に同一の文書であり、 一方に疑問符をつけて事がす

号が下賜されるのが二月十七日であり、また「壬生村浪 む問題ではないだろう。史料中、中川宮とあるが、同宮

802

とするのは間違いではないのか。

また第一三四四号慶応

元年閏五月付「吉川監物ヨリ長藩末家へノ通牒」とある

史料冒頭に「岩国より広島江差出候歎願書」とある

部弥八郎は、共にこの時期は江戸で活動しており、

長崎

離するのは文久三年三月のことだから元治元年が正しい。士」と記されている新選組が清河八郎等の浪士組から分

考証のやり方が不十分である。

たものにあと一つ表題問題がある。 元の考証の誤りや不正確さが訂正されずにひきつがれ

第五四七号に文久三年五月八日付「近衛関白言上書」、第五四七号に文久三年五月十日付「近衛関白ノ辞表ト留第五五一号に文久三年五月十日付「近衛関白ノ辞表ト留第五四七号に文久三年五月八日付「近衛関白/辞表ト留

南部弥八郎ョリ大久保一蔵へ」とあるが、柴山良助と南第一二二四号に元治元年十二月二日付「長崎柴山良助

した本藩家老の歎願書であり、表題としては不適切であ通り、本藩から岩国を含め各末家より幕府宛周旋を依頼

ろう。

組みあわされて送付されるのが通例であった。書状に添うまでもなく、当時の通信方法においては書状と別紙がりまでもなく、当時の通信方法においては書状と別紙が次に出てくる編纂上の問題が別紙注の問題である。い

である。時間の大幅なゆとりが許されれば、本紙・別紙識・情報になったかを明らかにすることが可能となるの来れば、どの情報が、いつの時点で受信者にとっての知

附されていた別紙が何と何だったかを確定することが出

ましい。それが時間的に無理なのであれば、別紙注記をの纏りを復元し、その形で史料集が編纂されることが望

というペースではそれも不可能に近い。従って、利用者施す形で通信の纏りを示すのが次善の方法だが、年一冊

第四○号に嘉永五年六月付「六人部美濃守是香ヨリ島津もありうるだろう。この問題と関連する点を指摘すれば、は目次から当面必要なものだけを拾って事を済ます場合

本合せを考えながらその年を文久元年から二年の間にしみ合せを考えながらその年を文久元年から二年の間にし、 、一三三号、一三八号、一四六号等、弘化年間にはじまる真木和泉の一連の著作物、上書がある。これらが作まる真木和泉の一連の著作物、上書がある。これらが作まる真木和泉の一連の著作物、上書がある。これらが作まる真木和泉の一連の著作物、上書がある。これらが作まる真木和泉の一連の著作物、上書がある。これらが作まる真木和泉の一連の著作物、上書がある。これらが作まる真木和泉の一連の著作物、上書がある。これらが作まる真木和泉の一連の著作物、上書がある。これらが作まる真木和泉の一連の著作物、上書がある。これらが作まる真木和泉の一連の著作物、上書がある。これらが作まる真木和泉の一連の著作物、上書がある。これらが作まる真木和泉の一連の著作物、上書がある。これらが作まる真木和泉の一連の著作物、上書がある。これらが作まる真木和泉の一連の著作物、上書がある。これらが作まる真木和泉の一連の著作物、上書がある。これらが作まる真木和泉の一連の著作物、上書がある。これらが作まる真木和泉のでなければ、本紙・別紙の組入に、第一五〇二号の慶応二年の担談を記して、またが、また。

た往復書状は内容もあり、史料として十分活用出来るもてみよう。島津久光と肥後藩の細川良之助の間でなされて、逆に史料の考証が進展していくだろう。一例を挙げである。また、このような注記を正確に施すことによっ方の書状の質問が、他方の返書の回答となってくるから

のである。ところが、元の考証がどこかでズレたのか、

無理なもので、それを訂正することが後続者の仕事であ元の間違い(文書整理の際に完璧な目録の作成など本来執筆されている。これなどは、久光書状との往復の中で毎良之助書状が慶応元年とすべきところを、共に慶応二第一四九〇号、一四九五号、一五二一号三通の久光宛長

ルがそれを許してはいないのである。るだろう)は発見しえた筈である。しかし、スケジュー

(東京大学史料編纂所教授)

の注の必要性は書状の往復に関し必要となってくる。一

最後の編纂上の問題は参照注の問題である。特に、こ

ぼりこまなければならない。

斉彬公へノ上書」というものがある。この時に斉彬がこ

		編資 集調	学芸専門員	室調査史料室	館	鹿児島県歴史資料セン				委				顧 史料編さん 問
		員査	員	長室	長	歴		٠		員				問ん
籾	濵	荒	林	尾	今	資料	Щ	Ξ	原	安	鹿児	前尚	東京	東 京 史大
木	田	田		П	吉	センタ	田	木	П	藤	鹿児島大学名誉教授	尚古集成館館	史料編纂所教授 東京大学	史大 料学
奈	亜	邦		義		1	尚				子名	成舶	編集	文料編纂所所長 入学
津	樹					黎明館					割教	館	教	所 所
子	子	子	匡	男	弘	館	=	靖	泉	保	授	長	授	長
山	樋	那加					堂	宮	日	晋	£ī.	芳	宮	石
元	渡	野					満	下	隈		味		地	上
千	美佳	文					幸	満	正	哲	克	即	Œ	英
華	子	恵					子	郎	守	哉	夫	Œ	人	_

鹿児島県史料

玉里島津家史料 十

平成13年1月10日 印刷 平成13年1月31日 発 行

非 売 品

編 集 鹿児島県歴史資料センター黎明館 発 行 鹿 児 島 県

印刷所 株式会社 きょうせい